

接続約款変更届出書

令和2年3月24日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8003

住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏名 KDDI株式会社

代表取締役社長 高橋

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第3号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日

令和2年3月31日

接続約款変更届出書

令和 2 年 3 月 27 日

総務大臣 殿

郵便番号 900-8540

住所 おきなわけん な は し まつやま いっしやうめ ばん ごう 沖縄県那覇市松山一丁目 2 番 1 号

氏名 おきなわ せん わかぶしきがいしゃ 沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 ゆあき ひろ 湯浅 英

登録年月日 平成 16 年 4 月 1 日

及び登録番号 第 71 号

連絡先

電気通信事業法第 34 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

| | |
|------|-----------------|
| 実施期日 | 令和 2 年 3 月 31 日 |
|------|-----------------|

電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

| 新 | 旧 | | | | | | | | | | | | |
|---|--|-------|-----|-----|---------|--|--|----|-------|-----|-----|---------|----------------------------------|
| <p>第1章 総則 (約款の適用)</p> <p>第1条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第34条第2項の規定に基づき、当社当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備と当社以外の電気通信事業者（以下「他事業者」といいます。）の電気通信設備との相互接続（以下「接続」といいます。）に関し、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が取得すべき金額（以下「接続料」といいます。）及び接続の条件についてこの接続約款（料金表及び技術的条件集を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより他事業者との間で、当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備との接続に関する協定（以下「協定」といいます。）を締結し、当社の第2種指定電気通信設備との接続を行います。</p> <p>2 前項の規定のほか、当社の指定電気通信設備若しくは当社及び特定BWA事業者は、当社若しくは当社の指定電気通信設備及び特定BWA事業者の指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件をこの約款に定めます。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、非指定電気通信設備について、接続料及び接続の条件をこの約款に定める場合があります。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、この約款を変更することがあります。この場合には、接続料及び接続の条件は、変更後の約款によります。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="152 1289 1093 1445"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 相互接続点</td> <td>当社と他事業者との間の協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（特定BWA事業者と当社と他</td> </tr> </tbody> </table> | 用語 | 用語の意味 | 1～3 | (略) | 4 相互接続点 | 当社と他事業者との間の協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（特定BWA事業者と当社と他 | <p>第1章 総則 (約款の適用)</p> <p>第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第34条第2項の規定に基づき、当社の第2種指定電気通信設備と当社以外の電気通信事業者（以下「他事業者」といいます。）の電気通信設備との相互接続（以下「接続」といいます。）に関し、当社が取得すべき金額（以下「接続料」といいます。）及び接続の条件についてこの接続約款（料金表及び技術的条件集を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより他事業者との間で、当社の第2種指定電気通信設備との接続に関する協定（以下「協定」といいます。）を締結し、当社の第2種指定電気通信設備との接続を行います。</p> <p>2 前項の規定のほか、当社は、当社の指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件をこの約款に定めます。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、当社は、非指定電気通信設備について、接続料及び接続の条件をこの約款に定める場合があります。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、接続料及び接続の条件は、変更後の約款によります。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="1160 1289 2101 1445"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 相互接続点</td> <td>当社と他事業者との間の協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点</td> </tr> </tbody> </table> | 用語 | 用語の意味 | 1～3 | (略) | 4 相互接続点 | 当社と他事業者との間の協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点 |
| 用語 | 用語の意味 | | | | | | | | | | | | |
| 1～3 | (略) | | | | | | | | | | | | |
| 4 相互接続点 | 当社と他事業者との間の協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（特定BWA事業者と当社と他 | | | | | | | | | | | | |
| 用語 | 用語の意味 | | | | | | | | | | | | |
| 1～3 | (略) | | | | | | | | | | | | |
| 4 相互接続点 | 当社と他事業者との間の協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点 | | | | | | | | | | | | |

| 新 | | 旧 | |
|--------------------|--|-----------------|--|
| | <u>社が共同設定する他事業者との接続に係る電気通信設備との接続点を含みます。)</u> | | |
| 5～7 | (略) | 5～7 | (略) |
| 8 相互接続通信 | 相互接続点と契約者回線等との間の通信又は相互接続点相互間の通信（別表1（接続により提供する機能）に規定する携帯電話・PHS番号ポータビリティ転送機能を提供する場合があります。）であって、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備を経由するもの | 8 相互接続通信 | 相互接続点と契約者回線等との間の通信又は相互接続点相互間の通信（別表1（接続により提供する機能）に規定する携帯電話・PHS番号ポータビリティ転送機能を提供する場合があります。）であって、当社の第2種指定電気通信設備を経由するもの |
| 9～25 | (略) | 9～25 | (略) |
| <u>26 特定BWA事業者</u> | <u>UQコミュニケーションズ株式会社</u> | [新設] | |
| 27 接続申込者 | (略) | 26 接続申込者 | (略) |
| 28 au通信サービス | (略) | 27 au通信サービス | (略) |
| 29 セルラーLPWAサービス | (略) | 28 セルラーLPWAサービス | (略) |
| 30 リモートアクセスサービス | (略) | 29 リモートアクセスサービス | (略) |
| 31 MVNOサービス | (略) | 30 MVNOサービス | (略) |
| 32 <u>特定接続サービス</u> | <u>当社及び特定BWA事業者がその基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社及び特定BWA事業者であるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して一体的に提供する電気通信サービスであって、契約の申込者が指定する1の協定事業者（直収パケット接続機能を利用してMVNOサービスを提供するものに限ります。）との間の相互接続点との間の通信に限り提供する電気通信サービス</u> | [新設] | |
| 33 契約約款 | (略) | 31 契約約款 | (略) |
| 34 契約約款等 | (略) | 32 契約約款等 | (略) |

| 新 | | 旧 | |
|-----------------|---|-----------------|--|
| 35 LPWA 契約約款 | (略) | 33 LPWA 契約約款 | (略) |
| 36 契約者 | (略) | 34 LPWA 特定接続契約者 | 協定事業者との間で、協定事業者から電気通信サービス（セルラーLPWAサービスを利用して提供するものに限り。）の提供を受けるための契約を締結している者 |
| 37 特定接続契約者 | 特定接続サービスの提供を受けるための契約を締結している者 | 35 契約者 | (略) |
| 38 LPWA 特定接続契約者 | 特定接続契約者のうち、協定事業者との間で、協定事業者から電気通信サービス（セルラーLPWAサービスを利用して提供するものに限り。）の提供を受けるための契約を締結している者 | [新設] | |
| 39 利用者 | (略) | | |
| 40 利用者料金 | (略) | 36 利用者 | (略) |
| 41 役務区間合算料金 | (略) | 37 利用者料金 | (略) |
| 42 役務区間単位料金 | (略) | 38 役務区間合算料金 | (略) |
| 43 交換設備 | (略) | 39 役務区間単位料金 | (略) |
| 44 中継交換機 | (略) | 40 交換設備 | (略) |
| 45 直収パケット交換機 | (略) | 41 中継交換機 | (略) |
| 46 帯域制御装置 | (略) | 42 直収パケット交換機 | (略) |
| 47 伝送路設備 | (略) | 43 帯域制御装置 | (略) |
| 48 回線終端装置 | (略) | 44 伝送路設備 | (略) |
| 49 文字メッセージ | (略) | 45 回線終端装置 | (略) |
| | | 46 文字メッセージ | (略) |

| 新 | | 旧 | |
|----------------------|---|----------------------|--|
| 通信用設備 | | 通信用設備 | |
| 50 文字メッセージ通信用信号変換装置 | (略) | 47 文字メッセージ通信用信号変換装置 | (略) |
| 51 文字メッセージ通信 | (略) | 48 文字メッセージ通信 | (略) |
| 52 特定電子メール | (略) | 49 特定電子メール | (略) |
| 53 通信用建物 | (略) | 50 通信用建物 | (略) |
| 54 番号ポータビリティ | (略) | 51 番号ポータビリティ | (略) |
| 55 携帯電話・PHS番号ポータビリティ | (略) | 52 携帯電話・PHS番号ポータビリティ | (略) |
| 56 消費税相当額 | (略) | 53 消費税相当額 | (略) |
| 57 a u I Cカード | 電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、 <u>当社及び特定BWA事業者が一体的に提供する通信サービスの提供を特定接続契約者が受けるために、当社及び特定BWA事業者が協定事業者（直収パケット接続機能を利用してMVNOサービスを提供するものに限り、）を通じて特定接続契約者に貸与するもの</u> | 54 a u I Cカード | 電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、 <u>a u 通信サービス契約約款に規定するWIN特定接続契約又はLTE特定接続契約に規定する役務、又はLPWA契約約款に規定するLPWA特定接続契約に規定する役務の提供を受けるために、当社がWIN特定接続契約者、LTE特定接続契約者、LPWA特定接続契約者に貸与するもの</u> |
| 58 業務支援システム | (略) | 55 業務支援システム | (略) |
| 59 業務支援端末 | (略) | 56 業務支援端末 | (略) |

第4条 (略)

(特定事業者・特定BWA事業者の電気通信設備との接続)

第5条 当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備によって一体的に提供されるLTE直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）、LTE直収パケット接続機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）、又は5G（NSA方式）直収パケット接続機能（携帯電話・BWA電波連携分）に係る接続は、特定事業者の第2種指定電気通信設備

第4条 (略)

(特定事業者の電気通信設備との接続)

第5条
[新設]

新

旧

との同様の接続及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備との同様の接続と併せて行うことを要します。

2 当社の第2種指定電気通信設備との前項に定める接続以外の接続については、特定事業者の第2種指定電気通信設備との同様の接続と併せて行うことを要します。

当社の第2種指定電気通信設備との接続は、特定事業者が提供するau通信サービス又はセルラーLPWAサービスに係る第2種指定電気通信設備との同様の接続と併せて行うことを要します。

第2章 接続する設備の範囲

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

(標準的な接続箇所)

第6条 当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は、次のとおりとします。

第6条 当社の第2種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は、次のとおりとします。

| 標準的な接続箇所 | 内 容 |
|---------------------------|--|
| (1) 中継交換機の伝送装置 | (略) |
| (2) 直取パケット交換機に接続される帯域制御装置 | <u>当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備によって一体的に提供されるLTE直取パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)、LTE直取パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)、又は5G(NSA方式)直取パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)に係る直取パケット交換機に接続された帯域制御装置と接続される他事業者の電気通信設備の当社側端子</u> |
| (3) 文字メッセージ通信用信号変換装置の伝送装置 | (略) |

| 標準的な接続箇所 | 内 容 |
|---------------------------|--|
| (1) 中継交換機の伝送装置 | (略) |
| (2) 直取パケット交換機に接続される帯域制御装置 | 直取パケット交換機に接続された帯域制御装置と接続される他事業者の電気通信設備の当社側端子 |
| (3) 文字メッセージ通信用信号変換装置の伝送装置 | (略) |

第2節 相互接続点

第2節 相互接続点

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(相互接続点を設置する目的)</p> <p>第7条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び接続申込者は、当社、若しくは当社及び特定BWA事業者、又は接続申込者の契約者に対する電気通信役務の提供責任及び当社若しくは当社及び特定BWA事業者と接続申込者との保守の分界点とするために相互接続点を設置するものとします。</p> <p>(相互接続点の設置場所)</p> <p>第8条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び接続申込者は、当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続にあたり、第6条(標準的な接続箇所)に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。</p> <p>ただし、当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び接続申込者は、第15条(相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い)に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。</p> <p>(略)</p> | <p>(相互接続点を設置する目的)</p> <p>第7条 当社及び接続申込者は、当社又は接続申込者の契約者に対する電気通信役務の提供責任及び当社と接続申込者との保守の分界点とするために相互接続点を設置するものとします。</p> <p>(相互接続点の設置場所)</p> <p>第8条 当社及び接続申込者は、当社の第2種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続にあたり、第6条(標準的な接続箇所)に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。</p> <p>ただし、当社及び接続申込者は、第15条(相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い)に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。</p> <p>(略)</p> |
| <p>第4節 接続により提供する機能</p> <p>(接続により提供する機能)</p> <p>第11条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続により別表1(接続により提供する機能)に掲げる機能を提供します。</p> <p>(接続により提供する機能の休廃止の円滑な実施)</p> <p>第11条の2 別表1(接続により提供する機能)の1-1(基本接続機能)に規定する機能を休廃止しようとするときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は当該機能を利用する協定事業者に対して、機能を休廃止する1年前までにその情報を対面等説明(事業法施行規則第23条の9の7第1項に定める説明をいいます。以下、この条において同じとします。)により提供するものとします。(併せて、代替措置の提案等、他の電気通信事業者が必要な対応を行うための措置の実施についても行うこととします。)</p> <p>2 前項に規定する機能の休廃止に関する情報を、当該機能を利用する協定事業者に提供し、その協定事業者と協議が調った場合は、前項の規定にかかわらず、情報の提供から1年未満で当社若しくは当社及び特定BWA事業者は当該機能を休廃止することがあります。</p> <p>3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が休廃止する予定の機能について、</p> | <p>第4節 接続により提供する機能</p> <p>(接続により提供する機能)</p> <p>第11条 当社は、接続により別表1(接続により提供する機能)に掲げる機能を提供します。</p> <p>(接続により提供する機能の休廃止の円滑な実施)</p> <p>第11条の2 別表1(接続により提供する機能)の1-1(基本接続機能)に規定する機能を休廃止しようとするときは、当社は当該機能を利用する協定事業者に対して、機能を休廃止する1年前までにその情報を対面等説明(事業法施行規則第23条の9の7第1項に定める説明をいいます。以下、この条において同じとします。)により提供するものとします。(併せて、代替措置の提案等、他の電気通信事業者が必要な対応を行うための措置の実施についても行うこととします。)</p> <p>2 前項に規定する機能の休廃止に関する情報を、当該機能を利用する協定事業者に提供し、その協定事業者と協議が調った場合は、前項の規定にかかわらず、情報の提供から1年未満で当社は当該機能を休廃止することがあります。</p> <p>3 当社が休廃止する予定の機能について、接続申込者から当該機能を新たに利</p> |

新

接続申込者から当該機能を新たに利用する旨の意思表示があったときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は速やかに当該機能の休廃止に係る情報を対面等説明により提供します。この場合において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は接続申込者との協定の締結又は変更をもって、事業法第34条の2に定める周知を行ったこととします。

第3章 協定の締結手続き等

第1節 事前調査

(事前調査の申込み)

第12条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者が、当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備とその接続申込者の電気通信設備との接続等を申し込む場合は、その接続等の可否、接続可能時期、相互接続点の設置場所、当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備の設置又は改修の要否及びその接続等に係る概算費用の算定等の検討(以下「事前調査」といいます。)を行います。

2 接続申込者は、別表3(様式)様式第1の事前調査の申込書(以下「事前調査申込書」といいます。)を、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する事務取扱所に提出することを要します。

3 接続申込者は、事前調査申込書に、接続の概要、接続を希望する時期、希望する相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの予測トラヒック、接続の技術的条件及び当社若しくは当社及び特定BWA事業者に協力を依頼する事項を記載するものとします。なお、接続申込者がセルラーL PWAサービスとの接続を申し込む際においては、更に通信頻度、特定地域集中に係る事項を記載するものとします。

4 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から請求があるときは、事前調査申込書に記載する必要がある事項に係る情報を当社の事務取扱所において、提供するものとします。

(事前調査の受付及び順番)

第13条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、事前調査申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、事前調査の申込みの受け付けとします。

2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、事前調査の申込みを受け付けたときは、接続申込者に対して、受付年月日等を別表3(様式)様式第2の書面により通知します。

旧

用する旨の意思表示があったときは、当社は速やかに当該機能の休廃止に係る情報を対面等説明により提供します。この場合において、当社は接続申込者との協定の締結又は変更をもって、事業法第34条の2に定める周知を行ったこととします。

第3章 協定の締結手続き等

第1節 事前調査

(事前調査の申込み)

第12条 当社は、接続申込者が、当社の第2種指定電気通信設備とその接続申込者の電気通信設備との接続等を申し込む場合は、その接続等の可否、接続可能時期、相互接続点の設置場所、当社の第2種指定電気通信設備の設置又は改修の要否及びその接続等に係る概算費用の算定等の検討(以下「事前調査」といいます。)を行います。

2 接続申込者は、別表3(様式)様式第1の事前調査の申込書(以下「事前調査申込書」といいます。)を、当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。

3 接続申込者は、事前調査申込書に、接続の概要、接続を希望する時期、希望する相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの予測トラヒック、接続の技術的条件及び当社に協力を依頼する事項を記載するものとします。なお、接続申込者がセルラーL PWAサービスとの接続を申し込む際においては、更に通信頻度、特定地域集中に係る事項を記載するものとします。

4 当社は、接続申込者から請求があるときは、事前調査申込書に記載する必要がある事項に係る情報を当社の事務取扱所において、提供するものとします。

(事前調査の受付及び順番)

第13条 当社は、事前調査申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、事前調査の申込みの受け付けとします。

2 当社は、事前調査の申込みを受け付けたときは、接続申込者に対して、受付年月日等を別表3(様式)様式第2の書面により通知します。

新

3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、事前調査の申込みが複数ある場合であって、それらの申込みが、同一の接続開始希望時期又は同一の通信用建物内に設置されている設備への接続であるときは、申込みを受け付けた順番に従って事前調査を行います。

(事前調査の回答)

第14条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、事前調査申込みの受け付け後1ヶ月の期間(当該期間中に祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下、この項において「法定祝日」といいます。))及び12月29日から起算して翌年1月3日までの期間(法定祝日、土曜日及び日曜日を除きます。))の日をいいます。以下この条において同じとします。)がある場合には、その日数を加えた期間が経過する日までに、接続の可否及び費用負担の有無をその接続申込者に別表3(様式)様式第3の書面により通知します。

ただし、特別の事情があるときは、申込みを受け付けた日から1ヶ月を超えて回答する場合があります。

2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、事前調査において当社の第2種指定電気通信設備(ソフトウェアを含みます。以下同じとします。)の設置又は改修の必要がないと判断した場合には、前項に規定する通知と併せ、接続可能時期及び第37条(その他の工事の請求)に規定する工事がある場合はその概算額及びその内訳を通知し、これをもって事前調査の回答とします。

3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、事前調査において当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備の設置又は改修が必要であると判断した場合には、第1項に規定する通知に加え、事前調査申込みの受け付け後4ヶ月以内に、接続可能時期及びその第2種指定電気通信設備を設置又は改修(第37条(その他の工事の請求)に規定する工事がある場合は、その工事を含みます。)するために必要となる概算額並びにその内訳等を書面により通知し、これをもって事前調査の回答とします。

4 前項の規定にかかわらず、その第2種指定電気通信設備の設置又は改修の規模が大きい場合には、前項に規定する接続可能時期等の通知は、4ヶ月を超えるときがあります。この場合においては、その通知をもって事前調査の回答とします。

5 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続可能時期が第39条(標準的接続期間)に規定する標準的接続期間を著しく超える場合には、その理由を書面により接続申込者に通知します。

旧

3 当社は、事前調査の申込みが複数ある場合であって、それらの申込みが、同一の接続開始希望時期又は同一の通信用建物内に設置されている設備への接続であるときは、申込みを受け付けた順番に従って事前調査を行います。

(事前調査の回答)

第14条 当社は、事前調査申込みの受け付け後1ヶ月以内に、接続の可否及び費用負担の有無をその接続申込者に別表3(様式)様式第3の書面により通知します。

ただし、特別の事情があるときは、申込みを受け付けた日から1ヶ月を超えて回答する場合があります。

2 当社は、事前調査において当社の第2種指定電気通信設備(ソフトウェアを含みます。以下同じとします。)の設置又は改修の必要がないと判断した場合には、前項に規定する通知と併せ、接続可能時期及び第37条(その他の工事の請求)に規定する工事がある場合はその概算額及びその内訳を通知し、これをもって事前調査の回答とします。

3 当社は、事前調査において当社の第2種指定電気通信設備の設置又は改修が必要であると判断した場合には、第1項に規定する通知に加え、事前調査申込みの受け付け後4ヶ月以内に、接続可能時期及びその第2種指定電気通信設備を設置又は改修(第37条(その他の工事の請求)に規定する工事がある場合は、その工事を含みます。)するために必要となる概算額並びにその内訳等を書面により通知し、これをもって事前調査の回答とします。

4 前項の規定にかかわらず、その第2種指定電気通信設備の設置又は改修の規模が大きい場合には、前項に規定する接続可能時期等の通知は、4ヶ月を超えるときがあります。この場合においては、その通知をもって事前調査の回答とします。

5 当社は、接続可能時期が第39条(標準的接続期間)に規定する標準的接続期間を著しく超える場合には、その理由を書面により接続申込者に通知します。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>6 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、第12条（事前調査の申込み）の規定により接続申込者から申し込まれた接続の代替的な接続方法があると判断した場合には、第1項、第1項及び第2項、又は第1項及び第3項の回答と併せて、代替的な接続方法並びに当該接続方法に必要な概算額及びその内訳等を書面により通知します。</p> <p>7 接続申込者が事前調査の回答を受けた後1ヶ月以内に第16条（接続申込み）に規定する接続申込みを行わないときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が行った事前調査の回答は、その効力を失います。</p> | <p>6 当社は、第12条（事前調査の申込み）の規定により接続申込者から申し込まれた接続の代替的な接続方法があると判断した場合には、第1項、第1項及び第2項、又は第1項及び第3項の回答と併せて、代替的な接続方法並びに当該接続方法に必要な概算額及びその内訳等を書面により通知します。</p> <p>7 接続申込者が事前調査の回答を受けた後1ヶ月以内に第16条（接続申込み）に規定する接続申込みを行わないときは、当社が行った事前調査の回答は、その効力を失います。</p> |
| <p>第2節 相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い （相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い）</p> | <p>第2節 相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い （相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い）</p> |
| <p>第15条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から当社の通信用建物等に相互接続点を設置する申込みがあった場合であって、その相互接続点を設置しようとする箇所が第6条（標準的な接続箇所）に規定する標準的な接続箇所と異なるときは、その接続申込者と協議の上、相互接続点を設置する場所を決定します。</p> | <p>第15条 当社は、接続申込者から当社の通信用建物等に相互接続点を設置する申込みがあった場合であって、その相互接続点を設置しようとする箇所が第6条（標準的な接続箇所）に規定する標準的な接続箇所と異なるときは、その接続申込者と協議の上、相互接続点を設置する場所を決定します。</p> |
| <p>2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から当社の通信用建物等と異なる場所に相互接続点を設置する申込みがあった場合は、その接続申込者と協議の上、相互接続点を設置する場所を決定します。</p> | <p>2 当社は、接続申込者から当社の通信用建物等と異なる場所に相互接続点を設置する申込みがあった場合は、その接続申込者と協議の上、相互接続点を設置する場所を決定します。</p> |
| <p>ただし、次の各号に該当するときは、その場所に相互接続点を設置できません。</p> | <p>ただし、次の各号に該当するときは、その場所に相互接続点を設置できません。</p> |
| <p>(1) 当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は接続申込者の契約者に対する電気通信役務の提供責任並びに当社若しくは当社及び特定BWA事業者と接続申込者との固定資産及び保守の切分けが明確となる方法により接続がなされないとき。</p> | <p>(1) 当社又は接続申込者の契約者に対する電気通信役務の提供責任並びに当社と接続申込者との固定資産及び保守の切分けが明確となる方法により接続がなされないとき。</p> |
| <p>(2) 第三者が容易に立ち入ることができない場所等安全性及び信頼性が確保された場所に相互接続点が設置されないとき。</p> | <p>(2) 第三者が容易に立ち入ることができない場所等安全性及び信頼性が確保された場所に相互接続点が設置されないとき。</p> |
| <p>(3) 相互接続点の設置が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。</p> | <p>(3) 相互接続点の設置が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。</p> |
| <p>(4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> | <p>(4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> |
| <p>3 接続申込者は、前項の規定により相互接続点を当社の通信用建物等と異なる場所に設置する場合は、相互接続点を設置する場所を確保することを要します。</p> | <p>3 接続申込者は、前項の規定により相互接続点を当社の通信用建物等と異なる場所に設置する場合は、相互接続点を設置する場所を確保することを要します。</p> |
| <p>4 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から特定事業者が提供するau通信サービス又はセルラーLPWAサービスに係る第2種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続点を当社との相互接続点とする申込みがあった場合は、特定事業者若しくは特定事業者及び特定BWA事業者の承諾を得て、その接続点を相互接続点（以下「特定相互接続点」といいます。）として取り扱います。この場合において、特定相互接続点の設置場所その他特定</p> | <p>4 当社は、接続申込者から特定事業者が提供するau通信サービス又はセルラーLPWAサービスに係る第2種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続点を当社との相互接続点とする申込みがあった場合は、特定事業者の承諾を得て、その接続点を相互接続点（以下「特定相互接続点」といいます。）として取り扱います。この場合において、特定相互接続点の設置場所その他特定事業者の第2種指定電気通信設備に関する接続の条件については、特定事業者が定</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>事業者の第2種指定電気通信設備に関する接続の条件については、特定事業者若しくは特定事業者及び特定BWA事業者が定めるところによります。</p> <p>第3節 接続申込み (接続申込み)</p> <p>第16条 接続申込者は、事前調査の回答を受けた後1ヶ月以内に、別表3(様式)様式第4の書面により、当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対し接続等の申込みの意思表示(以下「接続申込み」といいます。)を行うものとし、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、その書面の受け付けをもって接続申込みの受け付けとします。</p> <p>2 接続申込者は、前項に規定する接続申込みを行う場合において、第14条(事前調査の回答)に規定する当社若しくは当社及び特定BWA事業者からの事前調査の回答結果により、次の各号に規定する第2種指定電気通信設備の設置又は改修を要するときは、前項の接続申込みと併せて、各号に規定する申込みを行うことを要します。</p> <p>(1) (2)以外の場合 第19条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する当社若しくは当社及び特定BWA事業者の接続用設備の設置又は改修の申込み。</p> <p>(2) 当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備に係るソフトウェアの設置又は改修を要する場合 第27条(接続用ソフトウェアの開発の申込み)に規定する接続用ソフトウェアの開発の申込み。</p> <p>(接続申込みの取止め)</p> <p>第17条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から接続申込みについて、当該接続等が開始される前に別表3(様式)様式第5の書面による取止めの申込みがあった場合は、別表3(様式)様式第6の書面によりこれを承諾します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者からの接続申込みについて、第14条(事前調査の回答)の規定により当社若しくは当社及び特定BWA事業者が回答した接続可能時期から1年を経過してもなお接続等が開始されない場合には、取止めの申込みがあったものとみなすことができます。</p> <p>3 前2項の場合において、接続申込者は、その取止めにより新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額を負担すること</p> | <p>めるところによります。</p> <p>第3節 接続申込み (接続申込み)</p> <p>第16条 接続申込者は、事前調査の回答を受けた後1ヶ月以内に、別表3(様式)様式第4の書面により、当社に対し接続等の申込みの意思表示(以下「接続申込み」といいます。)を行うものとし、当社は、その書面の受け付けをもって接続申込みの受け付けとします。</p> <p>2 接続申込者は、前項に規定する接続申込みを行う場合において、第14条(事前調査の回答)に規定する当社からの事前調査の回答結果により、次の各号に規定する第2種指定電気通信設備の設置又は改修を要するときは、前項の接続申込みと併せて、各号に規定する申込みを行うことを要します。</p> <p>(1) (2)以外の場合 第19条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する当社の接続用設備の設置又は改修の申込み。</p> <p>(2) 当社の第2種指定電気通信設備に係るソフトウェアの設置又は改修を要する場合 第27条(接続用ソフトウェアの開発の申込み)に規定する接続用ソフトウェアの開発の申込み。</p> <p>(接続申込みの取止め)</p> <p>第17条 当社は、接続申込者から接続申込みについて、当該接続等が開始される前に別表3(様式)様式第5の書面による取止めの申込みがあった場合は、別表3(様式)様式第6の書面によりこれを承諾します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社は、接続申込者からの接続申込みについて、第14条(事前調査の回答)の規定により当社が回答した接続可能時期から1年を経過してもなお接続等が開始されない場合には、取止めの申込みがあったものとみなすことができます。</p> <p>3 前2項の場合において、接続申込者は、その取止めにより新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額を負担すること</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>を要します。</p> <p>(接続申込みの承諾)</p> <p>第 18 条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、第 16 条（接続申込み）に規定する接続申込みがあったときは、次の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表 3（様式）様式第 7 の書面により承諾します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。 (2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。 (3) その接続申込者が、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（第 77 条の 2（債務の履行の担保）第 1 項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下、第 98 条（承諾の限界）において同じとします。）。 (4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。 <p>2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、その接続申込みを承諾しない場合は、書面によりその理由を通知します。</p> <p>第 4 節 接続用設備の設置又は改修の申込み (接続用設備の設置又は改修の申込み)</p> <p>第 19 条 接続申込者は、次の接続用設備の設置又は改修の申込みを当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する事務取扱所に行うことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 接続申込者の電気通信設備との接続に必要となる当社若しくは当社及び特定BWA事業者の伝送装置及びその付属設備 (2) 標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点（特定相互接続点を除きます。）を設置する場合における標準的な接続箇所から相互接続点を設置した場所までの間の当社若しくは当社及び特定BWA事業者の伝送路 <p>(申込みに必要な資料の提出)</p> <p>第 20 条 接続申込者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の接続用設備の設置又は改修を行うために、相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの収容回線数及び回線開通を希望する時期等必要事項を記入した別表 3（様式）様式第 8 の申込書の提出を要します。</p> <p>2 前項の提出に先立って、接続申込者は、その接続用設備の設置又は改修の申込みに必要な事項について、当社若しくは当社及び特定BWA事業者と協議を行うことを要します。</p> | <p>を要します。</p> <p>(接続申込みの承諾)</p> <p>第 18 条 当社は、第 16 条（接続申込み）に規定する接続申込みがあったときは、次の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表 3（様式）様式第 7 の書面により承諾します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。 (2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。 (3) その接続申込者が、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（第 77 条の 2（債務の履行の担保）第 1 項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下、第 98 条（承諾の限界）において同じとします。）。 (4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。 <p>2 当社は、その接続申込みを承諾しない場合は、書面によりその理由を通知します。</p> <p>第 4 節 接続用設備の設置又は改修の申込み (接続用設備の設置又は改修の申込み)</p> <p>第 19 条 接続申込者は、次の接続用設備の設置又は改修の申込みを当社が指定する事務取扱所に行うことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 接続申込者の電気通信設備との接続に必要となる当社の伝送装置及びその付属設備 (2) 標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点（特定相互接続点を除きます。）を設置する場合における標準的な接続箇所から相互接続点を設置した場所までの間の当社の伝送路 <p>(申込みに必要な資料の提出)</p> <p>第 20 条 接続申込者は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの収容回線数及び回線開通を希望する時期等必要事項を記入した別表 3（様式）様式第 8 の申込書の提出を要します。</p> <p>2 前項の提出に先立って、接続申込者は、その接続用設備の設置又は改修の申込みに必要な事項について、当社と協議を行うことを要します。</p> |

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第 21 条 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、第 19 条 (接続用設備の設置又は改修の申込み) に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みがあったときは、その申込みを承諾します。

ただし、第 18 条 (接続申込みの承諾) の規定により接続申込みが承諾されない場合は、この限りではありません。

2 第 18 条 (接続申込みの承諾) 第 2 項の規定は、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者がその申込みを承諾しない場合に準用します。

(個別建設契約の締結)

第 22 条 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、前条の承諾を行った場合は、その接続用設備の設置又は改修に係る工事着手前に、その接続申込者と、接続用設備の設置又は改修に係る工事の工程及び内容並びに接続申込者が負担する網改造料その他の費用の概算額、工事予定線表及び設備使用開始予定月、既存設備を利用する場合の費用の概算額、接続用設備の保守、接続遅延に係る費用負担及びその他の個別事項を含む個別建設契約を締結します。

(接続用設備の設置又は改修の変更等)

第 23 条 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表 3 (様式) 様式第 9 の書面による変更の申込みがあった場合は、その変更の申込みが第 18 条 (接続申込みの承諾) 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に該当するときを除き、別表 3 (様式) 様式第 10 の書面により承諾します。

ただし、第 14 条 (事前調査の回答) の規定により当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が回答した接続可能時期及び費用負担の概算額については、効力を失うものとします。

2 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、前項に規定する申込みを行った接続申込者に、その申込みを受け付けた日から 4 ヶ月以内に、変更後の接続可能時期及び費用負担の概算額を前項の書面により通知します。

3 第 18 条 (接続申込みの承諾) 第 2 項の規定は、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者がその変更の申込みを承諾しない場合に準用します。

4 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表 3 (様式) 様式第 11 の書面による中止の申込みがあった場合は、別表 3 (様式) 様式第 12 の書面によりこれを承諾します。

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第 21 条 当社は、第 19 条 (接続用設備の設置又は改修の申込み) に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みがあったときは、その申込みを承諾します。

ただし、第 18 条 (接続申込みの承諾) の規定により接続申込みが承諾されない場合は、この限りではありません。

2 第 18 条 (接続申込みの承諾) 第 2 項の規定は、当社がその申込みを承諾しない場合に準用します。

(個別建設契約の締結)

第 22 条 当社は、前条の承諾を行った場合は、その接続用設備の設置又は改修に係る工事着手前に、その接続申込者と、接続用設備の設置又は改修に係る工事の工程及び内容並びに接続申込者が負担する網改造料その他の費用の概算額、工事予定線表及び設備使用開始予定月、既存設備を利用する場合の費用の概算額、接続用設備の保守、接続遅延に係る費用負担及びその他の個別事項を含む個別建設契約を締結します。

(接続用設備の設置又は改修の変更等)

第 23 条 当社は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表 3 (様式) 様式第 9 の書面による変更の申込みがあった場合は、その変更の申込みが第 18 条 (接続申込みの承諾) 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に該当するときを除き、別表 3 (様式) 様式第 10 の書面により承諾します。

ただし、第 14 条 (事前調査の回答) の規定により当社が回答した接続可能時期及び費用負担の概算額については、効力を失うものとします。

2 当社は、前項に規定する申込みを行った接続申込者に、その申込みを受け付けた日から 4 ヶ月以内に、変更後の接続可能時期及び費用負担の概算額を前項の書面により通知します。

3 第 18 条 (接続申込みの承諾) 第 2 項の規定は、当社がその変更の申込みを承諾しない場合に準用します。

4 当社は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表 3 (様式) 様式第 11 の書面による中止の申込みがあった場合は、別表 3 (様式) 様式第 12 の書面によりこれを承諾します。

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>5 第1項又は前項の場合において、接続申込者は、その変更又は中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用（個別建設契約の規定により算定するときは、その額とします。）に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。</p> | <p>5 第1項又は前項の場合において、接続申込者は、その変更又は中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用（個別建設契約の規定により算定するときは、その額とします。）に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。</p> |
| <p>(完成通知) 第24条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、その接続用設備の検査及び試験を行った後、その接続申込者に対して接続用設備が完成したことを別表3（様式）様式第13の書面により通知します。</p> | <p>(完成通知) 第24条 当社は、その接続用設備の検査及び試験を行った後、その接続申込者に対して接続用設備が完成したことを別表3（様式）様式第13の書面により通知します。</p> |
| <p>(接続用設備の所有権) 第25条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設置又は改修する接続用設備の所有権、並びに当該接続用設備の相互接続に係る著作権、特許権及びその他の無体財産権（当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び他の事業者が所有又は共有する権利は除く）は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者に帰属するものとします。</p> | <p>(接続用設備の所有権) 第25条 当社が設置又は改修する接続用設備の所有権、並びに当該接続用設備の相互接続に係る著作権、特許権及びその他の無体財産権（当社及び他の事業者が所有又は共有する権利は除く）は、当社に帰属するものとします。</p> |
| <p>(その他の接続用設備の設置又は改修の申込み) 第26条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が第19条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する接続用設備以外の接続用設備（以下「その他の接続用設備」といいます。）を設置又は改修することが必要であると回答したときは、接続申込者は、その他の接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことを要します。この場合において、第19条（接続用設備の設置又は改修の申込み）から第25条（接続用設備の所有権）までの規定は、その他の接続用設備の設置又は改修の申込みの場合について準用します。</p> | <p>(その他の接続用設備の設置又は改修の申込み) 第26条 当社が第19条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する接続用設備以外の接続用設備（以下「その他の接続用設備」といいます。）を設置又は改修することが必要であると回答したときは、接続申込者は、その他の接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことを要します。この場合において、第19条（接続用設備の設置又は改修の申込み）から第25条（接続用設備の所有権）までの規定は、その他の接続用設備の設置又は改修の申込みの場合について準用します。</p> |
| <p>第5節 接続用ソフトウェアの開発の申込み (接続用ソフトウェアの開発の申込み) 第27条 接続申込者は、第16条（接続申込み）第2項の規定に基づき、接続に必要な当社若しくは当社及び特定BWA事業者の接続用ソフトウェアの開発（その接続用ソフトウェアを開発するために必要となる設備の設置又は改修を含みます。以下「接続用ソフトウェアの開発」といいます。）を当社若しくは当社及び特定BWA事業者に申し込む場合は、接続申込みと併せて行うことを要します。この場合において、第14条（事前調査の回答）の規定により通知した接続可能時期が複数の接続申込者について同一の時期となったときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、第18条（接続申込みの承諾）に規定する接続申込み</p> | <p>第5節 接続用ソフトウェアの開発の申込み (接続用ソフトウェアの開発の申込み) 第27条 接続申込者は、第16条（接続申込み）第2項の規定に基づき、接続に必要な当社の接続用ソフトウェアの開発（その接続用ソフトウェアを開発するために必要となる設備の設置又は改修を含みます。以下「接続用ソフトウェアの開発」といいます。）を当社に申し込む場合は、接続申込みと併せて行うことを要します。この場合において、第14条（事前調査の回答）の規定により通知した接続可能時期が複数の接続申込者について同一の時期となったときは、当社は、第18条（接続申込みの承諾）に規定する接続申込みの順番に従って接続用ソフトウェアの開発を行います。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>の順番に従って接続用ソフトウェアの開発を行います。</p> | |
| <p>(接続用ソフトウェアの開発の承諾)</p> <p>第 28 条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から、前条の接続用ソフトウェアの開発の申込みがあったときは、その申込みを承諾します。</p> <p>ただし、第 18 条（接続申込みの承諾）の規定により接続申込みが承諾されない場合は、この限りではありません。</p> | <p>(接続用ソフトウェアの開発の承諾)</p> <p>第 28 条 当社は、接続申込者から、前条の接続用ソフトウェアの開発の申込みがあったときは、その申込みを承諾します。</p> <p>ただし、第 18 条（接続申込みの承諾）の規定により接続申込みが承諾されない場合は、この限りではありません。</p> |
| <p>(接続用ソフトウェア開発契約の締結)</p> <p>第 29 条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前条の承諾を行ったときは、その接続用ソフトウェアの開発に着手する前にその接続申込者と接続申込者の負担する網改造料その他の費用の概算額、接続用ソフトウェアの開発の完了予定時期、接続用ソフトウェアの保守、支払額の精算及びその他の個別事項を含む接続用ソフトウェア開発契約を締結します。</p> <p>2 前項の場合において、開発する接続用ソフトウェアの所有権、著作権、特許権その他の無体財産権は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者、又は当社がその接続用ソフトウェアの開発を委託した第三者に帰属するものとします。</p> | <p>(接続用ソフトウェア開発契約の締結)</p> <p>第 29 条 当社は、前条の承諾を行ったときは、その接続用ソフトウェアの開発に着手する前にその接続申込者と接続申込者の負担する網改造料その他の費用の概算額、接続用ソフトウェアの開発の完了予定時期、接続用ソフトウェアの保守、支払額の精算及びその他の個別事項を含む接続用ソフトウェア開発契約を締結します。</p> <p>2 前項の場合において、開発する接続用ソフトウェアの所有権、著作権、特許権その他の無体財産権は、当社又は当社がその接続用ソフトウェアの開発を委託した第三者に帰属するものとします。</p> |
| <p>(接続用ソフトウェアの開発の中止)</p> <p>第 30 条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から接続用ソフトウェアの開発について、その完成前に別表 3（様式）様式第 14 の書面による中止の申込みがあった場合は、別表 3（様式）様式第 15 の書面によりこれを承諾します。</p> <p>2 前項の場合において、接続申込者は、その中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用（接続用ソフトウェア開発契約の規定により算定するときは、その額とします。）に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。</p> | <p>(接続用ソフトウェアの開発の中止)</p> <p>第 30 条 当社は、接続申込者から接続用ソフトウェアの開発について、その完成前に別表 3（様式）様式第 14 の書面による中止の申込みがあった場合は、別表 3（様式）様式第 15 の書面によりこれを承諾します。</p> <p>2 前項の場合において、接続申込者は、その中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用（接続用ソフトウェア開発契約の規定により算定するときは、その額とします。）に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。</p> |
| <p>第 31 条 （略）</p> | <p>第 31 条 （略）</p> |
| <p>第 6 節 瑕疵 (瑕疵)</p> | <p>第 6 節 瑕疵 (瑕疵)</p> |
| <p>第 32 条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設置又は改修した接続用設備又は開発した接続用ソフトウェアに関し完成後 1 年以内に瑕疵が発見された場合であって、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の責めに帰すべき事由があるときは、当社若しくは当社及び特</p> | <p>第 32 条 当社は、当社が設置又は改修した接続用設備又は開発した接続用ソフトウェアに関し完成後 1 年以内に瑕疵が発見された場合であって、当社の責めに帰すべき事由があるときは、当社の費用負担によりその瑕疵の修補を行います。</p> <p>ただし、その瑕疵の重要性に比し修補に要する費用が著しく大きい場合は、こ</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>特定BWA事業者の費用負担によりその瑕疵の修補を行います。 ただし、その瑕疵の重要性に比し修補に要する費用が著しく大きい場合は、この限りではありません。</p> <p>第7節 更改等 (更改)</p> <p>第33条 当社若しくは特定BWA事業者は、協定事業者が網改造料の負担を要する接続用設備又は接続用ソフトウェア（以下この節において「対象設備」といいます。）について、次の各号に定めるところにより更改します。</p> <p>(1) その対象設備が法定耐用年数（必要により当社若しくは特定BWA事業者が別に定める耐用年数とする場合があります。以下同じとします。）を経過していないときは、協定事業者と協議の上、更改の可否、更改時期又は費用負担の方法等について決定します。</p> <p>(2) その対象設備が法定耐用年数を経過しているときは、更改の1年前までに協定事業者に書面により通知します。</p> <p>(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)</p> <p>第34条 対象設備を利用中止（別表1（接続により提供する機能）に掲げる機能に係る電気通信設備及びソフトウェアの利用を中止することをいいます。以下同じとします。）しようとする協定事業者は、別表3（様式）様式第16の書面により、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する事務取扱所に申込みを行うことを要します。</p> <p>2 前項の場合において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、複数の協定事業者が現に利用している対象設備について、一部の協定事業者からその利用中止の申込みがあったときは、当該設備の利用を継続する他の協定事業者に当該設備の利用中止の申込みを行った協定事業者名等を速やかに通知します。</p> <p>3 協定事業者が対象設備を更改しようとするときは、第1項の規定に基づく現に利用している対象設備の利用中止と、第19条（接続用設備の設置又は改修の申込み）又は第27条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）の規定に基づく新たな対象設備の設置若しくは改修又は開発による利用開始により行うものとします。</p> <p>(対象設備の除却又は転用)</p> <p>第35条 協定事業者から前条第1項に規定する申込みがあった場合（複数の協定事業者（当社若しくは当社及び特定BWA事業者を含む場合があります。）が対象設備を利用している場合）にあっては、全ての協定事業者から同時に当該設備の</p> | <p>の限りではありません。</p> <p>第7節 更改等 (更改)</p> <p>第33条 当社は、協定事業者が網改造料の負担を要する接続用設備又は接続用ソフトウェア（以下この節において「対象設備」といいます。）について、次の各号に定めるところにより更改します。</p> <p>(1) その対象設備が法定耐用年数（必要により当社が別に定める耐用年数とする場合があります。以下同じとします。）を経過していないときは、協定事業者と協議の上、更改の可否、更改時期又は費用負担の方法等について決定します。</p> <p>(2) その対象設備が法定耐用年数を経過しているときは、更改の1年前までに協定事業者に書面により通知します。</p> <p>(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)</p> <p>第34条 対象設備を利用中止（別表1（接続により提供する機能）に掲げる機能に係る電気通信設備及びソフトウェアの利用を中止することをいいます。以下同じとします。）しようとする協定事業者は、別表3（様式）様式第16の書面により、当社が指定する事務取扱所に申込みを行うことを要します。</p> <p>2 前項の場合において、当社は、複数の協定事業者が現に利用している対象設備について、一部の協定事業者からその利用中止の申込みがあったときは、当該設備の利用を継続する他の協定事業者に当該設備の利用中止の申込みを行った協定事業者名等を速やかに通知します。</p> <p>3 協定事業者が対象設備を更改しようとするときは、第1項の規定に基づく現に利用している対象設備の利用中止と、第19条（接続用設備の設置又は改修の申込み）又は第27条（接続用ソフトウェアの開発の申込み）の規定に基づく新たな対象設備の設置若しくは改修又は開発による利用開始により行うものとします。</p> <p>(対象設備の除却又は転用)</p> <p>第35条 協定事業者から前条第1項に規定する申込みがあった場合（複数の協定事業者（当社を含む場合があります。）が対象設備を利用している場合）にあっては、全ての協定事業者から同時に当該設備の利用中止の申込みがあったときに限</p> |

新

利用中止の申込みがあったときに限ります。)において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が対象設備の利用中止を承諾したときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、当該設備の利用中止に併せて、当該設備を撤去(別表1(接続により提供する機能)に掲げる機能に係る電気通信設備及びソフトウェアを取り外すことをいいます。以下この条及び第66条(網改造料の支払義務)において同じとします。)します。

2 前項の場合において、撤去しようとする対象設備が転用(法定耐用年数経過前に撤去した電気通信設備を他の協定事業者の用に供するために再利用することをいいます。以下同じとします。)可能でないと当社が判断したときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、当該設備を除却(撤去した電気通信設備又はソフトウェアを廃棄することをいいます。以下同じとします。)するものとし、当該設備が転用可能であると当社若しくは当社及び特定BWA事業者が判断したときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、当該設備を転用するものとし、

3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前条第1項に規定する申込みを行った協定事業者に、その申込みを受け付けた日から1ヶ月以内に、前2項に規定する撤去又は除却若しくは転用に伴い発生する費用の概算及び当該設備の転用の可否に係る情報を回答するものとします。

ただし、特別な事情があるときは、申込みを受け付けた日から1ヶ月を超えて費用の概算に係る情報を回答する場合があります。

4 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から第17条(接続申込みの取止め)第1項若しくは第2項に規定する申込み又は第23条(接続用設備の設置又は改修の変更等)第1項若しくは第4項に規定する申込みがあった場合の対象設備の除却又は転用については、前3項に準じて取り扱うこととします。

(天災等の不可抗力による損傷)

第36条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、天災等の不可抗力等、当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は接続申込者が想定し得ない事由により対象設備に損傷が発生した場合は、その内容を速やかに接続申込者に通知します。

2 接続申込者は、前項により対象設備に発生した損傷を修復する費用を負担することを要します。

第8節 その他の工事等の請求
(その他の工事の請求)

旧

ります。)において、当社が対象設備の利用中止を承諾したときは、当社は、当該設備の利用中止に併せて、当該設備を撤去(別表1(接続により提供する機能)に掲げる機能に係る電気通信設備及びソフトウェアを取り外すことをいいます。以下この条及び第66条(網改造料の支払義務)において同じとします。)します。

2 前項の場合において、撤去しようとする対象設備が転用(法定耐用年数経過前に撤去した電気通信設備を他の協定事業者の用に供するために再利用することをいいます。以下同じとします。)可能でないと当社が判断したときは、当社は、当該設備を除却(撤去した電気通信設備又はソフトウェアを廃棄することをいいます。以下同じとします。)するものとし、当該設備が転用可能であると当社が判断したときは、当社は、当該設備を転用するものとし、

3 当社は、前条第1項に規定する申込みを行った協定事業者に、その申込みを受け付けた日から1ヶ月以内に、前2項に規定する撤去又は除却若しくは転用に伴い発生する費用の概算及び当該設備の転用の可否に係る情報を回答するものとします。

ただし、特別な事情があるときは、申込みを受け付けた日から1ヶ月を超えて費用の概算に係る情報を回答する場合があります。

4 当社は、接続申込者から第17条(接続申込みの取止め)第1項若しくは第2項に規定する申込み又は第23条(接続用設備の設置又は改修の変更等)第1項若しくは第4項に規定する申込みがあった場合の対象設備の除却又は転用については、前3項に準じて取り扱うこととします。

(天災等の不可抗力による損傷)

第36条 当社は、天災等の不可抗力等、当社又は接続申込者が想定し得ない事由により対象設備に損傷が発生した場合は、その内容を速やかに接続申込者に通知します。

2 接続申込者は、前項により対象設備に発生した損傷を修復する費用を負担することを要します。

第8節 その他の工事等の請求
(その他の工事の請求)

新

第 37 条 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、接続申込者から、別表 3（様式）様式第 17 の書面により第 19 条（接続用設備の設置又は改修の申込み）及び第 26 条（その他の接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する接続用設備の設置又は改修以外の工事（以下「その他の工事」といいます。）の申込みがあった場合は、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が別に定めるときを除き、別表 3（様式）様式第 18 の書面によりその申込みを承諾します。この場合において、第 14 条（事前調査の回答）第 2 項に規定する工事については、第 16 条（接続申込み）第 1 項に規定する申込み併せて申し込まれたものとみなし、第 14 条（事前調査の回答）第 3 項に規定する工事については、第 19 条（接続用設備の設置又は改修の申込み）及び第 26 条（その他の接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する申込み併せて申し込まれたものとみなします。

（その他の工事に係わる契約の締結）

第 38 条 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、前条の承諾を行った場合は、その接続申込者と、その工事費用の概算額、支払方法及びその他の個別事項を含む契約を締結します。

（業務支援システムの利用に関する申込み）

第 38 条の 2 接続申込者（仮想携帯電話事業者に限ります。以下、この節において同じとします。）は、業務支援システムの利用に関する申込みを当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が指定する事務取扱所に申込みすることができます。

2 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、前項に規定する申込みを承諾する場合は、その接続申込者とその利用に係る事務処理及び運用方法並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。

（auICカードの貸与に係る申込み）

第 38 条の 3 接続申込者は、auICカードの貸与に係る請求を当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が指定する事務取扱所に申込みすることができます。

2 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、前項に規定する請求を承諾する場合は、その接続申込者とその利用に係る事務処理及び運用方法並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。

（業務支援端末の貸与に関する申込み）

第 38 条の 4 接続申込者は、業務支援端末の貸与に関する申込みを当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が指定する事務取扱所に申込みすることができます。

2 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、前項に規定する申込みを承諾する

旧

第 37 条 当社は、接続申込者から、別表 3（様式）様式第 17 の書面により第 19 条（接続用設備の設置又は改修の申込み）及び第 26 条（その他の接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する接続用設備の設置又は改修以外の工事（以下「その他の工事」といいます。）の申込みがあった場合は、当社が別に定めるときを除き、別表 3（様式）様式第 18 の書面によりその申込みを承諾します。この場合において、第 14 条（事前調査の回答）第 2 項に規定する工事については、第 16 条（接続申込み）第 1 項に規定する申込み併せて申し込まれたものとみなし、第 14 条（事前調査の回答）第 3 項に規定する工事については、第 19 条（接続用設備の設置又は改修の申込み）及び第 26 条（その他の接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する申込み併せて申し込まれたものとみなします。

（その他の工事に係わる契約の締結）

第 38 条 当社は、前条の承諾を行った場合は、その接続申込者と、その工事費用の概算額、支払方法及びその他の個別事項を含む契約を締結します。

（業務支援システムの利用に関する申込み）

第 38 条の 2 接続申込者（仮想携帯電話事業者に限ります。以下、この節において同じとします。）は、業務支援システムの利用に関する申込みを当社が指定する事務取扱所に申込みすることができます。

2 当社は、前項に規定する申込みを承諾する場合は、その接続申込者とその利用に係る事務処理及び運用方法並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。

（auICカードの貸与に係る申込み）

第 38 条の 3 接続申込者は、auICカードの貸与に係る請求を当社が指定する事務取扱所に申込みすることができます。

2 当社は、前項に規定する請求を承諾する場合は、その接続申込者とその利用に係る事務処理及び運用方法並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。

（業務支援端末の貸与に関する申込み）

第 38 条の 4 接続申込者は、業務支援端末の貸与に関する申込みを当社が指定する事務取扱所に申込みすることができます。

2 当社は、前項に規定する申込みを承諾する場合は、その接続申込者とその利用

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>場合は、その接続申込者とその利用に係る事務処理及び運用方法並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。</p> | <p>に係る事務処理及び運用方法並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。</p> |
| <p>第4章 標準的接続期間</p> | <p>第4章 標準的接続期間</p> |
| <p>(標準的接続期間)</p> | <p>(標準的接続期間)</p> |
| <p>第39条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、第16条(接続申込み)の申込みを受け付けた場合は、特別の事情がない限り、次の各号に規定する期間内に接続の準備を整えるよう努めます。</p> | <p>第39条 当社は、第16条(接続申込み)の申込みを受け付けた場合は、特別の事情がない限り、次の各号に規定する期間内に接続の準備を整えるよう努めます。</p> |
| <p>(1) 第14条(事前調査の回答)第2項に規定する場合</p> | <p>(1) 第14条(事前調査の回答)第2項に規定する場合</p> |
| <p>第18条(接続申込みの承諾)に規定する承諾後6ヶ月以内。</p> | <p>第18条(接続申込みの承諾)に規定する承諾後6ヶ月以内。</p> |
| <p>(2) 第14条(事前調査の回答)第3項又は第4項に規定する場合において第22条(個別建設契約の締結)の個別建設契約を締結する場合(第26条(その他の接続用設備の設置又は改修の申込み)で準用している場合を含みます。)</p> | <p>(2) 第14条(事前調査の回答)第3項又は第4項に規定する場合において第22条(個別建設契約の締結)の個別建設契約を締結する場合(第26条(その他の接続用設備の設置又は改修の申込み)で準用している場合を含みます。)</p> |
| <p>個別建設契約の締結時から1年以内。</p> | <p>個別建設契約の締結時から1年以内。</p> |
| <p>(3) 第14条(事前調査の回答)第3項又は第4項に規定する場合において第29条(接続用ソフトウェア開発契約の締結)に規定する接続用ソフトウェア開発契約を締結する場合 接続用ソフトウェア開発契約に基づく接続用ソフトウェアの開発着手後18ヶ月以内。</p> | <p>(3) 第14条(事前調査の回答)第3項又は第4項に規定する場合において第29条(接続用ソフトウェア開発契約の締結)に規定する接続用ソフトウェア開発契約を締結する場合 接続用ソフトウェア開発契約に基づく接続用ソフトウェアの開発着手後18ヶ月以内。</p> |
| <p>2 前項第3号の規定にかかわらず、新たに接続用設備の開発を伴う場合又は当社若しくは当社及び特定BWA事業者の接続用ソフトウェアの開発の計画の遂行上支障がある場合等は、接続用ソフトウェアの開発の着手時期又は標準的接続期間が前項第3号の規定と異なる場合があります。</p> | <p>2 前項第3号の規定にかかわらず、新たに接続用設備の開発を伴う場合又は当社の接続用ソフトウェアの開発の計画の遂行上支障がある場合等は、接続用ソフトウェアの開発の着手時期又は標準的接続期間が前項第3号の規定と異なる場合があります。</p> |
| <p>3 第1項の場合において、接続申込者が検討に要した期間又は天災等の不可抗力その他当社若しくは当社及び特定BWA事業者の責めによらない事由により経過した期間については、同項に規定する期間に含まれないものとします。</p> | <p>3 第1項の場合において、接続申込者が検討に要した期間又は天災等の不可抗力その他当社の責めによらない事由により経過した期間については、同項に規定する期間に含まれないものとします。</p> |
| <p>4 第14条(事前調査の回答)第3項又は第4項に規定する場合において、本条第1項第2号又は第3号の場合以外のときは、同項第2号に「個別建設契約の締結時から」とあるのは「第18条(接続申込みの承諾)に規定する承諾から」に、また、同項第3号に「接続用ソフトウェア開発契約に基づく」とあるのは「第16条(接続申込み)に規定する申込みに基づく」に読み替えるものとします。</p> | <p>4 第14条(事前調査の回答)第3項又は第4項に規定する場合において、本条第1項第2号又は第3号の場合以外のときは、同項第2号に「個別建設契約の締結時から」とあるのは「第18条(接続申込みの承諾)に規定する承諾から」に、また、同項第3号に「接続用ソフトウェア開発契約に基づく」とあるのは「第16条(接続申込み)に規定する申込みに基づく」に読み替えるものとします。</p> |
| <p>(試験の実施)</p> | <p>(試験の実施)</p> |
| <p>第40条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び接続申込者は、当該接続等が開始される前に試験を実施することが必要であると当社若しくは当社及び特</p> | <p>第40条 当社及び接続申込者は、当該接続等が開始される前に試験を実施することが必要であると当社又は接続申込者が判断した場合には、別に定める方法によ</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>定BWA事業者又は接続申込者が判断した場合には、別に定める方法により試験を実施することとします。</p> <p>2 削除</p> <p>3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び接続申込者は、第1項の試験の結果、当該接続等の正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとします。</p> <p>(移動無線装置に係る確認試験の実施)</p> <p>第40条の2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を当社の無線基地局設備との間で電波を送受信して当該移動無線装置を通信の用に供するにあたって、当該移動無線装置に係る確認試験を実施することが必要であると当社若しくは当社及び特定BWA事業者が判断した場合には、その必要とする理由を示し、別に定める方法により試験を実施するものとし、接続申込者はこれに協力することを要します。</p> <p>2 削除</p> <p>3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び接続申込者は、第1項の確認試験の結果、当該接続の正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとします。</p> <p>4 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置に係る一切の不具合について、責任を負いません。</p> <p>5 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、第1項に規定する確認試験を実施する場合は、その接続申込者と、その試験の工程及び内容並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。</p> <p>(接続申込者による移動無線装置の試験の申込み)</p> <p>第40条の3 接続申込者は、自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を当社若しくは当社及び特定BWA事業者の無線基地局設備との間で電波を送受信して当該移動無線装置を通信の用に供するにあたって、当該移動無線装置に係る確認試験を実施するよう協議を申し入れることができるものとします。この場合、別に定める手続きにより、当社の事務取扱所に試験の実施を申し込むものとします。</p> <p>2 前項の確認試験の結果、当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は接続申込者が移動無線装置の正常性等を確認できないと判断した場合は、その正常性等が確認されるまでの間、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は接続しないことがあります。</p> <p>3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者が自らの契約者に使用</p> | <p>り試験を実施することとします。</p> <p>2 削除</p> <p>3 当社及び接続申込者は、第1項の試験の結果、当該接続等の正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとします。</p> <p>(移動無線装置に係る確認試験の実施)</p> <p>第40条の2 当社は、接続申込者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を当社の無線基地局設備との間で電波を送受信して当該移動無線装置を通信の用に供するにあたって、当該移動無線装置に係る確認試験を実施することが必要であると当社が判断した場合には、その必要とする理由を示し、別に定める方法により試験を実施するものとし、接続申込者はこれに協力することを要します。</p> <p>2 削除</p> <p>3 当社及び接続申込者は、第1項の確認試験の結果、当該接続の正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとします。</p> <p>4 当社は、接続申込者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置に係る一切の不具合について、責任を負いません。</p> <p>5 当社は、第1項に規定する確認試験を実施する場合は、その接続申込者と、その試験の工程及び内容並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。</p> <p>(接続申込者による移動無線装置の試験の申込み)</p> <p>第40条の3 接続申込者は、自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を当社の無線基地局設備との間で電波を送受信して当該移動無線装置を通信の用に供するにあたって、当該移動無線装置に係る確認試験を実施するよう協議を申し入れることができるものとします。この場合、別に定める手続きにより、当社の事務取扱所に試験の実施を申し込むものとします。</p> <p>2 前項の確認試験の結果、当社又は接続申込者が移動無線装置の正常性等を確認できないと判断した場合は、その正常性等が確認されるまでの間、当社は接続しないことがあります。</p> <p>3 当社は、接続申込者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置に係る一切</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>を許容する移動無線装置に係る一切の不具合について、責任を負いません。</p> | <p>の不具合について、責任を負いません。</p> |
| <p>4 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、第1項に規定する確認試験を実施する場合は、その接続申込者と、その試験の工程及び内容並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。</p> | <p>4 当社は、第1項に規定する確認試験を実施する場合は、その接続申込者と、その試験の工程及び内容並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。</p> |
| <p>第41条 (略)</p> | <p>第41条 (略)</p> |
| <p>第5章 協定の締結・解除等 (協定の単位)</p> | <p>第5章 協定の締結・解除等 (協定の単位)</p> |
| <p>第42条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、1の他事業者と1の協定を締結します。 ただし、1の他事業者と当社との協定を複数の他事業者が代理して締結する場合は、この限りではありません。</p> | <p>第42条 当社は、1の他事業者と1の協定を締結します。 ただし、1の他事業者と当社との協定を複数の他事業者が代理して締結する場合は、この限りではありません。</p> |
| <p>(特定事業者・特定BWA事業者との協定の締結)</p> | <p>(特定事業者との協定の締結)</p> |
| <p>第43条 接続申込者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者と協定を締結するときは、その協定の締結と同時に、特定事業者若しくは特定事業者及び特定BWA事業者が提供するau通信サービス又はセルラーLPWAサービスに係る第2種指定電気通信設備との接続に関する協定(以下「特定協定」といいます。)を締結することを要します。</p> | <p>第43条 接続申込者は、当社と協定を締結するときは、その協定の締結と同時に、特定事業者が提供するau通信サービス又はセルラーLPWAサービスに係る第2種指定電気通信設備との接続に関する協定(以下「特定協定」といいます。)を締結することを要します。</p> |
| <p>(協定上の地位の移転又は承継)</p> | <p>(協定上の地位の移転又は承継)</p> |
| <p>第44条 協定事業者が電気通信事業の全部若しくは一部を譲渡することにより、協定上の地位を移転しようとする場合又は協定事業者について合併、分割若しくは相続により協定上の地位の承継があった場合は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の承諾を受けなければ、その効力を生じません。</p> | <p>第44条 協定事業者が電気通信事業の全部若しくは一部を譲渡することにより、協定上の地位を移転しようとする場合又は協定事業者について合併、分割若しくは相続により協定上の地位の承継があった場合は、当社の承諾を受けなければ、その効力を生じません。</p> |
| <p>2 協定上の地位の移転又は承継の承諾を受けようとするときは、当該電気通信事業の全部若しくは一部を譲り受けた者又は合併後存続する法人、合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部若しくは一部を承継した法人、若しくは相続人(相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者とします。)は、これを証明する書類を当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する事務取扱所に提出することを要します。</p> | <p>2 協定上の地位の移転又は承継の承諾を受けようとするときは、当該電気通信事業の全部若しくは一部を譲り受けた者又は合併後存続する法人、合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部若しくは一部を承継した法人、若しくは相続人(相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者とします。)は、これを証明する書類を当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。</p> |
| <p>3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前項の規定により協定上の地位の移転又は承継の承諾を求められたときは、次の場合を除き、これを承諾します。 (1) 協定上の地位の移転又は承継を受けようとした場合において、第18条</p> | <p>3 当社は、前項の規定により協定上の地位の移転又は承継の承諾を求められたときは、次の場合を除き、これを承諾します。 (1) 協定上の地位の移転又は承継を受けようとした場合において、第18条(接続申込みの承諾)第1項第1号又は第2号に定める事由に該当すると</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(接続申込みの承諾) 第1項第1号又は第2号に定める事由に該当するとき。</p> <p>(2) 協定上の地位の移転又は承継を受けようとする者が第18条(接続申込みの承諾)第1項第3号に該当する者であるとき。</p> <p>(3) 電気通信事業の全部の譲渡又は電気通信事業者の合併、分割若しくは相続について総務大臣へ届出をしていないとき。</p> <p>(4) 協定事業者が登録電気通信事業者である場合において、協定上の地位の移転又は承継を受けようとする者が事業法第17条第1項ただし書の規定に該当するとき。</p> <p>(5) 当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対する接続に係る料金その他の債務(この約款の規定により支払いを要することとなった接続に係る料金、工事又は手続きに関する費用又は割増金等の債務をいいます。)の支払義務等、協定上の地位の帰属が不明確であるとき。</p> | <p>き。</p> <p>(2) 協定上の地位の移転又は承継を受けようとする者が第18条(接続申込みの承諾)第1項第3号に該当する者であるとき。</p> <p>(3) 電気通信事業の全部の譲渡又は電気通信事業者の合併、分割若しくは相続について総務大臣へ届出をしていないとき。</p> <p>(4) 協定事業者が登録電気通信事業者である場合において、協定上の地位の移転又は承継を受けようとする者が事業法第17条第1項ただし書の規定に該当するとき。</p> <p>(5) 当社に対する接続に係る料金その他の債務(この約款の規定により支払いを要することとなった接続に係る料金、工事又は手続きに関する費用又は割増金等の債務をいいます。)の支払義務等、協定上の地位の帰属が不明確であるとき。</p> |
| <p>(権利及び義務の譲渡)</p> <p>第45条 協定事業者は、協定又は協定に基づき締結した契約に定める権利及び義務を第三者に譲渡する場合は、事前に当社若しくは当社及び特定BWA事業者の書面による同意を得ることを要します。</p> | <p>(権利及び義務の譲渡)</p> <p>第45条 協定事業者は、協定又は協定に基づき締結した契約に定める権利及び義務を第三者に譲渡する場合は、事前に当社の書面による同意を得ることを要します。</p> |
| <p>(協定の変更)</p> <p>第46条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び協定事業者は、必要が生じたときは、この約款に基づき締結した協定を変更することができるものとします。この場合には、当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備との接続は、変更後の協定によるものとします。</p> | <p>(協定の変更)</p> <p>第46条 当社及び協定事業者は、必要が生じたときは、この約款に基づき締結した協定を変更することができるものとします。この場合には、当社の第2種指定電気通信設備との接続は、変更後の協定によるものとします。</p> |
| <p>(協定事業者が行う協定の解除)</p> <p>第47条 協定事業者は、協定を解除(接続の廃止若しくは取止めに係る協定の変更を含みます。以下同じとします。)しようとするときは、そのことを当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する事務取扱所に書面により通知することを要します。</p> <p>2 前項の場合において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び協定事業者は、協議の上、解除時期について決定することとします。</p> <p>3 協定事業者は、別表1(接続により提供する機能)に規定するLTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)、LTE直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)又は5G(NSA方式)直収パケット接</p> | <p>(協定事業者が行う協定の解除)</p> <p>第47条 協定事業者は、協定を解除(接続の廃止若しくは取止めに係る協定の変更を含みます。以下同じとします。)しようとするときは、そのことを当社が指定する事務取扱所に書面により通知することを要します。</p> <p>2 前項の場合において、当社及び協定事業者は、協議の上、解除時期について決定することとします。</p> <p>3 協定事業者は、別表1(接続により提供する機能)に規定するWIN直収パケット接続機能、LTE直収パケット接続機能又はLTE直収パケット接続機能(LPWA)の利用を開始した日から起算して1年以内に協定を解除する場合に</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>続機能（携帯電話・BWA電波連携分）の利用を開始した日から起算して1年以内に協定を解除する場合には、その解除の日から、機能の利用を開始した日から起算して1年間の残余の期間の定額制網使用料に相当する額の支払いを要します。</p> <p>4 前項の規定は、第48条（当社若しくは当社及び特定BWA事業者が行う協定の解除）及び第49条（協定の消滅）の場合に準用します。</p> <p>（当社若しくは当社及び特定BWA事業者が行う協定の解除）</p> <p>第48条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、第61条（接続の停止）の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。</p> <p>2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者が第61条（接続の停止）に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、接続の停止をしないでその協定を解除することがあります。</p> <p>3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、第1項の規定により協定を解除するときは、予告を行います。</p> <p>（協定の消滅）</p> <p>第49条 協定は、次の各号に規定する場合には、消滅するものとします。</p> <p>(1) 協定事業者が電気通信事業の全部を廃止したとき。</p> <p>(2) 協定事業者が法人である場合において、その法人が解散したとき。</p> <p>(3) 協定事業者が死亡し相続人がいないとき、又は事業法第17条第1項ただし書の規定に該当するとき。</p> <p>(4) 協定事業者が登録電気通信事業者である場合において、その事業の登録が取消されたとき又は抹消されたとき。（ただし、登録電気通信事業者が届出電気通信事業者に変更になるときを除きます。）</p> <p>(5) 協定事業者と特定事業者若しくは特定事業者及び特定BWA事業者との間で締結された特定協定が解除されたとき又は消滅したとき。</p> <p>第6章 責務 第1節 責務 （守秘義務）</p> <p>第50条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び接続申込者は、事前調査の申込み以降相互に知り得た当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は接続申込者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない一切の事項に関する秘密</p> | <p>は、その解除の日から機能の利用を開始した日から起算して1年間の残余の期間の定額制網使用料に相当する額の支払いを要します。</p> <p>4 前項の規定は、第48条（当社が行う協定の解除）及び第49条（協定の消滅）の場合に準用します。</p> <p>（当社が行う協定の解除）</p> <p>第48条 当社は、第61条（接続の停止）の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。</p> <p>2 当社は、協定事業者が第61条（接続の停止）に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、接続の停止をしないでその協定を解除することがあります。</p> <p>3 当社は、第1項の規定により協定を解除するときは、予告を行います。</p> <p>（協定の消滅）</p> <p>第49条 協定は、次の各号に規定する場合には、消滅するものとします。</p> <p>(1) 協定事業者が電気通信事業の全部を廃止したとき。</p> <p>(2) 協定事業者が法人である場合において、その法人が解散したとき。</p> <p>(3) 協定事業者が死亡し相続人がいないとき、又は事業法第17条第1項ただし書の規定に該当するとき。</p> <p>(4) 協定事業者が登録電気通信事業者である場合において、その事業の登録が取消されたとき又は抹消されたとき。（ただし、登録電気通信事業者が届出電気通信事業者に変更になるときを除きます。）</p> <p>(5) 協定事業者と特定事業者との間で締結された特定協定が解除されたとき又は消滅したとき。</p> <p>第6章 責務 第1節 責務 （守秘義務）</p> <p>第50条 当社及び接続申込者は、事前調査の申込み以降相互に知り得た当社又は接続申込者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない一切の事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。</p> <p>ただし、法令上必要とされる場合、相手方の書面による同意を得た場合、主務官庁より報告を要請された場合又は第 77 条の 2（債務の履行の担保）第 1 項第 4 号に規定する信用評価機関に、第 51 条の 3（情報の提出）の規定により接続申込者が当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者に提出した情報を開示する場合は、この限りではありません。</p> <p>2 前項の規定は、協定の締結に至らなかった場合又は協定が解除された場合若しくは消滅した場合においても有効に存続するものとし、これに違反し相手方に損害が発生した場合は、第 85 条（解除等の場合の取扱い）第 2 項を適用します。</p> <p>（必要事項の通知）</p> <p>第 51 条 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者及び協定事業者は、次の各号に掲げる事項について、互いに書面により通知することとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 名称、住所又は法人の代表者の変更 (2) 電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人の解散 (3) 電気通信事業の登録又は変更登録の取消し (4) 事業法第 8 条第 2 項に規定する電気通信業務の一部停止 (5) 相互接続点及び接続対象地域の追加、変更又は廃止 (6) 接続条件に影響がある電気通信設備の変更、増設又は廃止 (7) 相互接続に係る事務処理方法又は保守運用方法の変更 (8) 第 73 条（期限の利益喪失）第 1 項第 2 号から第 4 号に定める事由のいずれかが発生した場合にあってはその事実 (9) 第 12 条 3 項に定める事前調査申込書におけるセルラー L PWA 関連事項の変更 (10) その他接続に必要な事項 <p>（証明書類の確認）</p> <p>第 51 条の 2 接続申込者は、自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を通信の用に供する前に、当該移動無線装置が事業法第 69 条及び端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）で定める技術基準を満たしていることを当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が確認するために必要な情報を当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者に提示することを要するものとし、</p> <p>2 接続申込者は、自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を通信の用に供する前に、当該移動無線装置が電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 3 章で定める技術基準を満たしていることを当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が確認するために必要な情報を書面により当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者</p> | <p>ただし、法令上必要とされる場合、相手方の書面による同意を得た場合、主務官庁より報告を要請された場合又は第 77 条の 2（債務の履行の担保）第 1 項第 4 号に規定する信用評価機関に、第 51 条の 3（情報の提出）の規定により接続申込者が当社に提出した情報を開示する場合は、この限りではありません。</p> <p>2 前項の規定は、協定の締結に至らなかった場合又は協定が解除された場合若しくは消滅した場合においても有効に存続するものとし、これに違反し相手方に損害が発生した場合は、第 85 条（解除等の場合の取扱い）第 2 項を適用します。</p> <p>（必要事項の通知）</p> <p>第 51 条 当社及び協定事業者は、次の各号に掲げる事項について、互いに書面により通知することとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 名称、住所又は法人の代表者の変更 (2) 電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人の解散 (3) 電気通信事業の登録又は変更登録の取消し (4) 事業法第 8 条第 2 項に規定する電気通信業務の一部停止 (5) 相互接続点及び接続対象地域の追加、変更又は廃止 (6) 接続条件に影響がある電気通信設備の変更、増設又は廃止 (7) 相互接続に係る事務処理方法又は保守運用方法の変更 (8) 第 73 条（期限の利益喪失）第 1 項第 2 号から第 4 号に定める事由のいずれかが発生した場合にあってはその事実 (9) 第 12 条 3 項に定める事前調査申込書におけるセルラー L PWA 関連事項の変更 (10) その他接続に必要な事項 <p>（証明書類の確認）</p> <p>第 51 条の 2 接続申込者は、自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を通信の用に供する前に、当該移動無線装置が事業法第 69 条及び端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）で定める技術基準を満たしていることを当社が確認するために必要な情報を当社に提示することを要するものとし、</p> <p>2 接続申込者は、自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を通信の用に供する前に、当該移動無線装置が電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 3 章で定める技術基準を満たしていることを当社が確認するために必要な情報を書面により当社に提出することを要するものとし、</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>提出することを要するものとします。</p> <p>3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前項の規定に基づき接続申込者から提出された証明書類により、接続申込者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を電波法第 53 条及び第 54 条の規定に基づき当社若しくは当社及び特定BWA事業者の電気通信回線設備に接続して運用することの可否について確認を行い、その結果を接続申込者に通知することとします。</p> <p>(情報の提出)</p> <p>第 51 条の 3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者に対して、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社若しくは当社及び特定BWA事業者が判断するために必要な情報の提出を求めることがあります。</p> <p>2 前項の規定により当社若しくは当社及び特定BWA事業者が提出を求める情報のうち、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとして当社若しくは当社及び特定BWA事業者が別に定める情報の提出を求められた接続申込者は、その情報を書面により速やかに当社若しくは当社及び特定BWA事業者に提出することを要するものとします。</p> <p>(契約数等の提出)</p> <p>第 51 条の 4 協定事業者のうち、仮想携帯電話事業者は、相互接続通信におけるMVNOサービスに係る契約数等について、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が主務官庁等へ報告するために必要な情報を当社に提出することを要するものとします。</p> <p>(相互協力)</p> <p>第 52 条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び協定事業者は、接続に係る利用者の利便の向上及び電気通信事業の円滑な運営を図るため、接続に係る業務に関して相互に協力することとします。</p> <p>(特定電子メールの取扱い)</p> <p>第 52 条の 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び協定事業者は、特定電子メールの取扱いにあたって、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）第 10 条に規定する情報の提供及び技術の開発又は導入に努めるものとします。</p> <p>(相互接続通信の管理方針)</p> | <p>3 当社は、前項の規定に基づき接続申込者から提出された証明書類により、接続申込者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を電波法第 53 条及び第 54 条の規定に基づき当社の電気通信回線設備に接続して運用することの可否について確認を行い、その結果を接続申込者に通知することとします。</p> <p>(情報の提出)</p> <p>第 51 条の 3 当社は、接続申込者に対して、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあります。</p> <p>2 前項の規定により当社が提出を求める情報のうち、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとして当社が別に定める情報の提出を求められた接続申込者は、その情報を書面により速やかに当社に提出することを要するものとします。</p> <p>(契約数等の提出)</p> <p>第 51 条の 4 協定事業者のうち、仮想携帯電話事業者は、相互接続通信におけるMVNOサービスに係る契約数等について、当社が主務官庁等へ報告するために必要な情報を当社に提出することを要するものとします。</p> <p>(相互協力)</p> <p>第 52 条 当社及び協定事業者は、接続に係る利用者の利便の向上及び電気通信事業の円滑な運営を図るため、接続に係る業務に関して相互に協力することとします。</p> <p>(特定電子メールの取扱い)</p> <p>第 52 条の 2 当社及び協定事業者は、特定電子メールの取扱いにあたって、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）第 10 条に規定する情報の提供及び技術の開発又は導入に努めるものとします。</p> <p>(相互接続通信の管理方針)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>第 52 条の 3 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、当社の第 2 種指定電気通信設備との接続にあたり、通信の交換等又は伝送に関するネットワーク管理において、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。</p> <p>(1) 協定事業者及び当社並びに当該通信を取り扱う電気通信事業者及び当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が提供する電気通信サービスの利用者に対し、不当な差別的取扱いを行わないこと</p> <p>(2) 当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないこと</p> | <p>第 52 条の 3 当社は、当社の第 2 種指定電気通信設備との接続にあたり、通信の交換等又は伝送に関するネットワーク管理において、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。</p> <p>(1) 協定事業者及び当社並びに当該通信を取り扱う電気通信事業者及び当社が提供する電気通信サービスの利用者に対し、不当な差別的取扱いを行わないこと</p> <p>(2) 当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないこと</p> |
| <p>第 2 節 保守 (維持責任)</p> <p>第 53 条 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者及び協定事業者は、接続にあたり、相互に電気通信設備に輻輳、障害その他損傷を与えないようにし、その利用者に対する電気通信役務の提供の妨害を行わないように努めることとします。</p> <p>2 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者及び協定事業者は、接続する電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)及びその接続箇所ごとに当社が定める技術的条件に適合するように維持することとします。</p> | <p>第 2 節 保守 (維持責任)</p> <p>第 53 条 当社及び協定事業者は、接続にあたり、相互に電気通信設備に輻輳、障害その他損傷を与えないようにし、その利用者に対する電気通信役務の提供の妨害を行わないように努めることとします。</p> <p>2 当社及び協定事業者は、接続する電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)及びその接続箇所ごとに当社が定める技術的条件に適合するように維持することとします。</p> |
| <p>(混信等の防止責任)</p> <p>第 53 条の 2 協定事業者は、自らの契約者に通信の用に供することを許容する移動無線装置と当社の無線基地局設備との間で電波を送受信する場合は、電波法第 56 条の規定に基づく他の無線局等への混信その他の妨害を防止するため、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者の無線局の運用に協力することとします。</p> <p>2 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、協定事業者が自らの契約者に通信の用に供することを許容する移動無線装置により混信等が生じた場合は、その協定事業者と協議の上、その混信等を除去するための措置を決定することとします。</p> | <p>(混信等の防止責任)</p> <p>第 53 条の 2 協定事業者は、自らの契約者に通信の用に供することを許容する移動無線装置と当社の無線基地局設備との間で電波を送受信する場合は、電波法第 56 条の規定に基づく他の無線局等への混信その他の妨害を防止するため、当社の無線局の運用に協力することとします。</p> <p>2 当社は、協定事業者が自らの契約者に通信の用に供することを許容する移動無線装置により混信等が生じた場合は、その協定事業者と協議の上、その混信等を除去するための措置を決定することとします。</p> |
| <p>(協定事業者の切分責任)</p> <p>第 54 条 協定事業者は、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者の電気通信設備との接続において相互接続通信に生ずる著しい支障その他の理由により当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者の接続する設備を利用できなくなったときは、協定事業者の電気通信設備に故障がないことを確認のうえ、当社に修理を請求することができます。</p> <p>2 前項の修理の請求により当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が協定事業者の電気通信設備にあった場合には、協定事業者は当社若しくは当社及び特定 BWA</p> | <p>(協定事業者の切分責任)</p> <p>第 54 条 協定事業者は、当社の電気通信設備との接続において相互接続通信に生ずる著しい支障その他の理由により当社の接続する設備を利用できなくなったときは、協定事業者の電気通信設備に故障がないことを確認のうえ、当社に修理を請求することができます。</p> <p>2 前項の修理の請求により当社が当社の係員を派遣した結果、故障の原因が協定事業者の電気通信設備にあった場合には、協定事業者は当社にその派遣に要した費用を支払うことを要します。この場合において、その費用の額は、派遣に要し</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>A事業者にその派遣に要した費用を支払うことを要します。この場合において、その費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、設備の保守に係る具体的事項について、協定事業者と協議の上定める保守確認事項に規定します。</p> <p>(当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通知責任)</p> <p>第54条の2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の電気通信設備との接続における通信障害等に関する情報を協定事業者に通知することとします。</p> <p>第3節 譲渡等の承認等 (略)</p> <p>(第三者への債権譲渡等)</p> <p>第56条 協定事業者は、この約款に基づく当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対する債権を第三者に譲渡し又は担保の用に供しようとするときは、あらかじめ当社若しくは当社及び特定BWA事業者と協議することを要するものとします。</p> <p>第7章 接続形態 (接続形態)</p> <p>第57条 当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備と協定事業者の電気通信設備との接続形態は、別表2(接続形態)に定めるところによります。</p> <p>第8章 重要通信の取扱方法 (相互接続通信の制限)</p> <p>第58条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、au通信サービス契約約款又はLPWA契約約款中通信利用の制限に係る規定に準じ相互接続通信を制限することがあります。</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、au通信サービス契約約款又はLPWA契約約款中通信時間等の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳するときは、相互接続通信の通信時間又は特定の地域の当社若しくは当社及び特定BWA事業者の契約者回線等への通信を制限することがあります。</p> | <p>た費用の額に消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>3 当社は、設備の保守に係る具体的事項について、協定事業者と協議の上定める保守確認事項に規定します。</p> <p>(当社の通知責任)</p> <p>第54条の2 当社は、当社の電気通信設備との接続における通信障害等に関する情報を協定事業者に通知することとします。</p> <p>第3節 譲渡等の承認等 (略)</p> <p>(第三者への債権譲渡等)</p> <p>第56条 協定事業者は、この約款に基づく当社に対する債権を第三者に譲渡し又は担保の用に供しようとするときは、あらかじめ当社と協議することを要するものとします。</p> <p>第7章 接続形態 (接続形態)</p> <p>第57条 当社の第2種指定電気通信設備と協定事業者の電気通信設備との接続形態は、別表2(接続形態)に定めるところによります。</p> <p>第8章 重要通信の取扱方法 (相互接続通信の制限)</p> <p>第58条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、au通信サービス契約約款又はLPWA契約約款中通信利用の制限に係る規定に準じ相互接続通信を制限することがあります。</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、当社は、au通信サービス契約約款又はLPWA契約約款中通信時間等の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳するときは、相互接続通信の通信時間又は特定の地域の当社の契約者回線等への通信を制限することがあります。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前2項の規定により相互接続通信を制限する場合には、最大限の疎通の確保に努めます。この場合において、相互接続通信とその他の通信を公平に扱うものとします。</p> <p>4 協定事業者は、協定事業者の電気通信設備において相互接続通信を制限するときは、最大限に疎通を確保し、相互接続通信とその他の通信を公平に扱うよう努めることとします。</p> <p>5 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び協定事業者は、相互接続通信を制限する場合には、協定事業者と協議の上定める保守確認事項により協力するものとします。</p> | <p>3 当社は、前2項の規定により相互接続通信を制限する場合には、最大限の疎通の確保に努めます。この場合において、相互接続通信とその他の通信を公平に扱うものとします。</p> <p>4 協定事業者は、協定事業者の電気通信設備において相互接続通信を制限するときは、最大限に疎通を確保し、相互接続通信とその他の通信を公平に扱うよう努めることとします。</p> <p>5 当社及び協定事業者は、相互接続通信を制限する場合には、協定事業者と協議の上定める保守確認事項により協力するものとします。</p> |
| <p>(相互接続通信の切断)</p> <p>第58条の2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、au通信サービス契約約款又はLPWA契約約款中通信の切断に係る規定に準じ相互接続通信を切断することがあります。</p> | <p>(相互接続通信の切断)</p> <p>第58条の2 当社は、au通信サービス契約約款又はLPWA契約約款中通信の切断に係る規定に準じ相互接続通信を切断することがあります。</p> |
| <p>(優先的に扱う通信の識別)</p> <p>第59条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者との接続において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が当社若しくは当社及び特定BWA事業者の契約者と協議をして定めた契約者回線又は当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する契約者回線から発信する通信に伴って優先的に通信の疎通を行うべき信号(技術的条件集に定める優先信号をいいます。以下同じとします。)を協定事業者に送信します。</p> <p>2 協定事業者は、優先信号を受信した場合には、その優先信号に伴って受信した通信を優先的に取り扱うことを要します。</p> <p>3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者から通信に伴って優先すべき信号を受信した場合は、その通信を優先的に扱うこととします。</p> | <p>(優先的に扱う通信の識別)</p> <p>第59条 当社は、協定事業者との接続において、当社が当社の契約者と協議をして定めた契約者回線又は当社が指定する契約者回線から発信する通信に伴って優先的に通信の疎通を行うべき信号(技術的条件集に定める優先信号をいいます。以下同じとします。)を協定事業者に送信します。</p> <p>2 協定事業者は、優先信号を受信した場合には、その優先信号に伴って受信した通信を優先的に取り扱うことを要します。</p> <p>3 当社は、協定事業者から通信に伴って優先すべき信号を受信した場合は、その通信を優先的に扱うこととします。</p> |
| <p>第9章 接続等の一時中断、停止及び中止</p> <p>(接続の一時中断)</p> <p>第60条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、次の場合には、接続を一時中断することがあります。</p> <p>(1) 当社若しくは当社及び特定BWA事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。</p> <p>(2) 第58条(相互接続通信の制限)の規定により、相互接続通信を制限するとき。</p> <p>2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前項の規定により接続を一時中断</p> | <p>第9章 接続等の一時中断、停止及び中止</p> <p>(接続の一時中断)</p> <p>第60条 当社は、次の場合には、接続を一時中断することがあります。</p> <p>(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。</p> <p>(2) 第58条(相互接続通信の制限)の規定により、相互接続通信を制限するとき。</p> <p>2 当社は、前項の規定により接続を一時中断するときは、あらかじめそのことを</p> |

新

するときは、あらかじめそのことを協定事業者へ通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(接続の停止)

第 61 条 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、その接続（次表の左欄の対象となる接続（以下「対象接続」といいます。）のみを停止することが技術的に困難な場合等は、その協定事業者との対象接続以外の接続を含む場合があります。以下この条において同じとします。）を停止することがあります。

| 区 別 | 期 間 |
|---|-----|
| (1) その接続に係る料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなった接続に係る料金、工事又は手続きに関する費用又は割増金等の債務をいいます。以下この表において同じとします。）について、支払期日の経過後、なおその支払いがないとき。 | (略) |
| (2) 第 77 条（債務の履行の担保に係る協議申入れ等）に規定する協議により接続申込者が当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われな | (略) |
| (3) 第 77 条の 2（債務の履行の担保）第 1 項若しくは第 4 項に規定する債務の履行の担保について当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が定める期日までに行われな | (略) |
| (4)～(5) | (略) |

2 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、前項の規定により接続を停止するときは、協定事業者に対して書面により、その理由、接続の停止をする日及び期間を接続の停止の 30 日前までに、接続停止費用（接続の停止に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）及び接続停止解除費用（接続の停止の解除に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）の概算額を接続の停止までに通知します。

ただし、協定事業者の所在が不明（電話、郵送及び現地調査によってもなお協定事業者と連絡できない状態をいいます。以下同じとします。）であるときは、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が協定事業者から通知されている住所

旧

協定事業者へ通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(接続の停止)

第 61 条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、その接続（次表の左欄の対象となる接続（以下「対象接続」といいます。）のみを停止することが技術的に困難な場合等は、その協定事業者との対象接続以外の接続を含む場合があります。以下この条において同じとします。）を停止することがあります。

| 区 別 | 期 間 |
|---|-----|
| (1) その接続に係る料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなった接続に係る料金、工事又は手続きに関する費用又は割増金等の債務をいいます。以下この表において同じとします。）について、支払期日の経過後、なおその支払いがないとき。 | (略) |
| (2) 第 77 条（債務の履行の担保に係る協議申入れ等）に規定する協議により接続申込者が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われな | (略) |
| (3) 第 77 条の 2（債務の履行の担保）第 1 項若しくは第 4 項に規定する債務の履行の担保について当社が定める期日までに行われな | (略) |
| (4)～(5) | (略) |

2 当社は、前項の規定により接続を停止するときは、協定事業者に対して書面により、その理由、接続の停止をする日及び期間を接続の停止の 30 日前までに、接続停止費用（接続の停止に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）及び接続停止解除費用（接続の停止の解除に要する費用に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）の概算額を接続の停止までに通知します。

ただし、協定事業者の所在が不明（電話、郵送及び現地調査によってもなお協定事業者と連絡できない状態をいいます。以下同じとします。）であるときは、当社が協定事業者から通知されている住所等への再度の書面の郵送をもって、そ

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>等への再度の書面の郵送をもって、その通知を行ったものとみなします。</p> <p>3 協定事業者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が第1項の規定により接続を停止した場合には、接続停止費用の概算額を支払うことを要するものとし、接続の停止を解除しようとする場合には、接続停止解除費用の概算額を支払うことを要するものとします。</p> <p>4 第1項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、その接続の停止を速やかに（接続の形態や規模によっては期間を要する場合があります、その期間を要することについて、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の責めに帰すべき事由はないものとします。）解除します。 ただし、前項に規定する接続停止費用及び接続停止解除費用の概算額が支払われなかったときは、この限りではありません。</p> <p>5 当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び協定事業者は、接続停止費用及び接続停止解除費用について、概算額と実績額との精算を行うものとします。</p> | <p>の通知を行ったものとみなします。</p> <p>3 協定事業者は、当社が第1項の規定により接続を停止した場合には、接続停止費用の概算額を支払うことを要するものとし、接続の停止を解除しようとする場合には、接続停止解除費用の概算額を支払うことを要するものとします。</p> <p>4 第1項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その接続の停止を速やかに（接続の形態や規模によっては期間を要する場合があります、その期間を要することについて、当社の責めに帰すべき事由はないものとします。）解除します。 ただし、前項に規定する接続停止費用及び接続停止解除費用の概算額が支払われなかったときは、この限りではありません。</p> <p>5 当社及び協定事業者は、接続停止費用及び接続停止解除費用について、概算額と実績額との精算を行うものとします。</p> |
| <p>(接続の中止)</p> <p>第62条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、従前の技術的条件による接続を継続することが経済的に著しく困難であるとき又は当社若しくは当社及び特定BWA事業者の電気通信設備を著しく非効率とするときは、協定事業者と協議の上、その技術的条件による接続を中止することがあります。</p> <p>2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前項の規定により接続を中止するときは、その1年前までに書面により、その理由及び接続を中止する予定の日を協定事業者に通知します。</p> | <p>(接続の中止)</p> <p>第62条 当社は、従前の技術的条件による接続を継続することが経済的に著しく困難であるとき又は当社の電気通信設備を著しく非効率とするときは、協定事業者と協議の上、その技術的条件による接続を中止することがあります。</p> <p>2 当社は、前項の規定により接続を中止するときは、その1年前までに書面により、その理由及び接続を中止する予定の日を協定事業者に通知します。</p> |
| <p>(工事又は手続き等の停止及び中止)</p> <p>第63条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者の責めに帰すべき事由により当社若しくは当社及び特定BWA事業者の業務遂行上著しい支障を及ぼすと認められる事実が発生したとき又は第61条（接続の停止）第1項の表中各欄のいずれかに該当するとき若しくは第73条（期限の利益喪失）第1項第1号から第5号、第8号若しくは第9号に定める事由のいずれかが発生したとき（接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。）は、接続申込者から請求等された工事又は手続き等（工事若しくは手続き、接続用設備の設置若しくは改修又は接続用ソフトウェアの開発をいいます。以下同じとします。）を停止することがあります。この場合には、その理由を書面により接続申込者にあらかじめ通知します。</p> <p>2 前項の規定により工事又は手続き等を停止した場合において、その工事又は手</p> | <p>(工事又は手続き等の停止及び中止)</p> <p>第63条 当社は、接続申込者の責めに帰すべき事由により当社の業務遂行上著しい支障を及ぼすと認められる事実が発生したとき又は第61条（接続の停止）第1項の表中各欄のいずれかに該当するとき若しくは第73条（期限の利益喪失）第1項第1号から第5号、第8号若しくは第9号に定める事由のいずれかが発生したとき（接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。）は、接続申込者から請求等された工事又は手続き等（工事若しくは手続き、接続用設備の設置若しくは改修又は接続用ソフトウェアの開発をいいます。以下同じとします。）を停止することがあります。この場合には、その理由を書面により接続申込者にあらかじめ通知します。</p> <p>2 前項の規定により工事又は手続き等を停止した場合において、その工事又は手</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>続き等の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、その工事又は手続き等の停止を速やかに（工事又は手続き等の内容及び規模によっては期間を要する場合があります、その期間を要することについて、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の責めに帰すべき事由はないものとします。）解除します。</p> <p>3 第1項の規定により工事又は手続き等を停止した場合において、その工事又は手続き等の停止の理由となった事実を解消するよう当社若しくは当社及び特定BWA事業者から接続申込者に通知して相当な期間を経過してもなおその状態が解消されないときは、当社は、その工事又は手続き等を中止することがあります。</p> <p>4 第1項又は前項の場合において、接続申込者は、その停止又は中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用（個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約又はその他の工事に係わる契約の規定により算定するときは、その額とします。）に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。</p> | <p>続き等の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その工事又は手続き等の停止を速やかに（工事又は手続き等の内容及び規模によっては期間を要する場合があります、その期間を要することについて、当社の責めに帰すべき事由はないものとします。）解除します。</p> <p>3 第1項の規定により工事又は手続き等を停止した場合において、その工事又は手続き等の停止の理由となった事実を解消するよう当社から接続申込者に通知して相当な期間を経過してもなおその状態が解消されないときは、当社は、その工事又は手続き等を中止することがあります。</p> <p>4 第1項又は前項の場合において、接続申込者は、その停止又は中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用（個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約又はその他の工事に係わる契約の規定により算定するときは、その額とします。）に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。</p> |
| <p>第10章 料金等</p> | <p>第10章 料金等</p> |
| <p>第1節 料金及び工事又は手続きに関する費用</p> | <p>第1節 料金及び工事又は手続きに関する費用</p> |
| <p>（料金等）</p> | <p>（料金等）</p> |
| <p>第64条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設定する接続料は、料金及び工事又は手続きに関する費用とします。</p> | <p>第64条 当社が設定する接続料は、料金及び工事又は手続きに関する費用とします。</p> |
| <p>2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設定する料金は、料金表第1表（接続料金）に規定する接続料金とし、これを網使用料及び網改造料に分類します。</p> | <p>2 当社が設定する料金は、料金表第1表（接続料金）に規定する接続料金とし、これを網使用料及び網改造料に分類します。</p> |
| <p>3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が設定する接続において必要となる工事又は手続きに関する費用は、料金表第2表（工事費）又は第3表（手続費）に規定する工事費又は手続費とします。</p> | <p>3 当社が設定する接続において必要となる工事又は手続きに関する費用は、料金表第2表（工事費）又は第3表（手続費）に規定する工事費又は手続費とします。</p> |
| <p>4 前3項に規定する料金及び費用のほか、当社はユニバーサルサービス料及びau ICカードの貸与に係る費用を設定します。</p> | <p>4 前3項に規定する料金及び費用のほか、当社はユニバーサルサービス料及びau ICカードの貸与に係る費用を設定します。</p> |
| <p>第2節 接続料金の支払義務</p> | <p>第2節 接続料金の支払義務</p> |
| <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>（定額制の網使用料の支払義務）</p> | <p>（定額制の網使用料の支払義務）</p> |
| <p>第65条の2 当社の第2種指定電気通信設備若しくは当社の第2種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第2種指定電気通信設備との接続において定額制の網使用料の支払いを要する電気通信事業者は、第57条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表2第4表（網使用料支払事業者）及び備考欄に規定する</p> | <p>第65条の2 当社の第2種指定電気通信設備との接続において定額制の網使用料の支払いを要する電気通信事業者は、第57条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表2第4表（網使用料支払事業者）及び備考欄に規定するところによります。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>ところによります。</p> <p>2 前項の規定により支払いを要することとなる協定事業者は、第 69 条の 2（定額制の網使用料及びユニバーサルサービス料の計算方法）の規定に基づいて算定した定額制の網使用料を支払うことを要します。</p> <p>3 協定事業者は、別表 1（接続により提供する機能）に規定する機能の利用を開始した日から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の第 2 種指定電気通信設備若しくは当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定 BWA 事業者の第 2 種指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間（機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は 1 日とします。）について、料金表第 1 表第 1（網使用料）に規定する定額制の網使用料の支払いを要します。ただし、料金表第 1 表第 1（網使用料）1（適用）に別の定めがある場合には、この限りではありません。</p> <p>4 協定事業者は、前項の期間において次の事由により、機能を利用できない状態（その機能に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となることを含みます。）が生じた場合は、そのことを当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が認知した時刻以後の利用ができなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。</p> <p>（1）当社が電気通信事業を休止したとき。</p> <p>（2）その他当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者の責めに帰すべき事由により、接続に係る電気通信設備を使用できなかったとき。</p> <p>5 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、これを返還します。</p> | <p>2 前項の規定により支払いを要することとなる協定事業者は、第 69 条の 2（定額制の網使用料及びユニバーサルサービス料の計算方法）の規定に基づいて算定した定額制の網使用料を支払うことを要します。</p> <p>3 協定事業者は、別表 1（接続により提供する機能）に規定する機能の利用を開始した日から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の第 2 種指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間（機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は 1 日とします。）について、料金表第 1 表第 1（網使用料）に規定する定額制の網使用料の支払いを要します。ただし、料金表第 1 表第 1（網使用料）1（適用）に別の定めがある場合には、この限りではありません。</p> <p>4 協定事業者は、前項の期間において次の事由により、機能を利用できない状態（その機能に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となることを含みます。）が生じた場合は、そのことを当社が認知した時刻以後の利用ができなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。</p> <p>（1）当社が電気通信事業を休止したとき。</p> <p>（2）その他当社の責めに帰すべき事由により、接続に係る電気通信設備を使用できなかったとき。</p> <p>5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、これを返還します。</p> |
| <p>（網改造料の支払義務）</p> <p>第 66 条 協定事業者は、網改造料の対象となる機能について、次のいずれかに該当した場合には、料金表第 1 表第 2（網改造料）に規定する網改造料の支払いを要します。</p> <p>（1）第 24 条（完成通知）、第 26 条（その他の接続用設備の設置又は改修の申込み）又は第 31 条（準用）の規定により行った完成通知を受けたとき。</p> <p>（2）当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者からその利用を許諾する旨の通知を受けたとき。</p> <p>2 前項の規定によるほか、協定事業者は、第 33 条（更改）の規定に基づき当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が接続用設備又は接続用ソフトウェアを更改したときは、その更改後の接続用設備又は接続用ソフトウェアについて、料金表第 1 表第 2（網改造料）に規定する網改造料の支払いを要します。</p> | <p>（網改造料の支払義務）</p> <p>第 66 条 協定事業者は、網改造料の対象となる機能について、次のいずれかに該当した場合には、料金表第 1 表第 2（網改造料）に規定する網改造料の支払いを要します。</p> <p>（1）第 24 条（完成通知）、第 26 条（その他の接続用設備の設置又は改修の申込み）又は第 31 条（準用）の規定により行った完成通知を受けたとき。</p> <p>（2）当社からその利用を許諾する旨の通知を受けたとき。</p> <p>2 前項の規定によるほか、協定事業者は、第 33 条（更改）の規定に基づき当社が接続用設備又は接続用ソフトウェアを更改したときは、その更改後の接続用設備又は接続用ソフトウェアについて、料金表第 1 表第 2（網改造料）に規定する網改造料の支払いを要します。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>3 第33条(更改)又は第34条(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)第1項の規定に基づき、当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は協定事業者が対象設備を更改又は利用中止したときは、協定事業者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者との協議により定める額の網改造料の支払いを要します。</p> <p>ただし、対象設備が別表1(接続により提供する機能)に規定する文字メッセージ通信用信号変換装置接続機能を有する場合は、協定事業者は、料金表第1表第2(網改造料)2(料金額)2-1の2に規定する網改造料の支払いを要します。</p> <p>4 第34条(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)第1項の規定に基づき、複数の協定事業者(当社を含む場合があります。)が現に利用している対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止したときは、当該利用を中止した協定事業者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者との協議により定める額の網改造料の支払いを要します。</p> <p>ただし、対象設備が別表1(接続により提供する機能)に規定する文字メッセージ通信用信号変換装置接続機能を有する場合は、当該利用を中止した協定事業者は、料金表第1表第2(網改造料)2(料金額)2-1の3に規定する網改造料の支払いを要します。</p> | <p>3 第33条(更改)又は第34条(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)第1項の規定に基づき、当社又は協定事業者が対象設備を更改又は利用中止したときは、協定事業者は、当社との協議により定める額の網改造料の支払いを要します。</p> <p>ただし、対象設備が別表1(接続により提供する機能)に規定する文字メッセージ通信用信号変換装置接続機能を有する場合は、協定事業者は、料金表第1表第2(網改造料)2(料金額)2-1の2に規定する網改造料の支払いを要します。</p> <p>4 第34条(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)第1項の規定に基づき、複数の協定事業者(当社を含む場合があります。)が現に利用している対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止したときは、当該利用を中止した協定事業者は、当社との協議により定める額の網改造料の支払いを要します。</p> <p>ただし、対象設備が別表1(接続により提供する機能)に規定する文字メッセージ通信用信号変換装置接続機能を有する場合は、当該利用を中止した協定事業者は、料金表第1表第2(網改造料)2(料金額)2-1の3に規定する網改造料の支払いを要します。</p> |
| <p>第3節 工事費及び手続費の支払義務 (工事費の支払義務)</p> <p>第67条 協定事業者(接続申込者を含みます。以下この条及び次条において同じとします。)は、第37条(その他の工事の請求)に規定する工事の申込みの承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。</p> <p>ただし、工事の着手前にその協定の解除若しくは消滅又はその工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、これを返還します。</p> <p>2 工事の着手後完了前にその協定の解除若しくは消滅又はその工事の請求の取消しがあった場合には、前項の規定にかかわらず、協定事業者は、その工事の請求の取消しにより新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額(個別契約の規定により算定するときは、その額とします。)を負担することを要します。</p> <p>(手続費の支払義務)</p> | <p>第3節 工事費及び手続費の支払義務 (工事費の支払義務)</p> <p>第67条 協定事業者(接続申込者を含みます。以下この条及び次条において同じとします。)は、第37条(その他の工事の請求)に規定する工事の申込みの承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。</p> <p>ただし、工事の着手前にその協定の解除若しくは消滅又はその工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、これを返還します。</p> <p>2 工事の着手後完了前にその協定の解除若しくは消滅又はその工事の請求の取消しがあった場合には、前項の規定にかかわらず、協定事業者は、その工事の請求の取消しにより新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額(個別契約の規定により算定するときは、その額とします。)を負担することを要します。</p> <p>(手続費の支払義務)</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には料金表第 3 表（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。</p> <p>(1) 別表 2（接続形態）第 2 表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる場合又は当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者及び協定事業者が利用者料金設定事業者となる場合であって、同別表第 3 表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が第 89 条（利用者料金の請求）の規定により利用者料金を請求、回収するとき。</p> <p>(2) その協定事業者が、第 96 条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）第 1 項及び第 2 項に規定する契約者情報又は異動情報の提供を受けたとき。</p> <p>(3) その協定事業者が当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者の通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置の結果の確認その他接続に必要な装置等の設置に付随した作業を行ったとき。</p> <p>(4) 第 94 条（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第 2 項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者の通信用建物等に立ち立った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。</p> <p>(5) 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が、特定接続契約者の回線に係る登録又は変更に必要な手続きを行ったとき。</p> <p>2 協定事業者は、手続きの停止又は中止（以下この条において「解除等」といいます。）の申込みがあった場合には、その解除等により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。</p> | <p>第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には料金表第 3 表（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。</p> <p>(1) 別表 2（接続形態）第 2 表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる場合又は当社及び協定事業者が利用者料金設定事業者となる場合であって、同別表第 3 表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が第 89 条（利用者料金の請求）の規定により利用者料金を請求、回収するとき。</p> <p>(2) その協定事業者が、第 96 条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）第 1 項及び第 2 項に規定する契約者情報又は異動情報の提供を受けたとき。</p> <p>(3) その協定事業者が当社の通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって、当社がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置の結果の確認その他接続に必要な装置等の設置に付随した作業を行ったとき。</p> <p>(4) 第 94 条（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第 2 項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち立った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。</p> <p>(5) 当社が、a u 通信サービス契約約款に規定する W I N 特定接続契約、L T E 特定接続契約又は L P W A 契約約款に規定する L P W A 特定接続契約（以下「MVNO サービス契約」といいます。）の契約者回線に係る登録又は変更に必要な手続きを行ったとき。</p> <p>2 協定事業者は、手続きの停止又は中止（以下この条において「解除等」といいます。）の申込みがあった場合には、その解除等により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。</p> |
| <p>第 3 節の 2 ユニバーサルサービス料の支払義務 （ユニバーサルサービス料の支払義務）</p> <p>第 68 条の 2 協定事業者は、第 65 条の 2（定額制の網使用料の支払義務）第 1 項の規定に基づき別表 1（接続により提供する機能）に規定する MVNO 回線管理機能の支払いを要する場合には、当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、a u 通信サービス契約約款又は L P W A 契約約款に規定するユニバーサルサービス料の適用除外に該</p> | <p>第 3 節の 2 ユニバーサルサービス料の支払義務 （ユニバーサルサービス料の支払義務）</p> <p>第 68 条の 2 協定事業者は、第 65 条の 2（定額制の網使用料の支払義務）第 1 項の規定に基づき別表 1（接続により提供する機能）に規定する MVNO 回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、a u 通信サービス契約約款又は L P W A 契約約款に規定するユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しませ</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>当するときは、その支払いを要しません。</p> <p>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要するユニバーサルサービス料の料金額は、a u 通信サービス契約約款又はL PWA 契約約款に規定するユニバーサルサービス料に相当する額とします。</p> <p>3 協定事業者は、その暦月の末日において、第1項に係る機能の提供を受けている場合、第2項に定めるユニバーサルサービス料の支払いを要します。</p> | <p>ん。</p> <p>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要するユニバーサルサービス料の料金額は、a u 通信サービス契約約款又はL PWA 契約約款に規定するユニバーサルサービス料に相当する額とします。</p> <p>3 協定事業者は、その暦月の末日において、第1項に係る機能の提供を受けている場合、第2項に定めるユニバーサルサービス料の支払いを要します。</p> |
| <p>第3節の3 a u I Cカードの貸与に係る費用の支払義務 (a u I Cカードの貸与に係る費用の支払義務)</p> <p>第68条の3 協定事業者(接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。)は、第38条の3(a u I Cカードの貸与に係る申込み)第2項に規定する契約に基づき、a u I Cカードの貸与に係る請求を行い、当社若しくは当社及び特定BWA事業者がその請求を承諾したときは、料金表第4表(その他の費用)第1(a u I Cカードの貸与に係る費用)に規定するa u I Cカードの貸与に係る費用の支払いを要します。</p> | <p>第3節の3 a u I Cカードの貸与に係る費用の支払義務 (a u I Cカードの貸与に係る費用の支払義務)</p> <p>第68条の3 協定事業者(接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。)は、第38条の3(a u I Cカードの貸与に係る申込み)第2項に規定する契約に基づき、a u I Cカードの貸与に係る請求を行い、当社がその請求を承諾したときは、料金表第4表(その他の費用)第1(a u I Cカードの貸与に係る費用)に規定するa u I Cカードの貸与に係る費用の支払いを要します。</p> |
| <p>第3節の4 業務支援システムの利用及び業務支援端末の貸与に係る費用の支払義務 (業務支援システムの利用に係る費用の支払義務)</p> <p>第68条の4 協定事業者(接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。)は、第38条の2(業務支援システムの利用に関する申込み)第2項に規定する契約に基づき、業務支援システムの利用に係る請求を行い、当社若しくは当社及び特定BWA事業者がその請求を承諾したときは、料金表第4表(その他の費用)第2(業務支援システムの利用に係る費用)に規定する業務支援システムの利用に係る費用の支払いを要します。</p> | <p>第3節の4 業務支援システムの利用及び業務支援端末の貸与に係る費用の支払義務 (業務支援システムの利用に係る費用の支払義務)</p> <p>第68条の4 協定事業者(接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。)は、第38条の2(業務支援システムの利用に関する申込み)第2項に規定する契約に基づき、業務支援システムの利用に係る請求を行い、当社がその請求を承諾したときは、料金表第4表(その他の費用)第2(業務支援システムの利用に係る費用)に規定する業務支援システムの利用に係る費用の支払いを要します。</p> |
| <p>(業務支援端末の貸与に係る費用の支払義務)</p> <p>第68条の5 協定事業者(接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。)は、第38条の4(業務支援端末の貸与に関する申込み)第2項に規定する契約に基づき、業務支援端末の貸与に係る請求を行い、当社若しくは当社及び特定BWA事業者がその請求を承諾したときは、料金表第4表(その他の費用)第3(業務支援端末の貸与に係る費用)に規定する業務支援端末の貸与に係る費用の支払いを要します。</p> | <p>(業務支援端末の貸与に係る費用の支払義務)</p> <p>第68条の5 協定事業者(接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。)は、第38条の4(業務支援端末の貸与に関する申込み)第2項に規定する契約に基づき、業務支援端末の貸与に係る請求を行い、当社がその請求を承諾したときは、料金表第4表(その他の費用)第3(業務支援端末の貸与に係る費用)に規定する業務支援端末の貸与に係る費用の支払いを要します。</p> |
| <p>第4節 料金の計算及び支払い</p> | <p>第4節 料金の計算及び支払い</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(略)</p> <p>(定額制の網使用料及びユニバーサルサービス料の計算方法)</p> <p>第 69 条の 2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、定額制の網使用料及びユニバーサルサービス料は暦月に従って計算します。</p> <p>2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、別表 1 (接続により提供する機能) に規定するLTE直収パケット接続機能、LTE直収パケット接続機能(LPWA)、<u>LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)</u>、<u>LTE直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)</u>、又は5G(NSA方式)直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)に係る定額制の網使用料について、第 65 条の 2 (定額制の網使用料の支払義務) 第 3 項及び第 4 項の規定に該当するときには、定額制の網使用料について、その利用した暦日数に応じて日割りを行います。この場合において、第 65 条の 2 (定額制の網使用料の支払義務) 第 4 項に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。</p> | <p>(略)</p> <p>(定額制の網使用料及びユニバーサルサービス料の計算方法)</p> <p>第 69 条の 2 当社は、定額制の網使用料及びユニバーサルサービス料は暦月に従って計算します。</p> <p>2 当社は、別表 1 (接続により提供する機能) に規定するWIN直収パケット接続機能、LTE直収パケット接続機能又はLTE直収パケット接続機能(LPWA)に係る定額制の網使用料について、第 65 条の 2 (定額制の網使用料の支払義務) 第 3 項及び第 4 項の規定に該当するときには、定額制の網使用料について、その利用した暦日数に応じて日割りを行います。この場合において、第 65 条の 2 (定額制の網使用料の支払義務) 第 4 項に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。</p> |
| <p>(略)</p> <p>(料金等の支払い)</p> <p>第 71 条 協定事業者は、料金等(接続料金、工事費、手続費、割増金、預託金、延滞利息、ユニバーサルサービス料、auICカードの貸与に係る費用、業務支援システムの利用に係る費用又は業務支援端末の貸与に係る費用をいいます。以下同じとします。)について、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。</p> <p>2 料金等の請求又は支払方法については、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項又は個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約若しくはその他の工事に係わる契約に規定します。</p> <p>ただし、第 75 条ただし書に規定する料金額の適用が見込まれるときの料金の請求又は支払方法について、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> | <p>(略)</p> <p>(料金等の支払い)</p> <p>第 71 条 協定事業者は、料金等(接続料金、工事費、手続費、割増金、預託金、延滞利息、ユニバーサルサービス料、auICカードの貸与に係る費用、業務支援システムの利用に係る費用又は業務支援端末の貸与に係る費用をいいます。以下同じとします。)について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。</p> <p>2 料金等の請求又は支払方法については、当社が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項又は個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約若しくはその他の工事に係わる契約に規定します。</p> <p>ただし、第 75 条ただし書に規定する料金額の適用が見込まれるときの料金の請求又は支払方法について、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> |
| <p>(料金の一括後払い)</p> <p>第 72 条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、特別の事情がある場合は、あらかじめ協定事業者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払うよう請求することがあります。</p> | <p>(料金の一括後払い)</p> <p>第 72 条 当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ協定事業者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払うよう請求することがあります。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(期限の利益喪失)</p> <p>第73条 次の各号に定める事由のいずれかが発生したとき(第4号、第6号又は第7号に該当する場合にあっては、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないことを接続申込者が明らかにしたときを除きます。)は、接続申込者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対して負担する接続に係る料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとし、以後発生する債務については、その事由が解消されない限り、期限の定めのないものとします。</p> <p>(1) 接続申込者が、負担する債務の全部又は一部について履行不能を表明したとき。</p> <p>(2) 接続申込者について破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。</p> <p>(3) 接続申込者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。</p> <p>(4) 接続申込者の資産について、法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。</p> <p>(5) 接続申込者の所在が不明であるとき。</p> <p>(6) 接続申込者について電気通信事業の登録が取消されたとき(ただし、登録電気通信事業者が届出電気通信事業者に変更になるときを除きます。)</p> <p>(7) 接続申込者が電気通信事業の全部を廃止したとき。</p> <p>(8) 接続申込者が、債務の履行の担保を要する場合においてこれを行わないとき又は担保を滅失させ、損傷させ若しくは減少させたとき。</p> <p>(9) その他接続申込者の業務継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生した場合であって、接続申込者がその負担すべき債務を履行する見込みがあると認められないとき。</p> <p>2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前項の規定により接続申込者が当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対して直ちに弁済しなければならない債務に、前払金(接続申込者が期限の利益を失ったときに協定が消滅するとして場合に接続申込者が負担すべきもの(第66条(網改造料の支払義務)第3項又は第4項の規定に基づき接続申込者が負担すべき網改造料並びに当社若しくは当社及び特定BWA事業者の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。))に限るものとし、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が計算して接続申込者に請求するものとします。)を含めることができるものとします。</p> <p>(相殺)</p> | <p>(期限の利益喪失)</p> <p>第73条 次の各号に定める事由のいずれかが発生したとき(第4号、第6号又は第7号に該当する場合にあっては、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないことを接続申込者が明らかにしたときを除きます。)は、接続申込者は、当社に対して負担する接続に係る料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとし、以後発生する債務については、その事由が解消されない限り、期限の定めのないものとします。</p> <p>(1) 接続申込者が、負担する債務の全部又は一部について履行不能を表明したとき。</p> <p>(2) 接続申込者について破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。</p> <p>(3) 接続申込者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。</p> <p>(4) 接続申込者の資産について、法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。</p> <p>(5) 接続申込者の所在が不明であるとき。</p> <p>(6) 接続申込者について電気通信事業の登録が取消されたとき(ただし、登録電気通信事業者が届出電気通信事業者に変更になるときを除きます。)</p> <p>(7) 接続申込者が電気通信事業の全部を廃止したとき。</p> <p>(8) 接続申込者が、債務の履行の担保を要する場合においてこれを行わないとき又は担保を滅失させ、損傷させ若しくは減少させたとき。</p> <p>(9) その他接続申込者の業務継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生した場合であって、接続申込者がその負担すべき債務を履行する見込みがあると認められないとき。</p> <p>2 当社は、前項の規定により接続申込者が当社に対して直ちに弁済しなければならない債務に、前払金(接続申込者が期限の利益を失ったときに協定が消滅するとして場合に接続申込者が負担すべきもの(第66条(網改造料の支払義務)第3項又は第4項の規定に基づき接続申込者が負担すべき網改造料並びに当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。))に限るものとし、当社が計算して接続申込者に請求するものとします。)を含めることができるものとします。</p> <p>(相殺)</p> |

新

第74条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、前条第1項第1号から第5号、第8号若しくは第9号に定める事由のいずれかが発生したときは、接続申込者に対して、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が当該接続申込者に対して有する債務と当該接続申込者が当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対して有する債務を相殺することができるものとします。

(接続料金の遡及適用)

第75条 当社は、料金表第1表(接続料金)に規定する料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

ただし、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)2(料金額)2-4の2(LTE直収パケット接続機能)及び2-4の3(LTE直収パケット接続機能(LPWA))に規定する料金額については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用する場合があります。

2 当社及び特定BWA事業者は、料金表第1表第1の2(将来原価方式対象機能の網使用料)に規定する料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

第5節 請求金額に不符合がある場合の取扱い

(請求金額に不符合がある場合の取扱い)

第76条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の請求する網使用料について、協定事業者からその記録する課金資料とに差異が生じた旨の申し出があった場合には、協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項により課金照合を行うこととします。

2 当社が協定事業者からその協定事業者に係る網使用料について支払いの請求を受けた場合であって、当社が記録する課金資料とに差異が生じたときは、当社はその協定事業者に課金照合を行うことを請求することとします。

3 当社は、課金照合を当社から請求した場合であって、その協定事業者が課金照合をすることができないため当社に対し課金照合の実施を依頼する回答を得た場合には、当社において課金照合を行うこととします。

4 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、課金照合により一方の記録する課金資料に誤りがあったことが判明した場合には、他方の記録する課金資料を正当なもののみならず取扱い、原因が判明しない場合には、協定事業者と協議の上、網使用料の額を決定することとします。

旧

第74条 当社は、前条第1項第1号から第5号、第8号若しくは第9号に定める事由のいずれかが発生したときは、接続申込者に対して、当社が当該接続申込者に対して有する債務と当該接続申込者が当社に対して有する債務を相殺することができるものとします。

(接続料金の遡及適用)

第75条 当社は、料金表第1表(接続料金)に規定する料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

ただし、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)2(料金額)2-4(WIN直収パケット接続機能)、2-4の2(LTE直収パケット接続機能)及び2-4の3(LTE直収パケット接続機能(LPWA))に規定する料金額については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用する場合があります。

[新設]

第5節 請求金額に不符合がある場合の取扱い

(請求金額に不符合がある場合の取扱い)

第76条 当社は、当社の請求する網使用料について、協定事業者からその記録する課金資料とに差異が生じた旨の申し出があった場合には、協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項により課金照合を行うこととします。

2 当社が協定事業者からその協定事業者に係る網使用料について支払いの請求を受けた場合であって、当社が記録する課金資料とに差異が生じたときは、当社はその協定事業者に課金照合を行うことを請求することとします。

3 当社は、課金照合を当社から請求した場合であって、その協定事業者が課金照合をすることができないため当社に対し課金照合の実施を依頼する回答を得た場合には、当社において課金照合を行うこととします。

4 当社は、課金照合により一方の記録する課金資料に誤りがあったことが判明した場合には、他方の記録する課金資料を正当なもののみならず取扱い、原因が判明しない場合には、協定事業者と協議の上、網使用料の額を決定することとします。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>第6節 債務の履行の担保 (債務の履行の担保に係る協議申入れ等)</p> <p>第77条 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないと当社若しくは当社及び特定BWA事業者が判断できないときは、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内で、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は接続申込者に対して預託金の預け入れ等により債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができるものとします。</p> <p>2 接続申込者が、前項に規定する協議により接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないと当社若しくは当社及び特定BWA事業者が判断できない場合(前項に規定する協議により接続申込者が当社若しくは当社及び特定BWA事業者に対して債務の履行の担保を約した場合及び次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除きます。)又は前項に規定する協議に応じない場合(次条第1項第6号に該当する場合を除きます。)は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者に対して、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等(当社が承認した者に限りません。以下同じとします。)の債務保証により、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内(次条第2項から第4項に規定する範囲を超えないものとします。)で、債務の履行を担保するよう求めるものとします。</p> <p>(債務の履行の担保)</p> <p>第77条の2 接続申込者は、次の各号に定める事由のいずれかに該当し、当社若しくは当社及び特定BWA事業者から請求を受けたときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、接続に関し負担すべき債務の履行を担保することを要するものとします。</p> <p>(1) 接続に関し負担すべき金額について、過去1年以内に当社が定める支払期日までに支払いを行わなかったこと(接続申込者の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。)があるとき。</p> <p>(2) 第73条(期限の利益喪失)第1項第1号から第5号又は第9号の規定に該当するとき。</p> <p>(3) 直近の決算において債務超過であるとき。</p> <p>(4) 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社若しくは当社及び特定BWA事業者が別に定める基準に該当するとき</p> <p>(5) 第51条の3(情報の提出)第2項の規定に基づき当社若しくは当社及</p> | <p>第6節 債務の履行の担保 (債務の履行の担保に係る協議申入れ等)</p> <p>第77条 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないと当社が判断できないときは、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内で、当社は接続申込者に対して預託金の預け入れ等により債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができるものとします。</p> <p>2 接続申込者が、前項に規定する協議により接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないと当社が判断できない場合(前項に規定する協議により接続申込者が当社に対して債務の履行の担保を約した場合及び次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除きます。)又は前項に規定する協議に応じない場合(次条第1項第6号に該当する場合を除きます。)は、当社は、接続申込者に対して、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等(当社が承認した者に限りません。以下同じとします。)の債務保証により、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内(次条第2項から第4項に規定する範囲を超えないものとします。)で、債務の履行を担保するよう求めるものとします。</p> <p>(債務の履行の担保)</p> <p>第77条の2 接続申込者は、次の各号に定める事由のいずれかに該当し、当社から請求を受けたときは、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、接続に関し負担すべき債務の履行を担保することを要するものとします。</p> <p>(1) 接続に関し負担すべき金額について、過去1年以内に当社が定める支払期日までに支払いを行わなかったこと(接続申込者の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。)があるとき。</p> <p>(2) 第73条(期限の利益喪失)第1項第1号から第5号又は第9号の規定に該当するとき。</p> <p>(3) 直近の決算において債務超過であるとき。</p> <p>(4) 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき</p> <p>(5) 第51条の3(情報の提出)第2項の規定に基づき当社が求めた情報の提出に合理的な理由なく応じないとき。</p> <p>(6) 前条第1項の規定に基づき当社が申し入れた協議、又は前条第2項に基</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>び特定BWA事業者が求めた情報の提出に合理的な理由なく応じないとき。</p> <p>(6) 前条第1項の規定に基づき当社が申し入れた協議、又は前条第2項に基づき当社若しくは当社及び特定BWA事業者が求めた債務の履行の担保に合理的な理由なく応じないとき。</p> <p>(7) その他前各号に準ずる合理的な事由があるとき。</p> <p>2 前項の規定により接続申込者が履行を担保すべき債務の額は、次の各号に定める額を合計した額（当社が計算して接続申込者に請求するものとします。）とします。</p> <p>(1) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額として月ごとに想定される負担額の4ヶ月分に相当する額（接続申込者が月ごとに想定される負担額を前払いする等の理由を示し、それが合理的であると当社若しくは当社及び特定BWA事業者が判断した場合は減額するものとします。また、次号の規定によるものと重複する部分を除きます。）</p> <p>(2) 協定が消滅するとした場合に、第66条（網改造料の支払義務）第3項又は第4項の規定に基づき接続申込者が負担すべき網改造料に相当する額（接続申込者からの網改造料の支払いに応じて減額するものとします。）</p> <p>3 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が必要であると判断し請求した場合には、その接続申込者が負担すべき工事費及び手続費の額（前項第1号の規定によるものと重複する部分を除き、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が計算して接続申込者に請求するものとします。以下この項において「工事費等」といいます。）について、前払い、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを要するものとします。この場合において、工事費等の前払額と実績額に差額が生じたときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者及び接続申込者は必要な精算を行うものとします。</p> <p>4 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が必要であると判断し請求した場合には、協定が消滅するとした場合において接続申込者が負担すべき費用（当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用の額並びに接続申込者の接続に必要な装置等を撤去するために要する費用の額を含み、第2項各号及び前項の規定によるものと重複する部分を除きます。）に相当する額（当社若しくは当社及び特定BWA事業者が計算して接続申込者に請求するものとします。）について、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを要するものとします。</p> <p>5 第1項及び第4項に規定する担保措置を要する期間は、担保措置が行われてか</p> | <p>づき当社が求めた債務の履行の担保に合理的な理由なく応じないとき。</p> <p>(7) その他前各号に準ずる合理的な事由があるとき。</p> <p>2 前項の規定により接続申込者が履行を担保すべき債務の額は、次の各号に定める額を合計した額（当社が計算して接続申込者に請求するものとします。）とします。</p> <p>(1) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額として月ごとに想定される負担額の4ヶ月分に相当する額（接続申込者が月ごとに想定される負担額を前払いする等の理由を示し、それが合理的であると当社が判断した場合は減額するものとします。また、次号の規定によるものと重複する部分を除きます。）</p> <p>(2) 協定が消滅するとした場合に、第66条（網改造料の支払義務）第3項又は第4項の規定に基づき接続申込者が負担すべき網改造料に相当する額（接続申込者からの網改造料の支払いに応じて減額するものとします。）</p> <p>3 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、その接続申込者が負担すべき工事費及び手続費の額（前項第1号の規定によるものと重複する部分を除き、当社が計算して接続申込者に請求するものとします。以下この項において「工事費等」といいます。）について、前払い、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを要するものとします。この場合において、工事費等の前払額と実績額に差額が生じたときは、当社及び接続申込者は必要な精算を行うものとします。</p> <p>4 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、協定が消滅するとした場合において接続申込者が負担すべき費用（当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用の額並びに接続申込者の接続に必要な装置等を撤去するために要する費用の額を含み、第2項各号及び前項の規定によるものと重複する部分を除きます。）に相当する額（当社が計算して接続申込者に請求するものとします。）について、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを要するものとします。</p> <p>5 第1項及び第4項に規定する担保措置を要する期間は、担保措置が行われてか</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>ら1年間とします。この場合において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が、期間満了時にその接続申込者について、第1項各号のいずれにも該当しないことを確認できたとき、又はその接続申込者が、第1項各号のいずれにも該当しないとする根拠を示し、当社若しくは当社及び特定BWA事業者がそのことを確認できたときに、その接続申込者は担保措置を要しないこととなるものとし、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は預け入れられた預託金の返還等を行うものとし、</p> | <p>ら1年間とします。この場合において、当社が、期間満了時にその接続申込者について、第1項各号のいずれにも該当しないことを確認できたとき、又はその接続申込者が、第1項各号のいずれにも該当しないとする根拠を示し、当社がそのことを確認できたときに、その接続申込者は担保措置を要しないこととなるものとし、当社は預け入れられた預託金の返還等を行うものとし、</p> |
| <p>ただし、期間満了時において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が、その接続申込者について、第1項各号に定める事由のいずれにも該当しないことを確認できないときは、担保措置を要する期間を更に1年間延長するものとし、以後の期間において同様に取扱うものとし、</p> | <p>ただし、期間満了時において、当社が、その接続申込者について、第1項各号に定める事由のいずれにも該当しないことを確認できないときは、担保措置を要する期間を更に1年間延長するものとし、以後の期間において同様に取扱うものとし、</p> |
| <p>6 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者に対して債務の履行の担保を求める場合は、接続申込者にその理由を書面により通知するものとします。</p> | <p>6 当社は、接続申込者に対して債務の履行の担保を求める場合は、接続申込者にその理由を書面により通知するものとします。</p> |
| <p>7 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から預け入れられた預託金には利息を付さないものとします。</p> | <p>7 当社は、接続申込者から預け入れられた預託金には利息を付さないものとします。</p> |
| <p>第7節 割増金及び延滞利息 (割増金)</p> | <p>第7節 割増金及び延滞利息 (割増金)</p> |
| <p>第78条 協定事業者は、料金等(この条において割増金及び延滞利息を除きます。)の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が別に定める方法により支払うことを要します。</p> | <p>第78条 協定事業者は、料金等(この条において割増金及び延滞利息を除きます。)の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。</p> |
| <p>(延滞利息)</p> | <p>(延滞利息)</p> |
| <p>第79条 協定事業者は、料金等(この条において延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いのあった日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が別に定める方法により支払うことを要します。</p> | <p>第79条 協定事業者は、料金等(この条において延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いのあった日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。</p> |
| <p>第8節 債権譲受等 (略)</p> | <p>第8節 債権譲受等 (略)</p> |
| <p>第9節 端数処理</p> | <p>第9節 端数処理</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(端数処理)</p> <p>第 82 条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、料金等その他の計算において、別に定める場合を除きその計算結果に 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てます。</p> <p>第 11 章 技術的条件 (技術的条件)</p> <p>第 83 条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、第 6 条(標準的な接続箇所)に規定する標準的な接続箇所における技術的条件を、技術的条件集に規定します。</p> <p>第 12 章 損害賠償 (責任の制限)</p> <p>第 84 条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は協定事業者は、接続が行われなかったことに伴い発生する逸失利益又はその契約者に対し行う損害賠償の事務処理に通常要する費用について、相手方に対し求償しないこととします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、利用者料金が役務区間合算料金である場合において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の責めに帰すべき事由(当社若しくは当社及び特定BWA事業者が a u 通信サービス又はセルラーLPWA サービスを提供すべき場合に、その提供をしなかったときに限ります。)により協定事業者の契約約款等で定めるところに従いその契約者に損害賠償を行ったときは、その契約者に係る a u 通信サービス又はセルラーLPWA サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)にあることを当社若しくは当社及び特定BWA事業者が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続した場合(当社若しくは当社及び特定BWA事業者の故意又は重大な過失によりその提供をしなかった場合を除きます。)に限り、その費用の負担について協議するものとします。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置により当社若しくは当社及び特定BWA事業者の電気通信設備に不具合が生じた場合には、その不具合により当社若しくは当社及び特定BWA事業者に発生した損害額(当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。)を協定事業者に請求できるものとします。</p> | <p>(端数処理)</p> <p>第 82 条 当社は、料金等その他の計算において、別に定める場合を除きその計算結果に 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てます。</p> <p>第 11 章 技術的条件 (技術的条件)</p> <p>第 83 条 当社は、第 6 条(標準的な接続箇所)に規定する標準的な接続箇所における技術的条件を、技術的条件集に規定します。</p> <p>第 12 章 損害賠償 (責任の制限)</p> <p>第 84 条 当社又は協定事業者は、接続が行われなかったことに伴い発生する逸失利益又はその契約者に対し行う損害賠償の事務処理に通常要する費用について、相手方に対し求償しないこととします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当社は、利用者料金が役務区間合算料金である場合において、当社の責めに帰すべき事由(当社が a u 通信サービス又はセルラーLPWA サービスを提供すべき場合に、その提供をしなかったときに限ります。)により協定事業者の契約約款等で定めるところに従いその契約者に損害賠償を行ったときは、その契約者に係る a u 通信サービス又はセルラーLPWA サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続した場合(当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかった場合を除きます。)に限り、その費用の負担について協議するものとします。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、当社は、協定事業者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置により当社の電気通信設備に不具合が生じた場合には、その不具合により当社に発生した損害額(当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。)を協定事業者に請求できるものとします。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(解除等の場合の取扱い)</p> <p>第 85 条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は協定事業者は、協定が解除された場合又は消滅した場合には、その原因を有する相手方に対し、解除又は消滅により発生した損害額（新たに発生する費用（当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。）及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額（個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約又はその他の工事に係わる契約の規定により算定するときは、その額とします。）を含みます。）の支払いを請求できるものとします。</p> <p>2 前項の規定は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は協定事業者が協定に違反し相手方に損害が発生した場合に準用します。</p> | <p>(解除等の場合の取扱い)</p> <p>第 85 条 当社又は協定事業者は、協定が解除された場合又は消滅した場合には、その原因を有する相手方に対し、解除又は消滅により発生した損害額（新たに発生する費用（当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。）及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額（個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約又はその他の工事に係わる契約の規定により算定するときは、その額とします。）を含みます。）の支払いを請求できるものとします。</p> <p>2 前項の規定は、当社又は協定事業者が協定に違反し相手方に損害が発生した場合に準用します。</p> |
| <p>(トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い)</p> <p>第 86 条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者から予め提出されたトラヒック又は回線数の予測値と実績値との間に著しい乖離が生じた場合において、当社の第 2 種指定電気通信設備若しくは当社の第 2 種指定電気通信設備及び特定BWA事業者の第 2 種指定電気通信設備に著しい過不足が生じたときは、協定事業者によるその過不足の調整に必要な費用の負担を請求することができるものとします。</p> <p>ただし、当該乖離が協定事業者の責めに帰することができない事情により発生した場合には、この限りではありません。</p> | <p>(トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い)</p> <p>第 86 条 当社は、協定事業者から予め提出されたトラヒック又は回線数の予測値と実績値との間に著しい乖離が生じた場合において、当社の第 2 種指定電気通信設備に著しい過不足が生じたときは、協定事業者によるその過不足の調整に必要な費用の負担を請求することができるものとします。</p> <p>ただし、当該乖離が協定事業者の責めに帰することができない事情により発生した場合には、この限りではありません。</p> |
| <p>(免責)</p> <p>第 87 条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、協定事業者（接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。）に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものときは、その損害を賠償しないものとします。</p> <p>2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、この約款又は協定に基づく変更により協定事業者の電気通信設備又は当社若しくは当社及び特定BWA事業者の接続用設備若しくは接続用ソフトウェア（以下この条において「協定事業者の電気通信設備等」といいます。）の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。</p> <p>ただし、協定事業者の電気通信設備等の改造等に要する費用のうち、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の責めに帰すべき事由がある場合にはその部分の負担について、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者と協議</p> | <p>(免責)</p> <p>第 87 条 当社は、接続に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、協定事業者（接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。）に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものときは、その損害を賠償しないものとします。</p> <p>2 当社は、この約款又は協定に基づく変更により協定事業者の電気通信設備又は当社の接続用設備若しくは接続用ソフトウェア（以下この条において「協定事業者の電気通信設備等」といいます。）の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。</p> <p>ただし、協定事業者の電気通信設備等の改造等に要する費用のうち、当社の責めに帰すべき事由がある場合にはその部分の負担について、当社は、協定事業者と協議するものとします。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>するものとします。</p> <p>3 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、第 62 条（接続の中止）に規定する接続の中止により、当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は協定事業者の電気通信設備の改造等を要することになる場合であっても、相手方の電気通信設備の改造等に要する費用について相互に負担しないものとします。</p> <p>ただし、協定事業者の電気通信設備等の改造等に要する費用のうち、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の責めに帰すべき事由がある場合にはその部分の負担について、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者と協議するものとします。</p> | <p>3 当社は、第 62 条（接続の中止）に規定する接続の中止により、当社又は協定事業者の電気通信設備の改造等を要することになる場合であっても、相手方の電気通信設備の改造等に要する費用について相互に負担しないものとします。</p> <p>ただし、協定事業者の電気通信設備等の改造等に要する費用のうち、当社の責めに帰すべき事由がある場合にはその部分の負担について、当社は、協定事業者と協議するものとします。</p> |
| <p>第 13 章 利用者への責任に関する事項 (略)</p> <p>(利用者からの苦情又は故障修理の請求等に対する対応)</p> <p>第 92 条 利用者料金を設定する電気通信事業者は、利用者からの通信料金若しくはサービス内容に関する問合せ又はその他の苦情の受け付け及び対応を行うことを要します。</p> <p>ただし、第 57 条（接続形態）に規定する接続形態のうち利用者料金設定事業者と利用者料金請求事業者が異なる場合には、利用者料金に係る苦情の受け付け及び対応は、利用者料金設定事業者及び利用者料金請求事業者が行うことを要します。</p> <p>2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は協定事業者は、利用者からの接続に係る故障修理の請求等の受け付けを行うこととし、その故障の修理及び措置は故障の発生原因を有する電気通信事業者が行うものとします。この場合において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、故障修理の請求等の対応に係る具体的事項について、協定事業者と協議の上定める保守確認事項に規定します。</p> | <p>第 13 章 利用者への責任に関する事項 (略)</p> <p>(利用者からの苦情又は故障修理の請求等に対する対応)</p> <p>第 92 条 利用者料金を設定する電気通信事業者は、利用者からの通信料金若しくはサービス内容に関する問合せ又はその他の苦情の受け付け及び対応を行うことを要します。</p> <p>ただし、第 57 条（接続形態）に規定する接続形態のうち利用者料金設定事業者と利用者料金請求事業者が異なる場合には、利用者料金に係る苦情の受け付け及び対応は、利用者料金設定事業者及び利用者料金請求事業者が行うことを要します。</p> <p>2 当社又は協定事業者は、利用者からの接続に係る故障修理の請求等の受け付けを行うこととし、その故障の修理及び措置は故障の発生原因を有する電気通信事業者が行うものとします。この場合において、当社は、故障修理の請求等の対応に係る具体的事項について、協定事業者と協議の上定める保守確認事項に規定します。</p> |
| <p>第 14 章 当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等における取扱い (当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等に相互接続点を設置する場合の取扱い)</p> <p>第 93 条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等に相互接続点を設置する場合において、接続申込者が当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等に設置可能な設備は、回線終端装置及びその他付随設備等（当社若しくは当社及び特定BWA事業者が技術的、経済的等の観点から当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等に設置することが適切であると判断した電気通信設備に限ります。）とします。</p> | <p>第 14 章 当社の通信用建物等における取扱い (当社の通信用建物等に相互接続点を設置する場合の取扱い)</p> <p>第 93 条 当社の通信用建物等に相互接続点を設置する場合において、接続申込者が当社の通信用建物等に設置可能な設備は、回線終端装置及びその他付随設備等（当社が技術的、経済的等の観点から当社の通信用建物等に設置することが適切であると判断した電気通信設備に限ります。）とします。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)</p> <p>第 94 条 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者(その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあつては、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が別に定める当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。)は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、接続申込者は、事前に立入りを行う当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等の名称、日時等の必要事項を当社の事務取扱所に通知し、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の承諾を受けることを要します。</p> <p>2 接続申込者又は接続申込者が指定した者が当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等に立ち入る場合において、当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する者の立ち会いを要する場合があります。</p> <p>(工事等の制限)</p> <p>第 95 条 次の各号に規定する事由があるときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、通信の確保に必要な合理的な期間について、接続申込者が当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等に立ち入ることを制限し又は必要な条件を付すことがあります。</p> <p>(1) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 42 条第 1 項の保安規程に基づき当社の通信用建物等に設置する事業用電気工作物の点検を行うとき。</p> <p>(2) 天災、事変その他の非常事態が発生し、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の通信用建物等が損壊したとき。</p> <p>(3) 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合であつて、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保若しくは秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信又は事業法施行規則第 55 条の通信を優先的に取り扱うために必要なとき。</p> <p>(4) 国又は地方公共団体から通信の確保に関する要請があつたとき。</p> <p>(5) 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)に基づく選挙が行われるとき。</p> <p>(6) 先進国首脳会合その他これに準ずる重要な国際会議が行われるとき。</p> <p>(7) 国際機関、外国政府の機関その他これに準ずる重要な組織の長又はこれに準ずる者が来日するとき。</p> <p>(8) 前 3 号に掲げる行事に準ずる重要な国又は地方公共団体の行事が行わ</p> | <p>(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)</p> <p>第 94 条 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者(その接続に必要な装置等以外の設備にわたる作業を行う場合にあつては、当社が別に定める当社の通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。)は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、接続申込者は、事前に立入りを行う当社の通信用建物等の名称、日時等の必要事項を当社の事務取扱所に通知し、当社の承諾を受けることを要します。</p> <p>2 接続申込者又は接続申込者が指定した者が当社の通信用建物等に立ち入る場合において、当社又は当社が指定する者の立ち会いを要する場合があります。</p> <p>(工事等の制限)</p> <p>第 95 条 次の各号に規定する事由があるときは、当社は、通信の確保に必要な合理的な期間について、接続申込者が当社の通信用建物等に立ち入ることを制限し又は必要な条件を付すことがあります。</p> <p>(1) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 42 条第 1 項の保安規程に基づき当社の通信用建物等に設置する事業用電気工作物の点検を行うとき。</p> <p>(2) 天災、事変その他の非常事態が発生し、当社の通信用建物等が損壊したとき。</p> <p>(3) 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合であつて、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保若しくは秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信又は事業法施行規則第 55 条の通信を優先的に取り扱うために必要なとき。</p> <p>(4) 国又は地方公共団体から通信の確保に関する要請があつたとき。</p> <p>(5) 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)に基づく選挙が行われるとき。</p> <p>(6) 先進国首脳会合その他これに準ずる重要な国際会議が行われるとき。</p> <p>(7) 国際機関、外国政府の機関その他これに準ずる重要な組織の長又はこれに準ずる者が来日するとき。</p> <p>(8) 前 3 号に掲げる行事に準ずる重要な国又は地方公共団体の行事が行われるとき。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>れるとき。</p> <p>第15章 雑則 (略)</p> <p>(接続協議等に関する情報等の提供)</p> <p>第96条の2 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続協議に関する情報、au通信サービス及びセルラーLPWAサービスのサービスエリアに関する情報及び別表1に掲げるLTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)、LTE直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)、又は5G(NSA方式)直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)に係る網改造料の目安の額を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。サービスエリアについては、現状との相違が含まれることがあります。</p> <p>2 前項の規定によるほか、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、接続申込者から請求があるときは、第40条の2(移動無線装置に係る確認試験の実施)及び第40条の3(接続申込者の請求による移動無線装置の試験)に規定する移動無線装置との確認試験の実施に関する情報、第38条の2(業務支援システムの利用に関する申込み)に規定する業務支援システムの利用に関する情報、第38条の3(auICカードの貸与に係る請求)に規定するauICカードの貸与に係る請求に関する情報、第38条の4(業務支援端末の貸与に関する申込み)に規定する業務支援端末の貸与に関する情報、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1から2-6に規定する料金、<u>料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式による算定対象の網使用料)2(料金額)2-1から2-2に規定する料金について第75条(接続料金の遡及適用)第2項に基づき変更した後の料金</u>並びに料金表第4表(その他の費用)第1(auICカードの貸与に係る費用の額)に規定する料金について、<u>実績原価に実績利潤を加えたものに対する実績原価の比率並びに実績原価、実績利潤及び実績需要の対前年度比に関する情報、料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式による算定対象の網使用料)2(料金額)2-1から2-2に規定する料金の予測原価、予測利潤及び予測需要の具体的な予測値の算定方法、及び第75条(接続料金の遡及適用)第2項に基づき変更する前の料金の予測原価、予測利潤及び予測需要の当該変更後の実績原価、実績利潤及び実績需要に対するそれぞれの比率に関する情報</u>を当社若しくは当社及び特定BWA事業者の事務取扱所において提供します。ただし、その情報が当社若しくは当社及び特定BWA事業者の機密事項に該当するときは、この限りではありません。</p> | <p>第15章 雑則 (略)</p> <p>(接続協議等に関する情報等の提供)</p> <p>第96条の2 当社は、接続協議に関する情報、au通信サービス及びセルラーLPWAサービスのサービスエリアに関する情報及び別表1に掲げるLTE直収パケット接続装置機能及びLTE直収パケット接続装置機能(LPWA)に係る網改造料の目安の額を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。サービスエリアについては、現状との相違が含まれることがあります。</p> <p>2 前項の規定によるほか、当社は、接続申込者から請求があるときは、第40条の2(移動無線装置に係る確認試験の実施)及び第40条の3(接続申込者の請求による移動無線装置の試験)に規定する移動無線装置との確認試験の実施に関する情報、第38条の2(業務支援システムの利用に関する申込み)に規定する業務支援システムの利用に関する情報、第38条の3(auICカードの貸与に係る請求)に規定するauICカードの貸与に係る請求に関する情報、第38条の4(業務支援端末の貸与に関する申込み)に規定する業務支援端末の貸与に関する情報、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1から2-6に規定する料金、並びに料金表第4表(その他の費用)第1(auICカードの貸与に係る費用の額)に規定する料金について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報を当社の事務取扱所において提供します。ただし、その情報が当社の機密事項に該当するときは、この限りではありません。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>3 前項に定める料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1から2-6に規定する料金、料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式による算定対象の網使用料)2(料金額)2-1から2-2に規定する料金について第75条(接続料金の溯及適用)第2項に基づき変更した後の料金並びに料金表第4表(その他の費用)第1(a u I Cカードの貸与に係る費用の額)に規定する料金の算定に係る実績需要の対前年度比に関する情報については、その算定にあたり基礎となる事業年度の経過後6ヶ月以内に情報の更新を行うものとします。</p> <p>4 前3項の規定によるほか、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、業務支援システム、業務支援端末、又はa u I Cカードの機能及びその他の提供条件の追加又は変更に係る情報、並びに当社若しくは当社及び特定BWA事業者の電気通信設備における通信障害等に関する情報を、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が別に定める方法により協定事業者へ通知することとします。</p> <p>(様式)</p> <p>第97条 この約款の規定に基づく協定事業者(接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。)からの申込み及びその申込みに対する当社若しくは当社及び特定BWA事業者からの回答は、別表3(様式)に規定する様式によるものとします。</p> <p>ただし、別表3に様式の定めがないものについては、協定事業者は、任意の様式により申し込むことができます。</p> <p>(承諾の限界)</p> <p>第98条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、協定事業者(接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。)から工事又は手続き等の請求があった場合に、この約款において別段の定めがある場合のほか、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難であるとき等当社若しくは当社及び特定BWA事業者の業務の遂行上支障があるとき、又は協定事業者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をその請求した協定事業者へ書面により通知します。</p> <p>(双務的条件)</p> <p>第99条 協定事業者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者と協定を締結するときは、この約款の第10条(当社の接続対象地域)、第19条(接続用設備の設置又は改修の申込み)から第30条(接続用ソフトウェアの開発の中止)まで、第32条(瑕疵)、第44条(協定上の地位の移転又は承継)、第45条(権利及</p> | <p>3 前2項の規定によるほか、当社は、業務支援システム、業務支援端末、又はa u I Cカードの機能及びその他の提供条件の追加又は変更に係る情報、並びに当社の電気通信設備における通信障害等に関する情報を、当社が別に定める方法により協定事業者へ通知することとします。</p> <p>(様式)</p> <p>第97条 この約款の規定に基づく協定事業者(接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。)からの申込み及びその申込みに対する当社からの回答は、別表3(様式)に規定する様式によるものとします。</p> <p>ただし、別表3に様式の定めがないものについては、協定事業者は、任意の様式により申し込むことができます。</p> <p>(承諾の限界)</p> <p>第98条 当社は、協定事業者(接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。)から工事又は手続き等の請求があった場合に、この約款において別段の定めがある場合のほか、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難であるとき等当社の業務の遂行上支障があるとき、又は協定事業者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をその請求した協定事業者へ書面により通知します。</p> <p>(双務的条件)</p> <p>第99条 協定事業者は、当社と協定を締結するときは、この約款の第10条(当社の接続対象地域)、第19条(接続用設備の設置又は改修の申込み)から第30条(接続用ソフトウェアの開発の中止)まで、第32条(瑕疵)、第44条(協定上の地位の移転又は承継)、第45条(権利及び義務の譲渡)、第48条(当社が行</p> |

新

び義務の譲渡)、第 48 条(当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者が行う協定の解除)、第 54 条(協定事業者の切分責任)、第 56 条(第三者への債権譲渡等)、第 60 条(接続の一時中断)、第 61 条(接続の停止)、第 62 条(接続の中止)、第 63 条(工事又は手続き等の停止及び中止)、第 73 条(期限の利益喪失)、第 74 条(相殺)、第 78 条(割増金)、第 79 条(延滞利息)、第 86 条(トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い)、第 87 条(免責)及び第 98 条(承諾の限界)において規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。この場合において、協定事業者が届出電気通信事業者である場合は、第 10 条(当社の接続対象地域)に「事業法第 9 条又は第 13 条の規定により登録を受け又は変更された業務区域」とあるのは「事業法第 16 条の規定により届け出た業務区域」に読み替えるものとします。

2 協定事業者は、その電気通信設備の設置又は改修に要する概算額及びその内訳等の通知について、第 14 条(事前調査の回答)第 3 項に準じて取り扱うこととします。

(協議が調わない場合の取扱い)

第 100 条 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者及び接続申込者は、協議が調わない場合には、事業法第 154 条第 1 項若しくは第 157 条第 1 項に規定するあっせん又は同法第 155 条第 1 項若しくは第 157 条第 3 項に規定する仲裁により解決を図ることができるものとします。

2 当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者は、前項の場合において、接続申込者が事業法第 155 条第 1 項若しくは第 157 条第 3 項に規定する仲裁の申請を申し入れた場合には、合理的な理由があるときに限り、その申請に同意することとします。

料金表

- 第 1 表 接続料金
- 第 1 網使用料
- 1 適用

料金表第 1 表(接続料金)第 1 の 2(将来原価方式対象機能の網使用料)以外の網使用料の適用については、第 65 条(従量制の網使用料の支払義務)及び第 65 条の 2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

| 網 使 用 料 の 適 用 | |
|---------------|--|
| (1) 網使用料の適 | 網使用料は、次の各号に掲げる基本的な接続機能(第 6 条(標準的な接続箇所)に規定する標準的な接続箇 |

旧

う協定の解除)、第 54 条(協定事業者の切分責任)、第 56 条(第三者への債権譲渡等)、第 60 条(接続の一時中断)、第 61 条(接続の停止)、第 62 条(接続の中止)、第 63 条(工事又は手続き等の停止及び中止)、第 73 条(期限の利益喪失)、第 74 条(相殺)、第 78 条(割増金)、第 79 条(延滞利息)、第 86 条(トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い)、第 87 条(免責)及び第 98 条(承諾の限界)において規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。この場合において、協定事業者が届出電気通信事業者である場合は、第 10 条(当社の接続対象地域)に「事業法第 9 条又は第 13 条の規定により登録を受け又は変更された業務区域」とあるのは「事業法第 16 条の規定により届け出た業務区域」に読み替えるものとします。

2 協定事業者は、その電気通信設備の設置又は改修に要する概算額及びその内訳等の通知について、第 14 条(事前調査の回答)第 3 項に準じて取り扱うこととします。

(協議が調わない場合の取扱い)

第 100 条 当社及び接続申込者は、協議が調わない場合には、事業法第 154 条第 1 項若しくは第 157 条第 1 項に規定するあっせん又は同法第 155 条第 1 項若しくは第 157 条第 3 項に規定する仲裁により解決を図ることができるものとします。

2 当社は、前項の場合において、接続申込者が事業法第 155 条第 1 項若しくは第 157 条第 3 項に規定する仲裁の申請を申し入れた場合には、合理的な理由があるときに限り、その申請に同意することとします。

料金表

- 第 1 表 接続料金
- 第 1 網使用料
- 1 適用

網使用料の適用については、第 65 条(従量制の網使用料の支払義務)及び第 65 条の 2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

| 網 使 用 料 の 適 用 | |
|---------------|--|
| (1) 網使用料の適 | 網使用料は、次の各号に掲げる基本的な接続機能(第 6 条(標準的な接続箇所)に規定する標準的な接続箇 |

| 新 | | 旧 | |
|----------------------------------|---|----------------------------------|---|
| 用対象 | <p>所において当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。)に適用します。</p> <p>ただし、別表2第2表(利用者料金設定事業者)において当社が利用者料金設定事業者となる接続形態に係る機能については、この限りではありません。</p> <p>ア 電気通信番号規則に規定する電気通信番号により音声又はデータを疎通する機能</p> <p>イ 事業者間料金精算を行うために必要となる機能</p> | 用対象 | <p>所において当社又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。)に適用します。</p> <p>ただし、別表2第2表(利用者料金設定事業者)において当社が利用者料金設定事業者となる接続形態に係る機能については、この限りではありません。</p> <p>ア 電気通信番号規則に規定する電気通信番号により音声又はデータを疎通する機能</p> <p>イ 事業者間料金精算を行うために必要となる機能</p> |
| (2) 削除 | _____ | (2) 削除 | _____ |
| (3) 削除 | _____ | (3) 削除 | _____ |
| (4) 特定事業者との間で継続して接続される相互接続通信の取扱い | <p>ア 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、当社の業務区域において開始した相互接続通信であって、移動無線装置の移動に伴って、特定事業者が継続して接続し、終了した通信については、その通信を当社若しくは当社及び特定BWA事業者の業務区域内において開始し終了した通信とみなして取り扱います。</p> <p>イ 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、特定事業者の電気通信サービスの業務区域において開始した相互接続通信であって、移動無線装置の移動に伴って、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が継続して接続し、終了した通信については、その通信を特定事業者の業務区域内において開始し終了した通信とみなして取り扱います。</p> | (4) 特定事業者との間で継続して接続される相互接続通信の取扱い | <p>ア 当社は、当社の業務区域において開始した相互接続通信であって、移動無線装置の移動に伴って、特定事業者が継続して接続し、終了した通信については、その通信を当社の業務区域内において開始し終了した通信とみなして取り扱います。</p> <p>イ 当社は、特定事業者の電気通信サービスの業務区域において開始した相互接続通信であって、移動無線装置の移動に伴って、当社が継続して接続し、終了した通信については、その通信を特定事業者の業務区域内において開始し終了した通信とみなして取り扱います。</p> |
| (5) MVNO回線管理機能に係る網使用料の取扱い | <p>ア MVNO回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</p> <p>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。</p> | (5) MVNO回線管理機能に係る網使用料の取扱い | <p>ア MVNO回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。</p> <p>イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。</p> |
| 2 料金額 | | 2 料金額 | |
| 2-1 端末接続機能 | | 2-1 端末接続機能 | |

| 新 | | | |
|---------------------------|--------------------|-----------|----|
| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 | |
| 端末接続機能 | 1秒ごとに | 0.055947円 | |
| 2-2 MNP転送機能 | | | |
| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 | |
| MNP転送機能 | 1秒ごとに | 0.010661円 | |
| (略) | | | |
| 2-4 削除 | | | |
| 2-4の2 LTE直収パケット接続機能 | | | |
| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 | 備考 |
| LTE直収パケット接続機能 | 10Mbpsのもの | 529,492円 | 月額 |
| | 10Mbpsを超える1Mbpsごとに | 52,949円 | 月額 |
| 2-4の3 LTE直収パケット接続機能(LPWA) | | | |
| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 | 備考 |
| LTE直収パケット接続機能 | 10Mbpsのもの | 529,492円 | 月額 |
| | 10Mbpsを超える1Mbpsごとに | 52,949円 | 月額 |
| 2-5 MVNO回線管理機能 | | | |
| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 | 備考 |
| MVNO回線管理機能 | 1契約者回線ごとに | 81円 | 月額 |

| 旧 | | | |
|---------------------------|--------------------|-----------|----|
| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 | |
| 端末接続機能 | 1秒ごとに | 0.055500円 | |
| 2-2 MNP転送機能 | | | |
| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 | |
| MNP転送機能 | 1秒ごとに | 0.010733円 | |
| (略) | | | |
| 2-4 WIN直収パケット接続機能 | | | |
| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 | 備考 |
| WIN直収パケット接続機能 | 10Mbpsのもの | 714,694円 | 月額 |
| | 10Mbpsを超える1Mbpsごとに | 71,469円 | 月額 |
| 2-4の2 LTE直収パケット接続機能 | | | |
| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 | 備考 |
| LTE直収パケット接続機能 | 10Mbpsのもの | 610,969円 | 月額 |
| | 10Mbpsを超える1Mbpsごとに | 61,096円 | 月額 |
| 2-4の3 LTE直収パケット接続機能(LPWA) | | | |
| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 | 備考 |
| LTE直収パケット接続機能 | 10Mbpsのもの | 610,969円 | 月額 |
| | 10Mbpsを超える1Mbpsごとに | 61,096円 | 月額 |
| 2-5 MVNO回線管理機能 | | | |
| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 | 備考 |
| MVNO回線管理機能 | 1契約者回線ごとに | 82円 | 月額 |

新

2-6 文字メッセージ通信接続機能

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 |
|---------------|--------|----------|
| 文字メッセージ通信接続機能 | 1通信ごとに | 0.45340円 |

第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料

1 適用

第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第13条第2項に定める将来原価方式対象機能の網使用料の適用については、第65条（従量制の網使用料の支払義務）及び第65条の2（定額制の網使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

網 使 用 料 の 適 用

| | |
|----------------------------------|---|
| (1) 将来原価方式による算定対象の網使用料の適用対象 | <p>将来原価方式による算定対象の網使用料は、次の各号に掲げる基本的な接続機能（第6条（標準的な接続箇所）（2）に規定する標準的な接続箇所において当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。）に適用します。</p> <p>ア 電気通信番号規則に規定する電気通信番号によりデータを疎通する機能</p> <p>イ 事業者間料金精算を行うために必要となる機能</p> |
| (2) 特定事業者との間で継続して接続される相互接続通信の取扱い | <p>ア 当社は、当社の業務区域において開始した相互接続通信であって、移動無線装置の移動に伴って、特定事業者が継続して接続し、終了した通信については、その通信を当社若しくは当社及び特定BWA事業者の業務区域内において開始し終了した通信とみなして取り扱います。</p> <p>イ 当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、特定事業者の電気通信サービスの業務区域において開始した相互接続通信であって、移動無線装置の移動に伴って、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が継続して接続し、終了した通信につい</p> |

旧

2-6 文字メッセージ通信接続機能

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 |
|---------------|--------|----------|
| 文字メッセージ通信接続機能 | 1通信ごとに | 0.46671円 |

[新設]

新

旧

ては、その通信を特定事業者の業務区域内において開始し終了した通信とみなして取り扱います。

(3) MVNO回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)に係る網使用料の取扱い

ア MVNO回線管理機能(携帯電話・BWA電波連携分)に係る網使用料については、日割りは行いません。

イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。ただし、契約者回線ごとに、初月の支払いは要しないものとし、解約月の支払いは要するものとします。

2 料金額

2-1 LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)

| 区分 | 適用対象期間 | 単位 | 料金額 | 備考 |
|------------------------------|----------------------------------|--------------------|----------|----|
| LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分) | 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。 | 10Mbpsのもの | 328,420円 | 月額 |
| | | 10Mbpsを超える1Mbpsごとに | 32,842円 | 月額 |
| | 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。 | 10Mbpsのもの | 277,905円 | 月額 |
| | | 10Mbpsを超える1Mbpsごとに | 27,790円 | 月額 |
| 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に | 10Mbpsのもの | 253,948円 | 月額 | |

新

旧

| | | | | |
|--|--------------|----------------------------|---------|----|
| | 限り適用し ます。 | 10Mbps を超える1M bpsごとに | 25,394円 | 月額 |
|--|--------------|----------------------------|---------|----|

2-1の2 LTE直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)

| 区 分 | 適用対象期間 | 単 位 | 料 金 額 | 備考 |
|---|--|----------------------------|----------|----|
| LTE直収パ ケット接続機 能(LPWA、 携帯電話・B WA電波連携 分) | 令和2年4月 1日から令和 3年3月31 日までの間に 限り適用しま す。 | 10Mbps のもの | 328,420円 | 月額 |
| | | 10Mbps を超える1M bpsごとに | 32,842円 | 月額 |
| | 令和3年4月 1日から令和 4年3月31 日までの間に 限り適用しま す。 | 10Mbps のもの | 277,905円 | 月額 |
| | | 10Mbps を超える1M bpsごとに | 27,790円 | 月額 |
| | 令和4年4月 1日から令和 5年3月31 日までの間に 限り適用しま す。 | 10Mbps のもの | 253,948円 | 月額 |
| | | 10Mbps を超える1M bpsごとに | 25,394円 | 月額 |

新

旧

2-1の3 5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)

| 区 分 | 適用対象期間 | 単 位 | 料 金 額 | 備考 |
|---------------------------------------|----------------------------------|--------------------|----------|----|
| 5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分) | 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。 | 10Mbpsのもの | 328,420円 | 月額 |
| | | 10Mbpsを超える1Mbpsごとに | 32,842円 | 月額 |
| | 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。 | 10Mbpsのもの | 277,905円 | 月額 |
| | | 10Mbpsを超える1Mbpsごとに | 27,790円 | 月額 |
| | 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。 | 10Mbpsのもの | 253,948円 | 月額 |
| | | 10Mbpsを超える1Mbpsごとに | 25,394円 | 月額 |

2-2 MVNO回線管理機能 (携帯電話・BWA電波連携分)

| 区 分 | 適用対象期間 | 単 位 | 料 金 額 | 備考 |
|-----|--------|-----|-------|----|
|-----|--------|-----|-------|----|

| 新 | | | | 旧 | | | |
|---------------------------|----------------------------------|-----------|-----|----|--|--|--|
| MVNO回線管理機能（携帯電話・BWA電波連携分） | 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り適用します。 | 1契約者回線ごとに | 82円 | 月額 | | | |
| | 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。 | 1契約者回線ごとに | 77円 | 月額 | | | |
| | 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。 | 1契約者回線ごとに | 74円 | 月額 | | | |

第2 網改造料

1 適用

網改造料の適用については、第66条（網改造料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 網改造料の適用 | |
|---------------|---|
| (1) 網改造料の適用対象 | (略) |
| (2) 網改造料の按分 | <p>ア 網改造料の対象となる機能について、次のいずれかに該当するときは、その定めるところによります。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <p>当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は複数の協定事業者が使用することとなったときは、その使用する電気通信事業者の合計数、使用する回線数比又は利用頻度の比率等、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する方</p> |

第2 網改造料

1 適用

網改造料の適用については、第66条（網改造料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 網改造料の適用 | |
|---------------|--|
| (1) 網改造料の適用対象 | (略) |
| (2) 網改造料の按分 | <p>ア 網改造料の対象となる機能について、次のいずれかに該当するときは、その定めるところによります。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <p>当社又は複数の協定事業者が使用することとなったときは、その使用する電気通信事業者の合計数、使用する回線数比又は利用頻度の比率等、当社が指定する方法で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。</p> |

| 新 | | 旧 | |
|-----------|--|-----------|---|
| | <p>法で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。</p> <p>ただし、その利用者料金が役務区間単位料金であるときは、協定事業者が負担する額を協議により決定するものとします。</p> <p>なお、別表1（接続により提供する機能）1-2（個別占有的接続機能）の機能（文字メッセージ通信信号変換装置接続機能を除く）については、当社又は複数の協定事業者が使用することとなった場合には、2（料金額）に規定する料金額をその使用する電気通信事業者の合計数で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。ただし、当社又は複数の協定事業者が使用する機能のうち、1の事業者が個別占有する装置が含まれる場合には、その装置の網改造料はその装置を利用する協定事業者が負担するものとする。</p> <p>（イ）第6条（標準的な接続箇所）に規定する標準的な接続箇所から相互接続点までの間の伝送路に係るもの</p> <p>別表2第2表（利用者料金設定事業者）において当社及び協定事業者が利用者料金設定事業者となるときは、その接続において当社が利用者料金を設定した通信と協定事業者が利用者料金を設定した通信のトラヒック比率により按分した額のうち、協定事業者が利用者料金を設定した通信に係る部分をその協定事業者に適用します。</p> <p>イ アの（ア）に該当する場合において、その按分した額が、協定事業者（現にその機能を利用している者に限ります。以下この欄及び（3）欄において同じとします。）が既に負担した額を下回るときは、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は、その差額を協定事業者に返還するものとします。</p> | | <p>ただし、その利用者料金が役務区間単位料金であるときは、協定事業者が負担する額を協議により決定するものとします。</p> <p>なお、別表1（接続により提供する機能）1-2（個別占有的接続機能）の機能（文字メッセージ通信信号変換装置接続機能を除く）については、当社又は複数の協定事業者が使用することとなった場合には、2（料金額）に規定する料金額をその使用する電気通信事業者の合計数で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。ただし、当社又は複数の協定事業者が使用する機能のうち、1の事業者が個別占有する装置が含まれる場合には、その装置の網改造料はその装置を利用する協定事業者が負担するものとする。</p> <p>（イ）第6条（標準的な接続箇所）に規定する標準的な接続箇所から相互接続点までの間の伝送路に係るもの</p> <p>別表2第2表（利用者料金設定事業者）において当社及び協定事業者が利用者料金設定事業者となるときは、その接続において当社が利用者料金を設定した通信と協定事業者が利用者料金を設定した通信のトラヒック比率により按分した額のうち、協定事業者が利用者料金を設定した通信に係る部分をその協定事業者に適用します。</p> <p>イ アの（ア）に該当する場合において、その按分した額が、協定事業者（現にその機能を利用している者に限ります。以下この欄及び（3）欄において同じとします。）が既に負担した額を下回るときは、当社は、その差額を協定事業者に返還するものとします。</p> |
| （3） 接続用設備 | 協定事業者は、第33条（更改）又は第35条（対 | （3） 接続用設備 | 協定事業者は、第33条（更改）又は第35条（対 |

| 新 | | 旧 | |
|-------------------------------|--|-------------------------------|--|
| の撤去等に伴う費用の個別負担 | 象設備の除却又は転用)の規定に基づき当社若しくは当社及び特定BWA事業者が接続用設備を更改した場合又は撤去した場合においては撤去に伴い発生する費用、当社若しくは当社及び特定BWA事業者がその接続用設備を転用した場合には転用に伴い発生する費用の支払いを要します。 | の撤去等に伴う費用の個別負担 | 象設備の除却又は転用)の規定に基づき当社が接続用設備を更改した場合又は撤去した場合においては撤去に伴い発生する費用、当社がその接続用設備を転用した場合には転用に伴い発生する費用の支払いを要します。 |
| (4) 他事業者の役務の提供を受けた場合の網改造料の負担額 | 網改造料の対象となる機能について、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が他事業者の役務の提供を受けた場合は、2(料金額)の規定にかかわらず、その役務の提供を受けるために要した費用を網改造料として適用します。 | (4) 他事業者の役務の提供を受けた場合の網改造料の負担額 | 網改造料の対象となる機能について、当社が他事業者の役務の提供を受けた場合は、2(料金額)の規定にかかわらず、その役務の提供を受けるために要した費用を網改造料として適用します。 |

2 料金額

2-1 算出式

(略)

2-1の2 対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

第33条(更改)又は第34条(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)第1項の規定に基づき、当社若しくは当社及び特定BWA事業者又は協定事業者が対象設備を更改又は利用中止する場合は、それぞれ次の算出式により協定事業者が負担する料金額を算定します。

(1) 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が対象設備を除却する場合

ア 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合

料金額 = 未償却残高 + 撤去工事費

(7) 未償却残高は、次の算出式により算定します。

未償却残高 = 当該設備の創設費 × 法定耐用年数残存期間比率

① 当該設備の創設費は、2-1(算出式)の減価償却費に係る欄の算出式によります。(2-1の2(対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額)において同じとします。)

② 法定耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

法定耐用年数残存期間比率 = 法定耐用年数経過までの月数
(当該設備が撤去される期日を含む月の翌月から、当該設備の法定耐用年数が経過する期日を含む月までの間の月数をいいます。以下同じとします。) / (法定耐用年数 × 12)

(イ) 撤去工事費は、撤去工事に要した実費とします。

イ 当該設備が法定耐用年数を経過している場合

2 料金額

2-1 算出式

(略)

2-1の2 対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

第33条(更改)又は第34条(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)第1項の規定に基づき、当社又は協定事業者が対象設備を更改又は利用中止する場合は、それぞれ次の算出式により協定事業者が負担する料金額を算定します。

(1) 当社が対象設備を除却する場合

ア 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合

料金額 = 未償却残高 + 撤去工事費

(7) 未償却残高は、次の算出式により算定します。

未償却残高 = 当該設備の創設費 × 法定耐用年数残存期間比率

① 当該設備の創設費は、2-1(算出式)の減価償却費に係る欄の算出式によります。(2-1の2(対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額)において同じとします。)

② 法定耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

法定耐用年数残存期間比率 = 法定耐用年数経過までの月数
(当該設備が撤去される期日を含む月の翌月から、当該設備の法定耐用年数が経過する期日を含む月までの間の月数をいいます。以下同じとします。) / (法定耐用年数 × 12)

(イ) 撤去工事費は、撤去工事に要した実費とします。

イ 当該設備が法定耐用年数を経過している場合

新

料金額 = 撤去工事費

撤去工事費は、撤去工事に要した実費とします。

(2) 当社若しくは当社及び特定BWA事業者が対象設備を転用する場合

料金額 = 未償却残高 + 撤去工事費 - 転用物品価額

ア 未償却残高は、上記(1)ア(7)に規定する算出式により算定します。

イ 撤去工事費は、撤去工事に要した実費とします。

ウ 転用物品価額は、次の算出式により算定します。

転用物品価額 = 当該設備の創設費 - 当該設備の償却累計額

2-1の3 複数の協定事業者が現に利用している対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合の料金額

第34条(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)の規定に基づき、複数の協定事業者が現に利用している接続用設備等(法定耐用年数を経過していないものに限ります。)について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合は、次の算出式により当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する料金額を算定します。ただし、全ての協定事業者に別段の合意があり、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の承諾を受けた場合は、この限りではありません。

料金額 = 当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する当該設備に係る網改造料の利用中止直近の月額料金 × 法定耐用年数経過までの月数

2-2 年額料金の算定に係る比率

| 区 分 | | 内 容 |
|--------|-----------|-------|
| 諸掛費率 | | 0.085 |
| 設備管理費率 | 法定耐用年数期間内 | 0.085 |
| | 法定耐用年数経過後 | 0.063 |

第2表 工事費

1 適用

工事費の適用については、第67条(工事費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

| 工 事 費 の 適 用 | |
|-------------|---|
| (1) 実費の適用 | 2(工事費の額)2-1に掲げる工事費の額は、2-2に規定する算出式により算定する実費とします。この場合2-3に規定する作業単金を適用するものとします。 |

旧

料金額 = 撤去工事費

撤去工事費は、撤去工事に要した実費とします。

(2) 当社が対象設備を転用する場合

料金額 = 未償却残高 + 撤去工事費 - 転用物品価額

ア 未償却残高は、上記(1)ア(7)に規定する算出式により算定します。

イ 撤去工事費は、撤去工事に要した実費とします。

ウ 転用物品価額は、次の算出式により算定します。

転用物品価額 = 当該設備の創設費 - 当該設備の償却累計額

2-1の3 複数の協定事業者が現に利用している対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合の料金額

第34条(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)の規定に基づき、複数の協定事業者が現に利用している接続用設備等(法定耐用年数を経過していないものに限ります。)について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合は、次の算出式により当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する料金額を算定します。ただし、全ての協定事業者に別段の合意があり、当社の承諾を受けた場合は、この限りではありません。

料金額 = 当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する当該設備に係る網改造料の利用中止直近の月額料金 × 法定耐用年数経過までの月数

2-2 年額料金の算定に係る比率

| 区 分 | | 内 容 |
|--------|-----------|-------|
| 諸掛費率 | | 0.085 |
| 設備管理費率 | 法定耐用年数期間内 | 0.091 |
| | 法定耐用年数経過後 | 0.064 |

第2表 工事費

1 適用

工事費の適用については、第67条(工事費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

| 工 事 費 の 適 用 | |
|-------------|---|
| (1) 実費の適用 | 2(工事費の額)2-1に掲げる工事費の額は、2-2に規定する算出式により算定する実費とします。この場合2-3に規定する作業単金を適用するものとします。 |

| 新 | |
|------------|---|
| | 第 38 条(その他の工事に係る契約の締結)に規定する契約を締結した後に、作業単金に変更された場合は、その工事費については、なお従前の作業単金が適用されるものとします。 |
| (2) 工事費の按分 | <p>ア 利用者料金が役務区間単位料金である場合において、2(工事費の額)2-1の表中第1欄に掲げる工事費について協定事業者の負担額を協議により決定することとします。</p> <p>イ 複数の協定事業者の工事を同時に実施する場合において、2(工事費の額)2-1に掲げる工事費の額を当社若しくは当社及び特定BWA事業者が指定する方法で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。</p> |

2 工事費の額

工事費は次表のとおりとします。

2-1 工事費

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 |
|-------------------------|--|---------|
| (1) トランスレータ変更工事費 | (略) | (略) |
| (2) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費 | ア (略) | (略) |
| | イ 第6条(標準的な接続箇所)表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係る工事のうち接続帯域幅の変更に係る工事に要する費用 | 1 工事ごとに |

(略)

2-3 2-2に適用する作業単金

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 |
|------|------------|--------|
| 作業単金 | 一人あたり1時間ごと | 6,540円 |

(略)

第4表 その他の費用

| 旧 | |
|------------|---|
| | 第 38 条(その他の工事に係る契約の締結)に規定する契約を締結した後に、作業単金に変更された場合は、その工事費については、なお従前の作業単金が適用されるものとします。 |
| (2) 工事費の按分 | <p>ア 利用者料金が役務区間単位料金である場合において、2(工事費の額)2-1の表中第1欄に掲げる工事費について協定事業者の負担額を協議により決定することとします。</p> <p>イ 複数の協定事業者の工事を同時に実施する場合において、2(工事費の額)2-1に掲げる工事費の額を当社が指定する方法で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。</p> |

2 工事費の額

工事費は次表のとおりとします。

2-1 工事費

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 |
|-------------------------|--|---------|
| (1) トランスレータ変更工事費 | (略) | (略) |
| (2) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費 | ア (略) | (略) |
| | イ 第6条(標準的な接続箇所)表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係る工事のうち接続帯域幅の変更に係る工事に要する費用 | 1 工事ごとに |

(略)

2-3 2-2に適用する作業単金

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 |
|------|------------|--------|
| 作業単金 | 一人あたり1時間ごと | 6,520円 |

(略)

第4表 その他の費用

| 新 | | | | | 旧 | | | | |
|----------------------|-----------------------------------|--|------|--|-----------------------------------|------|--|------|--|
| 第1 auICカードの貸与に係る費用の額 | | | | | 第1 auICカードの貸与に係る費用の額 | | | | |
| 区分 | 単位 | 形状 | 費用の額 | 備考 | 区分 | 単位 | 形状 | 費用の額 | 備考 |
| auICカードの貸与に係る費用 | auICカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用 | 1枚ごと 「Mini-UICC」、 又は「4FF」 | 212円 | WIN直収 ポケット接 続機能及び LTE直収 ポケット接 続機能での 利用が可能 です。 発注枚数な どの条件に より変更す る場合があ ります。 | auICカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用 | 1枚ごと | 「Mini-UICC」、 又は「4FF」 | 226円 | WIN直収 ポケット接 続機能及び LTE直収 ポケット接 続機能での 利用が可能 です。 発注枚数な どの条件に より変更す る場合があ ります。 |
| | | 「 Plug-in UICC」、 「Mini- UICC」、 又は 「4FF」 | 126円 | LTE直収 ポケット接 続機能での 利用が可能 です。 発注枚数な どの条件に より変更す る場合があ ります。 | | | 「 Plug-in UICC」、 「Mini- UICC」、 又は 「4FF」 | 114円 | LTE直収 ポケット接 続機能での 利用が可能 です。 発注枚数な どの条件に より変更す る場合があ ります。 |
| | | 「4FF」 | 126円 | LTE直収 ポケット接 続機能(LP WA)での利 用が可能で す。 発注枚数な どの条件に より変更す る場合があ ります。 | | | 「4FF」 | 114円 | LTE直収 ポケット接 続機能(LP WA)での利 用が可能で す。 発注枚数な どの条件に より変更す る場合があ ります。 |

| 新 | | | | | 旧 | | | | |
|--|--|----------|---|---|-----------------------|------------------------------------|----------|------------|-------------------------------------|
| 第2 業務支援システムの利用に係る費用の額 | | | | | 第2 業務支援システムの利用に係る費用の額 | | | | |
| 区 分 | | 単 位 | 費用の額 | 備 考 | 区 分 | | 単 位 | 費用の額 | 備 考 |
| 業務支援システムの利用に係る費用 | 業務支援システムの利用に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用 | 1システムごとに | 1,780,000円 | 月額 当社及び特定BWA事業者が指定するネットワークを利用するための費用が必要です。 | 業務支援システムの利用に係る費用 | 業務支援システムの利用に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用 | 1システムごとに | 1,780,000円 | 月額 当社が指定するネットワークを利用するための費用が必要です。 |
| 第3 業務支援端末の貸与に係る費用の額 | | | | | 第3 業務支援端末の貸与に係る費用の額 | | | | |
| 区 分 | | 単 位 | 費用の額 | 備 考 | 区 分 | | 単 位 | 費用の額 | 備 考 |
| 業務支援端末の貸与に係る費用 | 業務支援端末の貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用 | 1セットごとに | 6,000円 | 当社及び特定BWA事業者が指定するネットワークを利用するための費用が必要です。 | 業務支援端末の貸与に係る費用 | 業務支援端末の貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用 | 1セットごとに | 6,000円 | 当社が指定するネットワークを利用するための費用が必要です。 |
| | 業務支援端末で利用するプリンタの貸与に係る費用 | (略) | (略) | (略) | | 業務支援端末で利用するプリンタの貸与に係る費用 | (略) | (略) | (略) |
| 別表1 接続により提供する機能 | | | | | 別表1 接続により提供する機能 | | | | |
| 1-1 基本接続機能 | | | | | 1-1 基本接続機能 | | | | |
| 機能の区分 | 機能の内容 | | 備考 | | 機能の区分 | 機能の内容 | | 備考 | |
| (略) | (略) | | (略) | | (略) | (略) | | (略) | |
| LTE直収 パケット接 続機能（携 帯電話・B WA電波連 携分） | 特定BWA事業者のWiMAX2+基地局設備（無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。）と一体的に運用されるLTE方式に対応した専らパケット通信を行うための端末設備との間に電気通信回線を設定して提供する特定接続サービスを対象とし、当社及び特定BWA事業者の特定接続契約者の契約者回線（当該契約者回線の | | MVNO サービス 契約以外 の契約者 回線は利 用できま せん。 | | [新設] | | | | |

| 新 | | | 旧 | | |
|-------------------------------------|---|-----------------------------|-----------------|--|----------------|
| | 契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限ります。)と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行う機能 | | | | |
| LTE直収パケット接続機能 (LPWA、携帯電話・BWA電波連携分) | 設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。)と一体的に運用されるLTE方式に対応した専らパケット通信を行うための端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するLPWA特定接続サービスを対象とし、当社及び特定BWA事業者の特定接続契約者の契約者回線(当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限ります。)と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行う機能 | MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。 | [新設] | | |
| 5G(NSA方式)直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分) | 設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。)と一体的に運用される5G(NSA)方式に対応した専らパケット通信を行うための端末設備との間に電気通信回線を設定して提供する特定接続サービスを対象とし、当社及び特定BWA事業者の特定接続契約者の契約者回線(当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限ります。)と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行う機能 | MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。 | [新設] | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 1-2 個別占有的接続機能 | | | 1-2 個別占有的接続機能 | | |
| 機能の区分 | 機能の内容 | 備考 | 機能の区分 | 機能の内容 | 備考 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 削除 | | | WIN直収パケット接続装置機能 | 受信において最高2.4Mbit/s又は最高3.1Mbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応した専らパケット通信を行うための端末設備との間に電気通信回線 | 網改造料の支払いを要します。 |

| 新 | | | 旧 | | |
|--|---|---|------|--|-----------------------------|
| | | | | を設定して提供するWIN特定接続サービスを対象とし、当社の契約者回線（当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限り。）と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能 | MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| <u>LTE直収パケット接続装置機能（携帯電話・BWA電波連携分）</u> | 特定BWA事業者のWiMAX2+基地局設備（無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。）と一体的に運用されるLTE方式に対応した専らパケット通信を行うための端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するLTE特定接続サービスを対象とし、当社及び特定BWA事業者の特定接続契約者の契約者回線（当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限り。）と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能 | 網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。 | [新設] | | |
| <u>LTE直収パケット接続装置機能（LPWA、携帯電話・BWA電波連携分）</u> | 特定BWA事業者のWiMAX2+基地局設備（無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。）と一体的に運用されるLTE方式に対応した専らパケット通信を行うための端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するLPWA特定接続サービスを対象とし、当社及び特定BWA事業者の特定契約者の契約者回線（当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限り。）と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能 | 網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。 | [新設] | | |
| 5G(NS) | 特定BWA事業者のWiMAX2+基地局設備（無 | 網改造料の | [新設] | | |

| 新 | | | 旧 | | |
|----------------------------------|---|---|--------------------|--|---|
| A方式)直収パケット接続装置機能(携帯電話・BWA電波連携分) | 線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。)と一体的に運用される5G(NSA)方式に対応した専らパケット通信を行うための端末設備との間に電気通信回線を設定して提供する5G(NSA)特定接続サービスを対象とし、当社及び特定BWA事業者の特定接続契約者の契約者回線(当該契約者回線の契約者が、当該契約者回線の設定に係る協定事業者との電気通信役務の提供に関する契約を同時に締結している場合に限ります。)と協定事業者の電気通信設備との間の通信を、直収パケット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能 | 支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。 | | | |
| LTEGTP接続利用機能(携帯電話・BWA電波連携分) | 料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式対象機能の網使用料)1(適用)2(料金額)2-1(LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分))に規定する機能を利用するにあたり必要となるMVNOサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される当社及び特定BWA事業者の特定接続契約者の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の直収パケット交換機を介した特定BWA事業者のWiMAX2+基地局設備(無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。)と一体的に運用されるLTE方式による通信の経路設定等の処理を行う機能 | 網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。 | LTEGTP接続利用機能 | 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)2(料金額)2-4の2(LTE直収パケット接続機能)に規定する機能を利用するにあたり必要となるMVNOサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される当社のLTE特定接続サービスの契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の直収パケット交換機を介した通信の経路設定等の処理を行う機能 | 網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。 |
| LTEGTP接続利用機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分) | 料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式対象機能の網使用料)1(適用)2(料金額)2-1の2(LTE直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分))に規定する機能を利用するにあたり必要となるMVNOサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される当社及び特定BWA事業者のLPWA特定接続契約者の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の直収パケット交換機を介した特定BWA事業者のWiMAX2+基地局設備(無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。) | 網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。 | LTEGTP接続利用機能(LPWA) | 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)1(適用)2(料金額)2-4の3(LTE直収パケット接続機能(LPWA))に規定する機能を利用するにあたり必要となるMVNOサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される当社のLPWA特定接続サービスの契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の直収パケット交換機を介した通信の経路設定等の処理を行う機能 | 網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。 |

| 新 | | | 旧 | | |
|-----------------------------------|---|---|------|-----|-----|
| | す。)と一体的に運用されるLTE方式による通信の経路設定等の処理を行う機能 | | | | |
| 5G(NSA方式)GTP接続利用機能(携帯電話・BWA電波連携分) | 料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式対象機能の網使用料)1(適用)2(料金額)2-1の3(5G(NSA方式)直収パッケージ接続機能(携帯電話・BWA電波連携分))に規定する機能を利用するにあたり必要となるMVNOサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される当社及び特定BWA事業者の特定接続契約者の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の直収パッケージ交換機を介した特定BWA事業者のWiMAX2+基地局設備(無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備に限ります。)と一体的に運用される5G(NSA)方式による通信の経路設定等の処理を行う機能 | 網改造料の支払いを要します。 MVNOサービス契約以外の契約者回線は利用できません。 | [新設] | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

別表2 接続形態

2 接続形態表

| 第1表 | | | 第2表 | 第3表 | 第4表 | 備考欄 |
|-------|-------|-------|------------|------------|-----------|-----|
| 発信事業者 | 経由事業者 | 着信事業者 | | | | |
| (略) | | | 利用者料金設定事業者 | 利用者料金請求事業者 | 網使用料支払事業者 | (略) |

別表2 接続形態

2 接続形態表

| 第1表 | | | 第2表 | 第3表 | 第4表 | 備考欄 |
|-------|-------|-------|------------|------------|-----------|-----|
| 発信事業者 | 経由事業者 | 着信事業者 | | | | |
| (略) | | | 利用者料金設定事業者 | 利用者料金請求事業者 | 網使用料支払事業者 | (略) |

| 新 | | | | | | | 旧 | | | | | | | | |
|-----|-------|--------|------------------|--------|----|--------|--|----|-------|--------|------------------|--------|----|--------|---|
| 当社 | — | 端末系事業者 | 3 - 9 | 端末系事業者 | 当社 | 端末系事業者 | ・番号規則別表十に規定する電気通信番号(0067に限ります。ただし、0067に続く電気通信番号は1、3、4、6、7、8に限ります。)又は同規則別表二に規定する電気通信番号(0570又は0180-99に限ります。)又は同規則別表十一(188に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。 | 当社 | — | 端末系事業者 | 3 - 9 | 端末系事業者 | 当社 | 端末系事業者 | ・番号規則別表十に規定する電気通信番号(0067に限ります。ただし、0067に続く電気通信番号は1、3、4、6、7、8に限ります。)又は同規則別表二に規定する電気通信番号(0570又は0180-99に限ります。)又は同規則別表十一(188又は189に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。 |
| (略) | | | (略) | | | | (略) | | | (略) | | | | | |
| 当社 | 中継事業者 | 端末系事業者 | 4 - 7 | 中継事業者 | 当社 | 中継事業者 | ・番号規則別表二に規定する電気通信番号(0570又は0180-99に限ります。)又は同規則別表十一(188に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。 | 当社 | 中継事業者 | 端末系事業者 | 4 - 7 | 中継事業者 | 当社 | 中継事業者 | ・番号規則別表二に規定する電気通信番号(0570又は0180-99に限ります。)又は同規則別表十一(188又は189に限ります。)を使用して発信する呼に限ります。 |
| (略) | | | (略) | | | | (略) | | | (略) | | | | | |
| 当社 | — | IP | 1 7 - 4 | IP | 当社 | IP | ・番号規則別表二に規定する電気通信番号(0570又は0180-99に限ります。)又は番号規則別表十一に規定する電気通信番号 | 当社 | — | IP | 1 7 - 4 | IP | 当社 | IP | ・番号規則別表二に規定する電気通信番号(0570又は0180-99に限ります。)又は番号規則別表十一に規定する電気通信番号 |

| 新 | | | | 旧 | | | | | |
|---|-----------------------|------------------|---|---|----------|-----------------------|--|--|---|
| | | | (188 に限りま ず。)を使用して発 信する呼に限りま す。 | | | | (188 又は 189 に 限ります。)を使用 して発信する呼に 限ります。 | | |
| (略) | | | (略) | (略) | | | (略) | | |
| 当 社 | 中 継 事 業 者 | I P | 1 8 - 7 中継事 業者 当社 中継事 業者 | ・番号規則別表二 に規定する電気通 信番号 (0570 に限 ります。)又は番号 規則別表十一に規 定する電気通信番 号 (188 に限りま す。)を使用して発 信する呼に限りま す。 | 当 社 | 中 継 事 業 者 | I P | 1 8 - 7 中継事 業者 当社 中継事 業者 | ・番号規則別表二 に規定する電気通 信番号 (0570 に限 ります。)又は番号 規則別表十一に規 定する電気通信番 号 (188 又は 189 に 限ります。)を使用 して発信する呼に 限ります。 |
| (略) | | | (略) | (略) | | | (略) | | |
| 削除 | | | 1 9 - 1 削除 | 削除 | | | 1 9 - 1 MVN O MVN O MVN O | ・MVNOサービ ス契約に係る接続 に限ります。 ・定額制の網使用 料の適用は本形態 に限ります。 | |
| 当 社 若 し く は 当 社 及 び 特 定 B | — | M V N O | A 1 9 - 1 MVN O MVN O MVN O | ・MVNOサービ ス契約に係る接続 に限ります。 ・定額制の網使用 料の適用は本形態 に限ります。 | [新 設] | | | | |

| 新 | | | | | 旧 | | | | |
|---|-----|--|-----|--|---|-----|--|-----|--|
| W A 事 業 者 | | | | | | | | | |
| | (略) | | (略) | | | (略) | | (略) | |
| <p>附則（令和2年3月24日KDDI移企調第1918号及びOCT技第19-110号） <u>（実施時期）</u> 1 この改正規定は令和2年3月31日から実施します。ただし、この改正規定のうち、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）及び第2（網改造料）以外のものについては、令和2年4月1日から実施します。</p> | | | | | | | | | |

電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款第 83 条に定める技術的条件集の新旧対照

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第 5 節 対パケットデータ直取ユーザインタフェース仕様(LTE方式)</p> <p>(網構成)</p> <p>第 27 条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者の移動体網と本則のLTE直取パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)によるパケットデータ直取接続に関する直接協定事業者(以下、「LTE直取パケット接続事業者」という。)との接続に係る構成は次のとおりとします。</p> <p>(1) 直取パケット交換機とLTE直取パケット接続事業者ノードとの接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。</p> <p>(2) 当社若しくは当社及び特定BWA事業者の移動体網とLTE直取パケット接続事業者網は、LTE直取パケット接続事業者側回線終端装置を介して直取パケット交換機に接続された帯域制御装置とWANによって接続され、相互接続点は直取パケット交換機に接続された帯域制御装置と接続される他事業者の電気通信設備の当社側端子とします。</p> <p>(接続方式)</p> <p>第 28 条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者の移動体網とLTE直取パケット接続事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。</p> <p>(1) 当社若しくは当社及び特定BWA事業者の移動体網とLTE直取パケット接続事業者網間は、IP接続方式を適用します。</p> <p>(2) 当社若しくは当社及び特定BWA事業者の移動体網からの発信のみ提供します。</p> <p>(3) 本則のLTE直取パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)によるDTE(Data Terminal Equipment)からの接続は、LTE直取パケット接続事業者ノードへの接続に制限され、LTE直取パケット接続事業者ノードを経由しないインターネット接続等は制限されます。</p> <p>(4) 認証はLTE直取パケット接続事業者網にて行うこととします。</p> <p>(5) 当社若しくは当社及び特定BWA事業者の移動体網とLTE直取パケット接続事業者網との間の通信経路については、冗長化構成をとることができます。</p> <p>(6) 信号方式のプロトコルはGTPv2-C(GPRS Tunneling Protocol version 2 Control Plane)で提供します。</p> | <p>第 5 節 対パケットデータ直取ユーザインタフェース仕様(LTE方式)</p> <p>(網構成)</p> <p>第 27 条 当社移動体網と本則のLTE直取パケット接続機能によるパケットデータ直取接続に関する直接協定事業者(以下、「LTE直取パケット接続事業者」という。)との接続に係る構成は次のとおりとします。</p> <p>(1) 直取パケット交換機とLTE直取パケット接続事業者ノードとの接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。</p> <p>(2) 当社移動体網とLTE直取パケット接続事業者網は、LTE直取パケット接続事業者側回線終端装置を介して直取パケット交換機に接続された帯域制御装置とWANによって接続され、相互接続点は直取パケット交換機に接続された帯域制御装置と接続される他事業者の電気通信設備の当社側端子とします。</p> <p>(接続方式)</p> <p>第 28 条 当社移動体網とLTE直取パケット接続事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。</p> <p>(1) 当社移動体網とLTE直取パケット接続事業者網間は、IP接続方式を適用します。</p> <p>(2) 当社移動体網からの発信のみ提供します。</p> <p>(3) 本則のLTE直取パケット接続機能によるDTE(Data Terminal Equipment)からの接続は、LTE直取パケット接続事業者ノードへの接続に制限され、LTE直取パケット接続事業者ノードを経由しないインターネット接続等は制限されます。</p> <p>(4) 認証はLTE直取パケット接続事業者網にて行うこととします。</p> <p>(5) 当社移動体網とLTE直取パケット接続事業者網との間の通信経路については、冗長化構成をとることができます。</p> <p>(6) 信号方式のプロトコルはGTPv2-C(GPRS Tunneling Protocol version 2 Control Plane)で提供します。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(その他接続に必要な事項)</p> <p>第 29 条 LTE直収パケット接続事業者網の設備構成に伴う試験実施方法や、その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては、当社若しくは当社及び特定BWA事業者と直収パケット接続事業者間で別途協議の上、決定することとします。</p> <p>また、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が準拠する標準規格・バージョンの変更に伴い接続条件における後方互換性が維持されず(※)、LTE直収パケット接続事業者網の設備等に改造又は変更が必要になる場合がありますが、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は一切の責を負いません。</p> <p>※ 3GPP で後方互換性の無い変更が合意され続けているため。</p> <p>第 7 節 対パケットデータ直収ユーザインタフェース仕様(5G(NSA)方式)</p> <p>(網構成)</p> <p>第 33 条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者の移動体網と本則の5G(NSA方式)直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)によるパケットデータ直収接続に関する直接協定事業者(以下、「5G(NSA方式)直収パケット接続事業者」という。)との接続に係る構成は次のとおりとします。</p> <p>(1) 直収パケット交換機と5G(NSA方式)直収パケット接続事業者ノードとの接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。</p> <p>(2) 当社若しくは当社及び特定BWA事業者の移動体網と5G(NSA方式)直収パケット接続事業者網は、5G(NSA方式)直収パケット接続事業者側回線終端装置を介して直収パケット交換機に接続された帯域制御装置とWANによって接続され、相互接続点は直収パケット交換機に接続された帯域制御装置と接続される他事業者の電気通信設備の当社側端子とします。</p> <p>(接続方式)</p> <p>第 34 条 当社若しくは当社及び特定BWA事業者の移動体網と5G(NSA方式)パケット接続事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。</p> <p>(1) 当社若しくは当社及び特定BWA事業者の移動体網と5G(NSA方式)直収パケット接続事業者網間は、IP接続方式を適用します。</p> <p>(2) 当社若しくは当社及び特定BWA事業者の移動体網からの発信のみ提供します。</p> | <p>(その他接続に必要な事項)</p> <p>第 29 条 LTE直収パケット接続事業者網の設備構成に伴う試験実施方法や、その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては、当社と直収パケット接続事業者間で別途協議の上、決定することとします。</p> <p>また、当社が準拠する標準規格・バージョンの変更に伴い接続条件における後方互換性が維持されず(※)、LTE直収パケット接続事業者網の設備等に改造又は変更が必要になる場合がありますが、当社は一切の責を負いません。</p> <p>※ 3GPP で後方互換性の無い変更が合意され続けているため。</p> <p>[新設]</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(3) 本則の5G (NSA方式) 直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)によるDTE(Data Terminal Equipment)からの接続は、5G (NSA方式) 直収パケット接続事業者ノードへの接続に制限され、5G (NSA方式)直収パケット接続事業者ノードを経由しないインターネット接続等は制限されます。</p> <p>(4) 認証は5G (NSA方式) 直収パケット接続事業者網にて行うこととします。</p> <p>(5) 当社若しくは当社及び特定BWA事業者の移動体網と5G (NSA方式) 直収パケット接続事業者網との間の通信経路については、冗長化構成をとることができます。</p> <p>(6) 信号方式のプロトコルはGTPv2-C(GPRS Tunneling Protocol version 2 Control Plane)で提供します。</p> <p>(その他接続に必要な事項)</p> <p>第35条 5G (NSA方式) 直収パケット接続事業者網の設備構成に伴う試験実施方法や、その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては、当社若しくは当社及び特定BWA事業者と直収パケット接続事業者間で別途協議の上、決定することとします。</p> <p>また、当社若しくは当社及び特定BWA事業者が準拠する標準規格・バージョンの変更に伴い接続条件における後方互換性が維持されず(※)、5G (NSA方式)直収パケット接続事業者網の設備等に改造又は変更が必要になる場合がありますが、当社若しくは当社及び特定BWA事業者は一切の責を負いません。</p> <p>※ 3GPPで後方互換性の無い変更が合意され続けているため。</p> <p>技術的条件集別表 11 の2 対パケットデータ直収ユーザインタフェース仕様 (LTE方式)</p> <p>1 概説</p> <p>本別表は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の網とLTE直収パケット接続事業者網間インタフェースにおけるプロトコル仕様を規定する。</p> <p>1.1 規定範囲</p> <p>本別表は、対パケットデータ直収LTE接続に関する当社若しくは当社及び特定BWA事業者の移動無線パケット交換～LTE直収パケット接続事業者ノード間のプロトコルに関する仕様を規定する。</p> | <p>技術的条件集別表 11 の2 対パケットデータ直収ユーザインタフェース仕様 (LTE方式)</p> <p>1 概説</p> <p>本別表は、当社網とLTE直収パケット接続事業者網間インタフェースにおけるプロトコル仕様を規定する。</p> <p>1.1 規定範囲</p> <p>本別表は、対パケットデータ直収LTE接続に関する当社移動無線パケット交換～LTE直収パケット接続事業者ノード間のプロトコルに関する仕様を規定する。</p> |

新

- 1. 2～1. 3 (略)
- 1. 4 プロトコル適用規定

当社若しくは当社及び特定BWA事業者の直収パケット交換機とLTE直収パケット接続事業者の設置する装置間で使用するプロトコルは以下の表 1. 4-1 に示す標準に準拠しています。

表 1. 4-1 直収パケット交換機—LTE直収パケット接続事業者設備間の通信プロトコル

| システム構成 | プロトコル |
|------------|--------------------------|
| GTPv2-C 接続 | 3GPP TS29. 274 v10. 5. 0 |

※当社若しくは当社及び特定BWA事業者の網では GTPv1-C での接続は提供しない。

2 GTPv2-C 接続

2. 1 概説

本章では当社若しくは当社及び特定BWA事業者の直収パケット交換機とLTE直収パケット接続事業者装置間の接続プロトコルとして GTPv2-C を使用する場合のメッセージ処理を規定する。GTPv2-C 接続では以下の7つの機能で構成される。

- (ア) セッション設定機能 (Create Session Request/Create Session Response)
- (イ) セッション削除機能 (Delete Session Request/Delete Session Response)
- (ウ) ベアラ更新機能 (Modify Bearer Request/Modify Bearer Response)
- (エ) ベアラ切断機能 (Delete Bearer Request/Delete Bearer Response)
- (オ) ノード監視機能 (Echo Request/Echo Response)
- (カ) サスペンド通知機能 (Suspend Notification/Acknowledge)
- (キ) レジューム通知機能 (Resume Notification/Acknowledge)

2. 2 コネクション

当社若しくは当社及び特定BWA事業者の直収パケット交換機—LTE直収パケット接続事業者設備間で GTPv2-C プロトコルを用いる場合、下位層に UDP を使用する。このため、コネクションの確立・切断は行わない。

旧

- 1. 2～1. 3 (略)
- 1. 4 プロトコル適用規定

当社直収パケット交換機とLTE直収パケット接続事業者の設置する装置間で使用するプロトコルは以下の表 1. 4-1 に示す標準に準拠しています。

表 1. 4-1 直収パケット交換機—LTE直収パケット接続事業者設備間の通信プロトコル

| システム構成 | プロトコル |
|------------|--------------------------|
| GTPv2-C 接続 | 3GPP TS29. 274 v10. 5. 0 |

※当社網では GTPv1-C での接続は提供しない。

2 GTPv2-C 接続

2. 1 概説

本章では当社直収パケット交換機とLTE直収パケット接続事業者装置間の接続プロトコルとして GTPv2-C を使用する場合のメッセージ処理を規定する。GTPv2-C 接続では以下の7つの機能で構成される。

- (ア) セッション設定機能 (Create Session Request/Create Session Response)
- (イ) セッション削除機能 (Delete Session Request/Delete Session Response)
- (ウ) ベアラ更新機能 (Modify Bearer Request/Modify Bearer Response)
- (エ) ベアラ切断機能 (Delete Bearer Request/Delete Bearer Response)
- (オ) ノード監視機能 (Echo Request/Echo Response)
- (カ) サスペンド通知機能 (Suspend Notification/Acknowledge)
- (キ) レジューム通知機能 (Resume Notification/Acknowledge)

2. 2 コネクション

当社直収パケット交換機—LTE直収パケット接続事業者設備間で GTPv2-C プロトコルを用いる場合、下位層に UDP を使用する。このため、コネクションの確立・切断は行わない。

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(1) タイマ及びリクエスト送信回数 当社若しくは当社及び特定BWA事業者の直収パケット交換機とLTE直収パケット接続事業者設備間で送受する GTPv2-C プロトコルのタイマ、メッセージ再送回数は協議の上、決定することとする。</p> <p>2. 3～2. 9 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 GTPv1-U 接続</p> <p>4. 1 概説 本章では若しくは当社及び特定BWA事業者の直収パケット交換機とLTE直収パケット接続事業者装置間のユーザデータ転送プロトコルに関する仕様を規定する。直収パケット交換～LTE直収パケット接続事業者設備間のユーザデータ転送プロトコルは GTPv1-U プロトコルを用いてデータ転送を行います。本プロトコルはアクセス制御として GTPv2-C プロトコルを用いた場合のユーザデータ転送接続で使用される。</p> <p>4. 2～4. 3 (略)</p> <p>5 ユーザデータ転送機能概要</p> <p>5. 1～5. 4 (略)</p> <p>5. 5 ノード監視処理</p> <p>(1) 処理概要 直収パケット交換機～LTE直収パケット接続事業者設備間で双方向に相手ノードの正常性確認の為、GTP Echo を使用してヘルスチェックを行う。GTPv1-U 処理部の正常性を確認する為、GTPv1-U 用のノード IP アドレスを使用してメッセージ送受を行う。双方向で確認を行うため、双方のノードがそれぞれ Echo Request を送信し、受信側は正常であれば、Echo Response を返信する。GTP-U Echo の送受は当社若しくは当社及び特定BWA事業者とLTE直収パケット接続事業者との協議で決定する。</p> <p>(ア) 直収パケット交換機がLTE直収パケット接続事業者設備を監視 直収パケット交換機は、LTE直収パケット接続事業者設備の正常性を確認する為、LTE直収パケット接続事業者設備への接続が確立したことを契機に Echo Request の送信を開始する。送信間隔は別途協議の上、決定する。</p> <p>(イ) LTE直収パケット接続事業者設備が直収パケット交換機を監視 LTE直収パケット接続事業者設備は、直収パケット交換機の正常性を確認する為 Echo Request の送信を行う。送信間隔は別途協議の上、決定する。</p> <p>(2) (3) (略)</p> | <p>(1) タイマ及びリクエスト送信回数 当社直収パケット交換機とLTE直収パケット接続事業者設備間で送受する GTPv2-C プロトコルのタイマ、メッセージ再送回数は協議の上、決定することとする。</p> <p>2. 3～2. 9 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 GTPv1-U 接続</p> <p>4. 1 概説 本章では当社直収パケット交換機とLTE直収パケット接続事業者装置間のユーザデータ転送プロトコルに関する仕様を規定する。直収パケット交換～LTE直収パケット接続事業者設備間のユーザデータ転送プロトコルは GTPv1-U プロトコルを用いてデータ転送を行います。本プロトコルはアクセス制御として GTPv2-C プロトコルを用いた場合のユーザデータ転送接続で使用される。</p> <p>4. 2～4. 3 (略)</p> <p>5 ユーザデータ転送機能概要</p> <p>5. 1～5. 4 (略)</p> <p>5. 5 ノード監視処理</p> <p>(1) 処理概要 直収パケット交換機～LTE直収パケット接続事業者設備間で双方向に相手ノードの正常性確認の為、GTP Echo を使用してヘルスチェックを行う。GTPv1-U 処理部の正常性を確認する為、GTPv1-U 用のノード IP アドレスを使用してメッセージ送受を行う。双方向で確認を行うため、双方のノードがそれぞれ Echo Request を送信し、受信側は正常であれば、Echo Response を返信する。GTP-U Echo の送受は当社若しくは当社とLTE直収パケット接続事業者との協議で決定する。</p> <p>(ア) 直収パケット交換機がLTE直収パケット接続事業者設備を監視 直収パケット交換機は、LTE直収パケット接続事業者設備の正常性を確認する為、LTE直収パケット接続事業者設備への接続が確立したことを契機に Echo Request の送信を開始する。送信間隔は別途協議の上、決定する。</p> <p>(イ) LTE直収パケット接続事業者設備が直収パケット交換機を監視 LTE直収パケット接続事業者設備は、直収パケット交換機の正常性を確認する為 Echo Request の送信を行う。送信間隔は別途協議の上、決定する。</p> <p>(2) (3) (略)</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--------------------------|
| <p>6 (略)</p> <p>技術的条件集別表 11 の3 対パケットデータ直収ユーザインタフェース仕様 (5G(NSA)方式)</p> <p>(添付1のとおり)</p> | <p>6 (略)</p> <p>[新設]</p> |

技術的条件集別表 11 の 3

対パケットデータ直収ユーザインタフェース仕様
(5G(NSA)方式)

1 概説

本別表は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者の網と5G(NSA方式)直取パケット接続事業者網間インタフェースにおけるプロトコル仕様を規定する。

1.1 規定範囲

本別表は、対パケットデータ直取5G(NSA方式)接続に関する当社若しくは当社及び特定BWA事業者の移動無線パケット交換～5G(NSA方式)直取パケット接続事業者ノード間のプロトコルに関する仕様を規定する。

1.2 システム構成

対パケットデータ直取5G(NSA方式)接続に関するシステム構成図(概略)を以下に示す。接続プロトコルとしてGTPv2-Cを使用する場合を図1.2-1に示す。



図 1.2-1 システム構成図 (GTPv2-C 接続)

1.3 プロトコルスタック

1.2に示したシステム構成におけるプロトコルスタックを以下に示す。

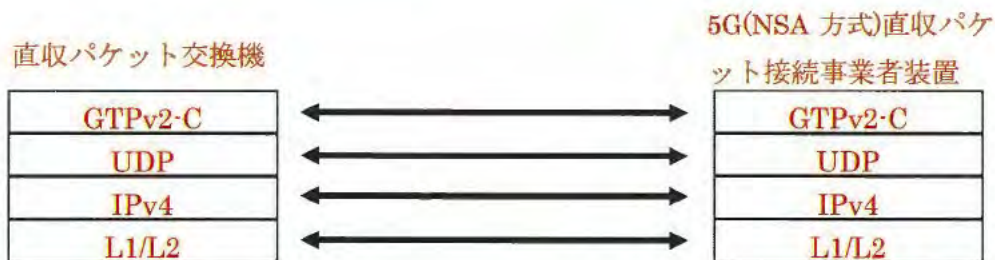


図 1.3-2 直取パケット交換機-5G(NSA方式)直取パケット接続事業者装置間のプロトコルスタック (GTPv2-C)

1.4 プロトコル適用規定

当社若しくは当社及び特定BWA事業者の直取パケット交換機と5G(NSA)直取パケット接続事業者の設置する装置間で使用するプロトコルは以下の表1.4-1に示す標準に準拠しています。

表 1.4-1 直取パケット交換機-5G(NSA)直取パケット接続事業者設備間の通信プロトコル

| システム構成 | プロトコル |
|------------|-----------------------|
| GTPv2-C 接続 | 3GPP TS29.274 v15.3.0 |

| | |
|------------|-----------------------|
| GTPv1-U 接続 | 3GPP TS29.281v 15.2.0 |
|------------|-----------------------|

※当社若しくは当社及び特定BWA事業者の網では GTPv1-C での接続は提供しない。

GTPv2-C 接続においては TS 29.212 Rel.15 のビットレート拡張 (AMBR/MBR/GBR) をサポートしています。

2 GTPv2-C 接続

2.1 概説

本章では当社若しくは当社及び特定BWA事業者の直収パケット交換機と 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者装置間の接続プロトコルとして GTPv2-C を使用する場合のメッセージ処理を規定する。GTPv2-C 接続では以下の7つの機能で構成される。

- (ア)セッション設定機能(Create Session Request/Create Session Response)
- (イ)セッション削除機能>Delete Session Request/Delete Session Response)
- (ウ)ベアラ更新機能(Modify Bearer Request/Modify Bearer Response)
- (エ)ベアラ切断機能>Delete Bearer Request/Delete Bearer Response)
- (オ)ノード監視機能(Echo Request/Echo Response)
- (カ)サスペンド通知機能 (Suspend Notification/Acknowledge)
- (キ)レジューム通知機能 (Resume Notification/Acknowledge)

2.2 コネクション

当社若しくは当社及び特定BWA事業者の直収パケット交換機—5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備間で GTPv2-C プロトコルを用いる場合、下位層に UDP を使用する。このため、コネクションの確立・切断は行わない。

(1) タイマ及びリクエスト送信回数

当社若しくは当社及び特定BWA事業者の直収パケット交換機と 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備間で送受する GTPv2-C プロトコルのタイマ、メッセージ再送回数は協議の上、決定することとする。

2.3 セッション設定機能(Create Session Request/Create Session Response)

(1) 処理概要

移動無線装置より接続要求された場合、直収パケット交換機より、5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備に対して Create Session Request を送信する。Create Session Request を受信した 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備は、Create Session Request の情報要素により、接続可否判定を行う。接続を許容する場合には、5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備より直収パケット交換機に対して Create Session Response を送信する。Create Session Response を受信した直収パケット交換機では接続応答を移動無線装置へ送信することにより、回線を接続する。接続を非許容にする場合には接続非許容を示す Cause Value を設定した Create Session Response を送信する。

(2) セッション設定処理対象メッセージ

直収パケット交換機—5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備間で使用するセッション設定処理対象メッセージを表 2.3-1 に示す。

表 2.3-1 セッション設定処理対象メッセージ

| メッセージ | メッセージ方向 | 備考 |
|-------------------------|-----------------------------------|----|
| Create Session Request | 直収パケット交換機→5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備 | |
| Create Session Response | 直収パケット交換機←5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備 | |

2. 4 セッション削除機能>Delete Session Request/Delete Session Response)

(1) 処理概要

移動無線装置より回線切断が要求された場合、直収パケット交換機より、5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備に対して Delete Session Request を送信する。Delete Session Request を受信した 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備は、切断に必要な処理を実施し、直収パケット交換機に対し、Delete Session Response を送信する。

(2) タイムアウト処理

直収パケット交換機から、5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備に対して Delete Session Request を送信後、5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備より Delete Session Response が返信されないことにより、直収パケット交換機にてタイムアウトが発生した場合、Delete Session Request の再送を実施する。さらにリトライアウトした場合は送信を停止し、移動無線装置との回線を切断する。

(3) セッション削除処理メッセージ

直収パケット交換機-5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備間で使用するセッション削除処理対象メッセージを表 2.4-1 に示す。

表 2.4-1 セッション削除処理メッセージ

| メッセージ | メッセージ方向 | 備考 |
|-------------------------|-----------------------------------|----|
| Delete Session Request | 直収パケット交換機→5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備 | |
| Delete Session Response | 直収パケット交換機←5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備 | |

2. 5 ベアラ更新機能(Modify Bearer Request/Modify Bearer Response)

(1) 処理概要

通信中に移動無線装置の移動に伴いベアラ情報が変更された場合、直収パケット交換機から 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備に対し、Modify Bearer Request を送信し、ベアラ情報が更新されたことを通知する。5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備は、変更処理を実施直後直収パケット交換機に対し、Modify Bearer Response を返信する。また、ベアラ更新通知は移動無線装置が音声通信機能を有し、音声通話が終了したことを契機に 5G(NSA 方式)網へアクセスする場合に送信される場合がある。

(2) タイムアウト処理

直収パケット交換機から、5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備に対して Modify Bearer Request を送信後、5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備より Modify Bearer Response が返信されないことにより、直収パケット交換機にてタイムアウトが発生した場合、Modify Bearer Request の再送を実施する。さらにリトライアウトした場合は送信を停止し、移動無線装置との回線を切断する。

(3) ベアラ更新処理メッセージ

直収パケット交換機-5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備間で使用するベアラ更新処理対象メッセージを表 2.5-1 に示す。

表 2.5-1 ベアラ更新処理対象メッセージ

| メッセージ | メッセージ方向 | 備考 |
|------------------------|-----------------------------------|----|
| Modify Bearer Request | 直収パケット交換機→5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備 | |
| Modify Bearer Response | 直収パケット交換機←5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備 | |

2. 6 ベアラ切断機能(Delete Bearer Request/Delete Bearer Response)

(1) 処理概要

5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備より接続終了を要求する場合、5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備より直収パケット交換機に対して Delete Bearer Request を送信する。Delete Bearer Request を受信した直収パケット交換機は、切断に必要な処理を実施し、5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備に対し、Delete Bearer Response を送信する。

(2) ベアラ切断処理対象メッセージ

直収パケット交換機-5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備間で使用するベアラ切断処理メッセージを表 2.6-1 に示す。

表 2.6-1 ベアラ切断処理対象メッセージ

| メッセージ | メッセージ方向 | 備考 |
|------------------------|-----------------------------------|----|
| Delete Bearer Request | 直収パケット交換機←5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備 | |
| Delete Bearer Response | 直収パケット交換機→5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備 | |

2. 7 ノード監視機能(Echo Request/Echo Response)

(1) 処理概要

直収パケット交換機-5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備間で双方向に相手ノードの正常性確認のため GTP Echo を使用してヘルスチェックを行う。GTPv2-C 処理部の正常性を確認する為、GTPv2-C 用のノード IP アドレスを使用して信号送受信を行う。双方向で確認を行う為、双方のノードがそれぞれ Echo Request を送信し、受信側は正常であれば、Echo Response を返信する。

(ア) 直収パケット交換機が 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備を監視

直収パケット交換機は、5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備の正常性を確認する為、5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備への接続を1つ以上保持している場合に Echo Request を送信する。送信間隔は別途協議の上、決定することとする。

(イ) 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者ノードが直収パケット交換機を監視

5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備は、直収パケット交換機の正常性を確認する為、Echo Request を送信する。送信間隔は別途協議の上、決定することとする。

(2) タイムアウト処理

(ア) 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備から Echo Response が返信されなかった場合

直取パケット交換機から、5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備に対して Echo Request を送信後、5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備より Echo Response が返信されないことにより、直取パケット交換機にてタイムアウトが発生した場合、当該 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備と通信中の回線を切断する。再度当該設備へ Echo Request を送信再開する契機は、当該ノードへの新たな回線接続が行われたときとなる。

(イ) 直取パケット交換機から Echo Response が返信されなかった場合

5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備から直取パケット交換機に対して Echo Request を送信後、直取パケット交換機より Echo Response が返信されないことにより、直取パケット交換機にてタイムアウトが発生した場合、別途協議したリトライを実施する。さらにリトライアウト後は当該 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備内で当該直取パケット交換機と接続を行っている回線を切断する。

(3) ノード監視処理メッセージ

直取パケット交換機-5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備間で使用するセッション削除処理対象メッセージを表 2.7-1 に示す。

表 2.7-1 ノード監視処理対象メッセージ

| メッセージ | メッセージ方向 | 備考 |
|---------------|-----------------------------------|----|
| Echo Request | 直取パケット交換機⇄5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備 | |
| Echo Response | 直取パケット交換機⇄5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備 | |

2. 8 サスペンド通知機能(Suspend Notification/Suspend Acknowledge)

(1) 処理概要

移動無線装置が音声通信機能を有し、音声発着信が発生した場合に直取パケット交換機から 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備にデータ転送を一時的に停止することを指示する機能。5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備はサスペンド通知を受信した場合は、直ちに移動無線装置へのパケット送信を停止し、直取パケット交換機に対して Suspend Acknowledge を送信する。

(2) タイムアウト処理

直取パケット交換機から、5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備に対して Suspend Notification を送信後、5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備より Suspend Acknowledge が返信されないことにより、直取パケット交換機にてタイムアウトが発生した場合、Suspend Notification の再送を実施する。さらにリトライアウトした場合は送信を停止する。

(3) サスペンド通知対象メッセージ

直取パケット交換機-5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備間で使用するセッション削除処理対象メッセージを表 2.8-1 に示す。

表 2.8-1 サスペンド通知対象メッセージ

| メッセージ | メッセージ方向 | 備考 |
|----------------------|----------------------------|----|
| Suspend Notification | 直取パケット交換機→5G(NSA 方式)直取パケット | |

| | | |
|---------------------|---------------------------------------|--|
| | 接続事業者設備 | |
| Suspend Acknowledge | 直収パケット交換機←5G(NSA 方式)直収パケット 接続事業者設備 | |

2. 9 レジューム通知機能(Resume Notification/Resume Acknowledge)

(1) 処理概要

移動無線装置が音声通信機能を有し、音声通話が終了した場合に直収パケット交換機から 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備にデータ転送を復帰することを指示する機能。5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備はレジューム通知を受信した場合は、直ちにサスペンド状態を解除し、直収パケット交換機に対して Resume Acknowledge を送信する。

(2) タイムアウト処理

直収パケット交換機から、5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備に対して Resume Notification を送信後、5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備より Resume Acknowledge が返信されないことにより、直収パケット交換機にてタイムアウトが発生した場合、Resume Notification の再送を実施する。さらにリトライアウトした場合は送信を停止する。

(3) レジューム通知対象メッセージ

直収パケット交換機—5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備間で使用するセッション削除処理対象メッセージを表 2.9-1 に示す。

表 2.9-1 レジューム通知対象メッセージ

| メッセージ | メッセージ方向 | 備考 |
|---------------------|---------------------------------------|----|
| Resume Notification | 直収パケット交換機→5G(NSA 方式)直収パケット 接続事業者設備 | |
| Resume Acknowledge | 直収パケット交換機←5G(NSA 方式)直収パケット 接続事業者設備 | |

3 GTPv2-C パケット

本章記載において、特に記述が無い場合は GTPv2-C 標準 3GPP TS29.274 v15.3.0 に準拠するものとする。

3.1 GTPv2-C パケット構成

GTPv2-C パケットは、Version、Protocol Type、TEID flag、Message Type、Message Length、TEID、Sequence Number からなる共通部分と、信号毎に異なるパラメータを設定する情報要素部分から構成される。GTPv2-C パケットの構成を図 3.1-1 に示す。

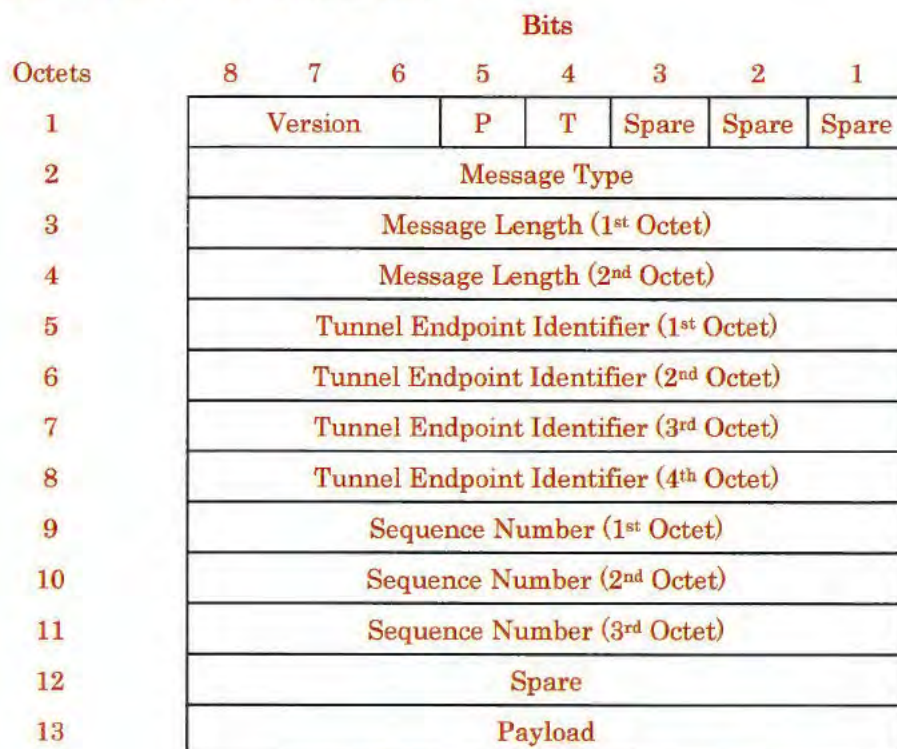


図 3.1-1 GTPv2-C のパケット構成

(1) Version (バージョン)

直取パケット交換機と 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備で使用される GTP のバージョンを示す。GTP version2 のみ使用可能である。Version 設定値を表 3.1-1 に示す。

表 3.1-1 Version 設定値

| Bit 位置 | | | 情報内容 | 備考 |
|--------|---|---|--------------|-------|
| 8 | 7 | 6 | | |
| 0 | 0 | 0 | GTP version0 | 非サポート |
| 0 | 0 | 1 | GTP version1 | 非サポート |
| 0 | 1 | 0 | GTP version2 | サポート |

(2) P(Piggybacking flag)

直取パケット交換機と 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備で使用される GTP プロトコルでの Piggybacking 有無を示す。本インタフェース仕様では 0 のみ使用する。P(Piggybacking flag)設定値を表 3.1-2 に示す。

表 3.1-2 P(Piggybacking flag)設定値

| Bit 位置 | 情報内容 | 備考 |
|--------|-----------------|-------|
| 5 | | |
| 0 | Piggybacking なし | サポート |
| 1 | Piggybacking あり | 非サポート |

(3) T(TEID flag)

TEIDの有無を示す。直収パケット交換機と5G(NSA方式)直収パケット接続事業者設備間では、Echo Request、Echo Response、Version Not Supported IndicationメッセージのGTPヘッダにはTEIDは設定されない。T(TEID flag)設定値を表3.1-3に示す。

表 3.1-3 T(TEID flag)設定値

| Bit 位置 | 情報内容 | 備考 |
|--------|---------|------|
| 4 | | |
| 0 | TEID なし | サポート |
| 1 | TEID あり | サポート |

(4) Message Type

Message Type フィールドはGTPv2-Cパケットのタイプを識別する。直収パケット交換機はサポート外のMessage Typeが設定されたGTPv2-Cを受信した場合、信号を破棄或いはエラー応答する。直収パケット交換機でサポートするGTPv2-CパケットのMessage Typeを表3.1-4(次ページ)に示す。

(5) Message Length

Length フィールドはGTPv2-Cヘッダのmandatory part(最初の4octets)を除くパケットのPayload長を示す。

(6) TEID

TEID フィールドは回線接続時もしくは直収パケット交換機変更時に直収パケット交換機及び5G(NSA方式)直収パケット接続事業者設備でユニークに払出される回線を識別する番号である。直収パケット交換機で払出したGTPv2-C用のTEIDは、Create Session RequestのPayload部の「Sender F-TEID for Control Plane」に、直収パケット交換機変更時は、Modify Bearer RequestのPayload部の「Sender F-TEID for Control Plane」に設定され、5G(NSA方式)直収パケット接続事業者ノードに送られる。

5G(NSA方式)直収パケット接続事業者設備で払出されたGTPv2-C用のTEIDは、Create Session ResponseのPayload部の「PGW S5/S8 F-TEID for PMIP based interface or for GTP based Control Plane interface」に設定し、直収パケット交換機に送られる。TEIDの構成を図3.1-2に設定値を表3.1-5に示す。

表 3.1-4 GTPv2-C Message Type の一覧

| Message Type value | Message Name | 備考 |
|--------------------|--------------|----|
| | | |

| | | |
|-----|------------------------------------|-------|
| 1 | Echo Request | サポート |
| 2 | Echo Response | サポート |
| 3 | Version Not Supported Indication | サポート |
| 32 | Create Session Request | サポート |
| 33 | Create Session Response | サポート |
| 34 | Modify Bearer Request | サポート |
| 35 | Modify Bearer Response | サポート |
| 36 | Delete Session Request | サポート |
| 37 | Delete Session Response | サポート |
| 38 | Change Notification Request | 非サポート |
| 39 | Change Notification Response | 非サポート |
| 64 | Modify Bearer Command | 非サポート |
| 65 | Modify Bearer Failure Indication | 非サポート |
| 66 | Delete Bearer Command | 非サポート |
| 67 | Delete Bearer Failure Indication | 非サポート |
| 68 | Bearer Resource Command | 非サポート |
| 69 | Bearer Resource Failure Indication | 非サポート |
| 71 | Trace Session Activation | 非サポート |
| 72 | Trace Session Deactivation | 非サポート |
| 95 | Create Bearer Request | 非サポート |
| 96 | Create Bearer Response | 非サポート |
| 97 | Update Bearer Request | 非サポート |
| 98 | Update Bearer Response | 非サポート |
| 99 | Delete Bearer Request | サポート |
| 100 | Delete Bearer Response | サポート |
| 101 | Delete PDN Connection Set Request | 非サポート |
| 102 | Delete PDN Connection Set Response | 非サポート |
| 162 | Suspend Notification | サポート |
| 163 | Suspend Acknowledge | サポート |
| 164 | Resume Notification | サポート |
| 165 | Resume Acknowledge | サポート |
| 200 | Update PDN Connection Set Request | 非サポート |
| 201 | Update PDN Connection Set Response | 非サポート |

| Octets | Bits | | | | | | | |
|--------|--|---|---|---|---|---|---|---|
| | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 1 | Tunnel Endpoint Identifier (1 st Octet) | | | | | | | |
| 2 | Tunnel Endpoint Identifier (2 nd Octet) | | | | | | | |
| 3 | Tunnel Endpoint Identifier (3 rd Octet) | | | | | | | |
| 4 | Tunnel Endpoint Identifier (4 th Octet) | | | | | | | |

図 3.1-2 TEID の構成

表 3.1-5 TEID 設定値

| メッセージ名 | 設定値 |
|-------------------------|---------------------------------------|
| Create Session Request | 0 が設定 |
| Create Session Response | 直収パケット交換機が払出した TEID が設定 |
| Delete Session Request | 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備が払出した TEID が設定 |
| Delete Session Response | 直収パケット交換機が払出した TEID が設定 |
| Modify Bearer Request | 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備が払出した TEID が設定 |
| Modify Bearer Response | 直収パケット交換機が払出した TEID が設定 |
| Delete Bearer Request | 直収パケット交換機が払出した TEID が設定 |
| Delete Bearer Response | 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備が払出した TEID が設定 |
| Echo Request | フィールド自体設定なし |
| Echo Response | フィールド自体設定なし |
| Suspend Notification | フィールド自体設定なし |
| Suspend Acknowledge | フィールド自体設定なし |
| Resume Notification | フィールド自体設定なし |
| Resume Acknowledge | フィールド自体設定なし |

(7) Sequence Number

Sequence Number フィールドは GTPv2-C の Request Message と Response Message を対応付けるために使用される。Request を受信した装置は Response を返信する際に Request に設定された Sequence Number をコピーし、Response の Sequence Number に設定する。Sequence Number の構成を図 3.1-3 に示す。

| Octets | Bits | | | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 1 | Sequence Number (1 st Octet) | | | | | | | |
| 2 | Sequence Number (2 nd Octet) | | | | | | | |
| 3 | Sequence Number (3 rd Octet) | | | | | | | |

図 3.1-3 Sequence Number の構成

3. 2 GTPv2-C パケット Payload

GTPv2-C の各 Message Type の Payload に設定されるパラメータを以下に示す表 3.2-1 の形式で表現す

る。

表 3.2-1 GTPv2-C の各 Message Type の Payload に設定されるパラメータの説明

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|-----------|---|---|----------------------|----|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| パラメータ名を記載 | 以下の何れかを記載する M:(Mandatory) C:(Conditional) O:(Optional) | 以下の何れかを記載する。 F:固定長(Fixed) V:可変長(Variable) | パラメータ情報長をオクテット数で記載する | |

(1) Create Session Request

Create Session Request は、直収パケット交換機に対して移動無線装置から接続要求があった際に回線接続を行う為に 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備へ送信される。Create Session Request のパラメータを表 3.2-2 に示す。

表 3.2-2 Create Session Request のパラメータ

方向:直収パケット交換機→5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|---------------------------------|------|-------|--------|---|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| IMSI | M | F | 8 | 接続要求を行ったユーザの IMSI が設定される |
| MSISDN | C | F | 6 | 接続要求を行ったユーザの MSISDN が設定される |
| Mobile Equipment Identity (MEI) | C | F | 8 | 接続要求を行ったユーザの IMEISV が設定される |
| User Location Information | C | F | 13 | TAI と ECGI が設定される。 |
| Serving Network | C | F | 3 | MCC 及び MNC が設定される |
| RAT Type | M | F | 1 | 移動無線装置が捕捉している RAT Type が設定される |
| Indication Flags | C | F | 3 | IPv4 と IPv6 アドレス両方使用時に DAF(Dual Address Bearer)が設定される |
| Sender F-TEID for Control Plane | M | V | — | 直収パケット交換機が GTPv2-C 用に割当てた TEID が設定される |
| PGW S5/S8 F-TEID for PMIP | C | V | — | 未設定 |
| Access Point Name(APN) | M | V | — | 移動無線装置がセッション設定処理(Create Session Request)で設定した APN が設 |

| | | | | |
|-------------------------------------|---|---|---|---------------------------------|
| | | | | 定される |
| Selection Mode | C | F | 1 | 移動無線装置が指定した APN を選択したかどうかを設定される |
| PDN Type | C | F | 1 | IPv4 IPv6 IPv4v6 の何れかが設定される |
| PDN Address Allocation(PAA) | C | V | | 割当てた PDN アドレスが設定される |
| Maximum APN Restriction | M | F | 1 | APN の最大規制レベルが設定される |
| Aggregate MAX Bit Rate(APN-AMBR) | C | F | 8 | 最大転送速度の総計が設定される |
| Linked EPS Bearer ID | C | F | — | 未設定 |
| Protocol Configuration Options(PCO) | C | V | — | 移動無線装置が接続開始時に設定した情報が設定される。 |
| Bearer Contexts to be created | M | V | — | セットアップするベアラ情報が設定される |
| Bearer Contexts to be removed | C | V | — | 未設定 |
| Trace Information | C | F | — | 未設定 |
| Recovery | C | F | 1 | 直収パケット交換機が再開した場合にインクリメントして設定される |
| MME-FQ-CSID | C | V | — | 未設定 |
| SGW-FQ-CSID | C | V | — | 未設定 |
| UE Time Zone | C | F | — | 未設定 |
| User CSG Information (UCI) | C | V | — | 未設定 |
| Charging Characteristics | C | F | — | 固定値が設定される。 |
| MME/SGSN LDN | O | V | — | 未設定 |
| SGW Local Distinguished Name (LDN) | O | V | — | 未設定 |
| Private Extension | O | V | — | 未設定 |

(2) Create Session Response

Create Session Response は、5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備が直収パケット交換機へ送信するメッセージであり、直収パケット交換機が送信した Create Session Request の返信メッセージとして 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備から送信される。Create Session Response のパラメータを表 3.2-3 に示す。

表 3.2-3 Create Session Response

方向: 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備→直収パケット交換機

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|--|------|-------|--------|--|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| Cause | M | V | 2~6 | Request メッセージ受付結果 (許容・非許容) が設定される。 |
| Change Reporting Action | C | F | — | Don't Care |
| Sender F-TEID for Control Plane | C | V | — | Don't Care |
| PGW S5/S8 F-TEID for PMIP based interface or for GTP based Control Plane interface | C | V | — | 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備が割当てた GTPv2-C 用の TEID が設定される。但し Cause が Request Accepted の場合 |
| PDN Address Allocation (PAA) | C | V | — | 割当てた PDN アドレスが設定される |
| APN Restriction | M | F | 1 | APN の最大規制レベルが設定される |
| Aggregate Maximum Bit Rate (APN-AMBR) | C | F | 8 | 最大転送速度の総計が設定される。Create Session Request で設定した値以外は許容されない。 |
| Linked EPS Bearer ID | C | F | — | Don't Care |
| Protocol Configuration Options (PCO) | C | V | — | 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備が移動無線装置に対し通知する必要がある情報が設定される。直収パケット交換機は、移動無線装置に対しセッション設定メッセージ (Create Session Response) 送信時に透過的に設定する |
| Bearer Contexts created | M | V | — | セットアップするベアラ情報が設定される。Create Session Request で設定した QoS 情報の変更は許容しない |
| Bearer Contexts marked for removal | C | V | — | Don't Care |
| Recovery | C | F | 1 | 設備が再開した場合にインクリメントして設定される |
| Charging Gateway Name | C | V | — | Don't Care |
| Charging Gateway Address | C | V | — | Don't Care |

| | | | | |
|-------------------|---|---|---|------------|
| PGW-FQ-CSID | C | V | — | Don't Care |
| SGW-FQ-CSID | C | V | — | Don't Care |
| Private Extension | O | V | — | Don't Care |

(3) Delete Session Request

Delete Session Request は、直収パケット交換機と 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備間の回線切断を行う為に送信される。移動無線装置主導で回線切断を行う場合、直収パケット交換機から 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備へ Delete Session Request が送信される。Delete Session Request のパラメータを表 3.2-4 に示す。

表 3.2-4 Delete Session Request のパラメータ
(直収パケット交換機→5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備)

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|-------------------------------------|------|-------|--------|----------------------------|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| Cause | C | V | — | 未設定 |
| Linked EPS Bearer ID (LBI) | C | F | 1 | 削除対象の EPS Bearer ID が設定される |
| User Location (ULI) | C | V | — | 未設定 |
| Indication Flags | C | F | — | All ゼロで設定する。 |
| Protocol Configuration Option (PCO) | C | V | — | 移動無線装置が設定した場合は設定される。 |
| Originating Node | C | V | — | 未設定 |
| Sender F-TEID for control Plane | O | V | — | 未設定 |
| UE Time ZONE | O | F | — | 未設定 |
| Private Extension | O | V | — | 未設定 |

(4) Delete Session Response

Delete Session Response は、直収パケット交換機から送信された Delete Session Request に対する応答メッセージである。Delete Session Response のパラメータを表 3.2-5 に示す。

表 3.2-5 Delete Session Response のパラメータ
(5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備→直収パケット交換機)

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|-------------------------------------|------|-------|--------|---------------------------------|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| Cause | M | V | 2~6 | Request メッセージの許容・非許容が設定される |
| Recovery | C | F | 1 | 交換機・設備が再開した場合にインクリメントして設定される |
| Protocol Configuration Option (PCO) | C | V | — | 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備が移動無線装置に |

| | | | | |
|-------------------|---|---|---|---|
| | | | | 対し、渡す必要がある情報が設定される。直収パケット交換機は移動無線装置に対してセッション削除処理(Delete Session Response)送信時に透過に設定される |
| Private Extension | O | V | — | Don't Care |

(5) Delete Bearer Response

Delete Bearer Response は、直収パケット交換機から送信された Delete Bearer Request に対する応答メッセージである。Delete Session Response/Delete Bearer のパラメータを表 3.2-6 に示す。

表 3.2-6 Delete Bearer Response のパラメータ

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|-------------------------------------|------|-------|--------|------------------------------|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| Cause | M | V | 2~6 | Request メッセージの許容・非許容が設定される |
| Linked EPS Bearer ID (LBI) | C | F | 1 | 削除対象の EPS Bearer ID が設定される |
| Bearer Contexts | C | V | — | 未設定 |
| Recovery | C | F | 1 | 交換機・設備が再開した場合にインクリメントして設定される |
| MME-FQ-CSID | C | V | — | 未設定 |
| SGW-FQ-CSID | C | V | — | 未設定 |
| Protocol Configuration Option (PCO) | C | V | | 未設定 |
| Private Extension | O | V | — | 未設定 |

(6) Modify Bearer Request

Modify Bearer Request は、通信中に移動無線装置の移動に伴いベアラ情報が変更された場合、直収パケット交換機から 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備に対し、Modify Bearer Request を送信し、ベアラ情報が変更されたことを通知する。Modify Bearer Request のパラメータを表 3.2-7 に示す。

表 3.2-7 Modify Bearer Request のパラメータ

方向:直収パケット交換機→5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|---------------------------------|------|-------|--------|-------------------|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| ME Identity (MEI) | C | V | — | 未設定 |
| User Location Information (ULI) | C | V | — | 未設定 |
| Serving Network | C | F | 3 | MCC 及び MNC が設定される |

| | | | | |
|--|---|---|---|---------------------------------------|
| RAT Type | C | F | 1 | 移動無線装置が捕捉している RAT Type が設定される |
| Indication Flags | C | F | — | All ゼロで設定する。 |
| Sender F-TEID for Control Plane | C | V | — | 直取パケット交換機が GTPv2-C 用に割当てた TEID が設定される |
| Aggregate Maximum Bit Rate (APN-AMBR) | C | F | — | 未設定 |
| Delay Downlink Packet Notification Request | C | F | — | 未設定 |
| Bearer Contexts to be modified | C | V | — | 変更するベアラ情報が設定される |
| Bearer Contexts to be removed | C | V | — | 未設定 |
| Recovery | C | F | 1 | 交換機が再開した場合にインクリメントされる |
| UE Time Zone | C | F | — | 未設定 |
| MME-FQ-CSID | C | V | — | 未設定 |
| SGW-FQ-CSID | C | V | — | 未設定 |
| Charging Characteristics | C | F | — | 固定値が設定される。 |
| Private Extension | O | V | — | 未設定 |

(7) Modify Bearer Response

Modify Bearer Response は、5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備が直取パケット交換機へ送信するメッセージであり、直取パケット交換機が送信した Modify Bearer Request の返信メッセージとして 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備から送信される。Modify Bearer Response のパラメータを表 3.2-8 に示す。

表 3.2-8 Modify Bearer Response のパラメータ

方向: 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備→直取パケット交換機

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|--|------|-------|--------|----------------------------|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| Cause | M | V | 2~6 | Request メッセージの許容・非許容が設定される |
| MSISDN | C | F | 6 | 変更要求を行ったユーザの MSISDN が設定される |
| Linked EPS Bearer ID | C | F | — | Don't Care |
| Aggregated Maximum Bit Rate (APN-AMBR) | C | F | — | Don't Care |
| APN Restriction | C | F | — | Don't Care |
| Protocol Configuration | C | V | — | 移動無線装置へベアラ更新処 |

| | | | | |
|------------------------------------|---|---|---|--|
| Options (PCO) | | | | 理(Modify Bearer Response)時に透過で設定される |
| Bearer Contexts modified | C | V | — | 変更するベアラ情報が設定される。Modify Bearer Requestで設定したQoS情報の変更は許容しない |
| Bearer Contexts marked for removal | C | V | — | Don't Care |
| Change Reporting Action | C | V | — | Don't Care |
| Charging Gateway Name | C | V | — | Don't Care |
| Charging Gateway Address | C | V | — | Don't Care |
| PGW-FQ-CSID | C | V | — | Don't Care |
| SGW-FQ-CSID | C | V | — | Don't Care |
| Recovery | C | F | 1 | 交換機/設備が再開した場合にインクリメントして設定される |
| Private Extension | O | V | — | Don't Care |

(8) Delete Bearer Request

Delete Bearer Request は、直収パケット交換機と 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備間の回線切断を行う為に送信される。5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備主導で回線切断を行う場合、5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備から直収パケット交換機へ送信される。Delete Bearer Request のパラメータを表 3.2-9 に示す。

表 3.2-9 Delete Bearer Request のパラメータ

方向: 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備→直収パケット交換機

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|--------------------------------------|------|-----------|--------|---|
| | | 固定/ 可変 | Octets | |
| Linked EPS Bearer ID (LBI) | C | F | — | 削除対象の EPS Bearer ID が設定される |
| EPS Bearer IDs | C | F | — | Don't Care |
| Failed Bearer Contexts | O | V | — | Don't Care |
| Procedure Transaction Id (PTI) | C | F | — | Don't Care |
| Protocol Configuration Options (PCO) | C | V | — | 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備が、移動無線装置に対し渡す必要がある情報が設定される。直収パケット交換機は、移動無線装置に対し、ベアラ切断処理(Delete |

| | | | | |
|-------------------|---|---|---|-----------------------------|
| | | | | Bearer Request)送信時に透過で設定される |
| PGW-FQ-CSID | C | V | — | Don't Care |
| SGW-FQ-CSID | C | V | — | Don't Care |
| Cause | C | V | — | Don't Care |
| Private Extension | O | V | — | Don't Care |

(9) Echo Request

Echo Request は、直収パケット交換機と 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備間でヘルスチェックを行う為に双方から送信される。Echo Request のパラメータを表 3.2-10 及び表 3.2-11 に示す。

表 3.2-10 Echo Request のパラメータ

方向:直収パケット交換機→5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|-------------------|------|-------|--------|------------------------------|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| Recovery | M | F | 1 | 交換機/設備が再開した場合にインクリメントして設定される |
| Private Extension | O | V | — | 未設定 |

表 3.2-11 Echo Request のパラメータ

方向: 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備→直収パケット交換機

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|-------------------|------|-------|--------|------------------------------|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| Recovery | M | F | 1 | 交換機/設備が再開した場合にインクリメントして設定される |
| Private Extension | O | V | — | Don't Care |

(10) Echo Response

Echo Response は、直収パケット交換機と 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備間でヘルスチェックを行う為に双方から送信される Echo Request の応答メッセージである。Echo Response のパラメータを表 3.2-12 及び表 3.2-13 に示す。

表 3.2-12 Echo Response のパラメータ

方向:直収パケット交換機→5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|----------|------|-------|--------|------------------------------|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| Recovery | M | F | 1 | 交換機/設備が再開した場合にインクリメントして設定される |
| Cause | O | V | 2~6 | Request メッセージの許容・非許容が設定される |

| | | | | |
|-------------------|---|---|---|-----|
| Private Extension | O | V | — | 未設定 |
|-------------------|---|---|---|-----|

表 3.2-13 Echo Response のパラメータ

方向: 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備→直収パケット交換機

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|-------------------|------|-------|--------|------------------------------|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| Recovery | M | F | 1 | 交換機/設備が再開した場合にインクリメントして設定される |
| Cause | O | V | 2~6 | Request メッセージの許容・非許容が設定される |
| Private Extension | O | V | — | Don't Care |

(1 1) Suspend Notification

Suspend Notification は直収パケット交換機から 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備へユーザデータの転送の一時停止を指示するメッセージである。メッセージには GTPv2 ヘッダのみが設定される。

(1 2) Suspend Acknowledge

Suspend Acknowledge は 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備が直収パケット交換機から受信した Suspend Notification への応答を明示するメッセージである。表 3.2-14 に Suspend Acknowledge のパラメータを示す。

表 3.2-14 Suspend Acknowledge のパラメータ

方向: 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備→直収パケット交換機

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|-------------------|------|-------|--------|---|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| Cause | M | V | 2~6 | Suspend Notification メッセージの許容・非許容が設定される |
| Private Extension | O | V | — | 未設定 |
| | | | | |

(1 3) Resume Notification

Resume Notification は直収パケット交換機から 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備へユーザデータの転送の再開を指示するメッセージである。表 3.2-15 に Suspend Acknowledge のパラメータを示す。

表 3.2.15 Resume Notification のパラメータ

方向: 直取パケット交換機→5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|-------------------|------|-------|--------|--------------------------|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| IMSI | M | F | 8 | 接続要求を行ったユーザの IMSI が設定される |
| Private Extension | O | V | — | 未設定 |
| | | | | |

(14) Resume Acknowledge

Resume Acknowledge は 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備が直取パケット交換機から受信した Resume Notification への応答を明示するメッセージである。表 3.2-16 に Resume Acknowledge のパラメータを示す。

表 3.2-16 Resume Acknowledge のパラメータ

方向: 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備→直取パケット交換機

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|-------------------|------|-------|--------|--|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| Cause | M | V | 2~6 | Resume Notification メッセージの許容・非許容が設定される |
| Private Extension | O | V | — | 未設定 |
| | | | | |

(15) Version Not Supported Indication

Version Not Supported Indication は、直取パケット交換機と 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備間で送信側がサポートする最新の GTP v2 バージョン情報を通知するため双方から GTP v2 ヘッダのみを送信する。

4 GTPv1-U 接続

4.1 概説

本章では当社若しくは当社及び特定BWA事業者の直収パケット交換機と 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者装置間のユーザデータ転送プロトコルに関する仕様を規定する。直収パケット交換機～5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備間のユーザデータ転送プロトコルは GTPv1-U プロトコルを用いてデータ転送を行います。本プロトコルはアクセス制御として GTPv2-C プロトコルを用いた場合のユーザデータ転送接続で使用される。

4.2 プロトコルスタック

直収パケット交換機～5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備間のプロトコルスタックを図 4.2-1 に示す。

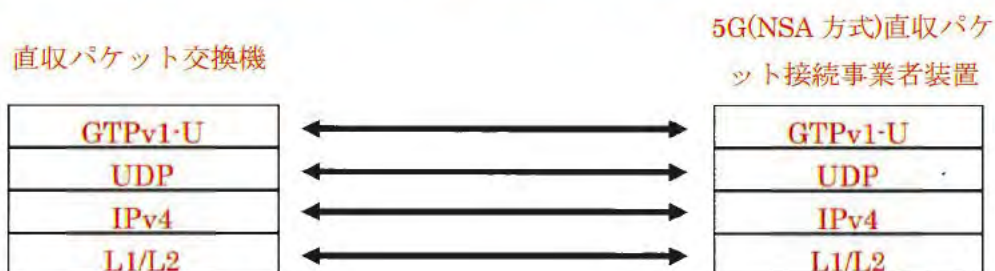


図 4.2-1 直収パケット交換機～5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備間のプロトコルスタック

4.3 適用規定

直収パケット交換機～5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備間で使用する GTPv1-U は 3GPP TS.29.281 v15.2.0 に準拠する。

5 ユーザデータ転送機能概要

5.1 概説

ユーザデータ転送プロトコルは、直収パケット交換機～5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者装置において GTPv1-U プロトコルを用いてユーザデータの転送を行う為のメッセージを規定する。ユーザデータ転送に関する機能は以下の 3 つの機能で構成される。

- (ア) ユーザデータ転送処理
- (イ) エラーデータ処理
- (ウ) ノード監視処理

5.2 コネクション

直収パケット交換機～5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者装置間で規定するユーザデータ転送プロトコルは GTPv1-U プロトコルを用いる為、下位層に UDP を使用する。その為、コネクションの確立・切断は行わない。

(1) タイマ、メッセージ再送回数

GTPv1-U インタフェースのタイマ、メッセージ再送回数は協議の上決定することとする。

5.3 ユーザデータ転送処理

(1) 処理概要

GTPv2-C を使用して回線接続を行った後、直収パケット交換機は、移動無線装置からユーザデータを受信すると接続処理において 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備に払出された GTPv1-U 用の TEID を付与した G-PDU メッセージにカプセル化を行い 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備に転送する。また、5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備から接続処理において直収パケットで払出した GTPv1-U 用の TEID を付与した G-PDU メッセージでカプセル化されたユーザデータを受信すると移動無線装置との間に接続処理時に設定された回線に対してユーザデータを転送する。

(2) ユーザデータ転送処理対象メッセージ

直収パケット交換機～5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備間で使用するユーザデータ転送処理対象メッセージを表 5.3-1 に示す。

表 5.3-1 ユーザデータ転送対象メッセージ

| メッセージ | メッセージ方向 | 備考 |
|-------|-----------------------------------|----|
| G-PDU | 直収パケット交換機⇄5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備 | |

5. 4 エラーデータ処理

(1) 処理概要

直取パケット交換機は、G-PDU 受信時に送信元 IP アドレスと TEID の組合せが、記憶した組合せと同じかをチェックする。記憶した内容と異なれば回線を切断済みと判断し、G-PDU の送信元 IP アドレスに対して Error indication を送信する。Error Indication を受信した 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備は、Error Indication 受信時に該当 IP アドレスと TEID の組合せを持つ回線を切断する。

5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備は、G-PDU 受信時に送信元 IP アドレスと TEID の組合せが記憶した組合せと同じかチェックを行う。記憶した内容と異なれば回線を切断済みと判断し、G-PDU の送信元 IP アドレスに対して Error Indication を送信する。Error Indication を受信した直取パケット交換機は、Error Indication 受信時に当該 IP アドレスと TEID の組合せ持つ回線を切断する。

(2) エラーデータ処理対象メッセージ

直取パケット交換機～5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備間で使用するエラーデータ処理対象メッセージを表 5.4-1 に示す。

表 5.4-1 エラーデータ処理対象メッセージ

| メッセージ | メッセージ方向 | 備考 |
|------------------|-----------------------------------|----|
| Error Indication | 直取パケット交換機⇄5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備 | |

5. 5 ノード監視処理

(1) 処理概要

直取パケット交換機～5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備間で双方向に相手ノードの正常性確認の為、GTP Echo を使用してヘルスチェックを行う。GTPv1-U 処理部の正常性を確認する為、GTPv1-U 用のノード IP アドレスを使用してメッセージ送受を行う。双方向で確認を行うため、双方のノードがそれぞれ Echo Request を送信し、受信側は正常であれば、Echo Response を返信する。GTP-U Echo の送受は当社若しくは当社及び特定 BWA 事業者と 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者との協議で決定する。

(ア) 直取パケット交換機が 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備を監視

直取パケット交換機は、5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備の正常性を確認する為、5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備への接続が確立したことを契機に Echo Request の送信を開始する。送信間隔は別途協議の上、決定する。

(イ) 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備が直取パケット交換機を監視

5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備は、直取パケット交換機の正常性を確認する為 Echo Request の送信を行う。送信間隔は別途協議の上、決定する。

(2) タイムアウト時の処理

(ア) 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備から Echo Request が返信されなかった場合

直取パケット交換機は、別途協議の上決定した回数の Echo Request 再送を行う。

リトライアウト後は、該当の 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備と通信中の回線を切断する。また、以降該当設備への Echo Request 送信を停止する。再度該当設備への Echo Request を送信契機は、該当ノードへの新たな回線接続が行われ、GTPv1-U パケットが疎通した時となる。

(イ) 直収パケット交換機から Echo Response が返信されなかった場合

必要回数リトライを行いリトライアウト後に 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備内で該当直収パケット交換機と接続を行っている回線を切断する。

(3) ノード監視処理対象メッセージ

直収パケット交換機～5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備間で使用するノード監視処理対象メッセージを表 5.5-1 に示す。

表 5.5-1 ノード監視処理対象メッセージ

| メッセージ | メッセージ方向 | 備考 |
|---------------|---------------------------------------|----|
| Echo Request | 直収パケット交換機⇄5G(NSA 方式)直収パケット 接続事業者設備 | |
| Echo Response | 直収パケット交換機⇄5G(NSA 方式)直収パケット 接続事業者設備 | |

6 GTPv1-U パケット

本章記載において特に記述が無い場合は GTPv1-U 標準 3GPP TS29.281v15.2.0 に準拠する。

6.1 GTPv1-U パケット構成

GTPv1-U パケットは、Version、Protocol Type、Extension Header flag、Sequence number flag、N-PDU Number flag、MessageType、Length、TEID、Sequence Number、N-PDU Number、Next Extension Header からなる共通部分と、信号毎に異なるパラメータを設定する情報要素部分から構成される。

GTPv1-U パケットの構成を図 6.1-1 に示す。

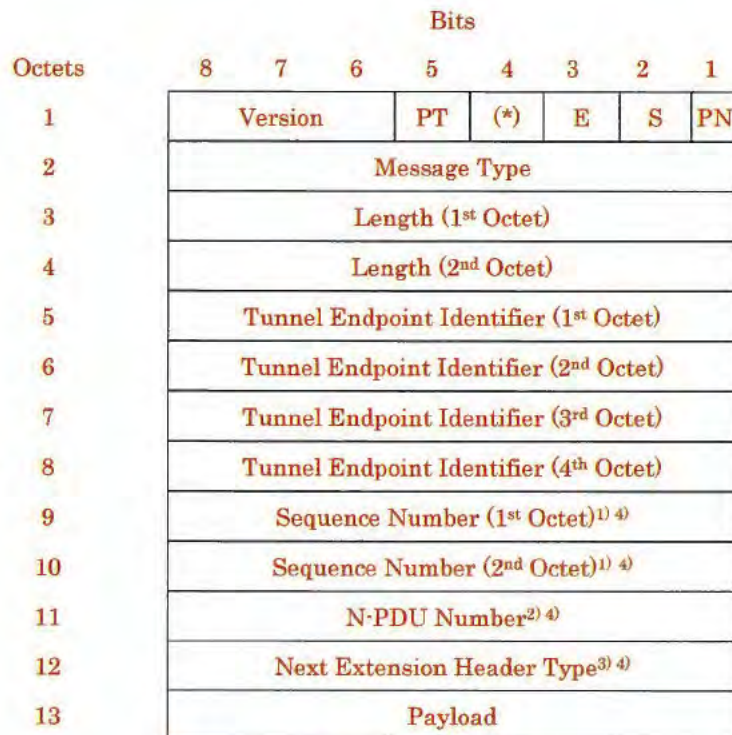


図 6.1-1 GTP-U パケットの構成

(*) 予備ビット。“0”で設定される。受信側では Don't Care

- 1) “S” フラグが“1”の場合、このフィールドは設定される。
- 2) “PN” フラグが“1”の場合、このフィールドは設定される。
- 3) “E” フラグが“1”の場合、このフィールドは設定される。
- 4) “S”、“PN”、“E” フラグの何れか一つ以上でもセットされる場合に限り、このフィールドは存在する。

(1) Version(バージョン)

直収パケット交換機と 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備間で使用される GTP ノード監視処理対象メッセージを表 6.1-1 に示す。

表 6.1-1 Version 設定値

| Bit 位置 | | | 情報内容 | 備考 |
|--------|---|---|--------------|-------|
| 8 | 7 | 6 | | |
| 0 | 0 | 0 | GTP version0 | 非サポート |
| 0 | 0 | 1 | GTP version1 | サポート |

(2) PT(プロトコルタイプ)

直取パケット交換機と 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備間で使用される GTP のプロトコルタイプを示す。GTP のみサポートする。PT 設定値を表 6.1-2 に示す。

表 6.1-2 PT 設定値

| Bit 位置 | 情報内容 | 備考 |
|--------|------|-------|
| 5 | | |
| 0 | GTP' | 非サポート |
| 1 | GTP | サポート |

(3) E(拡張ヘッダフラグ)

拡張ヘッダフラグの有無を示す。直取パケット交換機と 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備間では拡張ヘッダを使用しない。拡張ヘッダ設定値を表 6.1-3 に示す。

表 6.1-3 拡張ヘッダフラグ設定値

| Bit 位置 | 情報内容 | 備考 |
|--------|-------------|-------|
| 3 | | |
| 0 | 拡張ヘッダが存在しない | サポート |
| 1 | 拡張ヘッダが存在する | 非サポート |

(4) S(シーケンスナンバフラグ)

シーケンスナンバの有無を示す。直取パケット交換機と 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備間ではシーケンスナンバを使用しない。但し、Echo Request, Echo Response, Error Indication メッセージでは“1”を使用する。シーケンスナンバフラグ設定値を表 6.1-4 に示す。

表 6.1-4 シーケンスナンバ設定値

| Bit 位置 | 情報内容 | 備考 |
|--------|----------------|------|
| 2 | | |
| 0 | シーケンスナンバが存在しない | サポート |
| 1 | シーケンスナンバが存在する | サポート |

(5) PN(N-PDU ナンバフラグ)

N-PDU ナンバフラグの有無を示す。直取パケット交換機と 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備間では N-PDU ナンバを使用しない。N-PDU ナンバフラグ設定値を表 6.1-5 に示す。

表 6.1-5 N-PDU ナンバ設定値

| Bit 位置 | 情報内容 | 備考 |
|--------|-----------------|-------|
| 1 | | |
| 0 | N-PDU ナンバが存在しない | サポート |
| 1 | N-PDU ナンバが存在する | 非サポート |

(6) Message Type

Message Type フィールドは、GTPv1-U パケットタイプを識別する。直取パケット交換機はサポート外の Message Type を持つ GTPv1-U パケットを受信した場合、信号を破棄する。直取パケット交換機でサポート

する GTPv1-U パケットメッセージ種別を表 6.1-6 に示す。

表 6.1-6 GTPv1-U パケットの Message Type 一覧

| Message Type value (Decimal) | Message | 備考 |
|------------------------------|--|------|
| 1 | Echo Request | サポート |
| 2 | Echo Response | サポート |
| 26 | Error Indication | サポート |
| 31 | Supported Extension Headers Notification | サポート |
| 255 | G-PDU | サポート |

(7) Length

Length フィールドは Payload 長を示す。

(8) TEID

TEID フィールドは回線接続時もしくは直収パケット交換機変更時に直収パケット交換機及び 5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備でユニークに払出される回線を識別する番号である。直収パケット交換機で払出した GTPv1-U 用の TEID は、Create Session Request の Payload 部の「S5/S8-U SGW F-TEID」に、直収パケット交換機変更時は、Modify Bearer Request の Payload 部の「S5/S8-U SGW F-TEID」に設定され、5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者ノードに送られる。

5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備で払出された GTPv1-U 用の TEID は、Create Session Response の Payload 部の「S5/S8-U PGW F-TEID」に、直収パケット交換機変更時は Modify Bearer Response の Payload 部の「S5/S8-U PGW F-TEID」に設定し、直収パケット交換機に送られる。TEID の構成を図 6.1-2 に設定値を表 6.1-7 に示す。

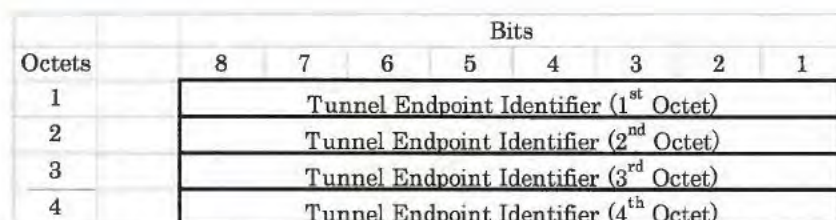


図 6.1-2 TEID の構成図

表 6.1-7 TEID の設定値

| メッセージ名 | 設定値 |
|------------------|--|
| G-PDU | 送信先のノードが回線接続処理時に払出した GTPv1-U 用 TEID が設定される |
| Error indication | 0 が設定される |
| Echo Request | 0 が設定される |
| Echo Response | 0 が設定される |

(9) Sequence Number

Sequence Number フィールドは、GTPv1-U の Echo Request Message と Response Message を対応付けさせる為にトランザクション ID として使用される。Request 受信後に Response を返信する際に Request に設定された Sequence Number をコピーして Response の Sequence Number に設定する。Sequence Number の構成を図 6.1-3 に示す。

| Octets | Bits | | | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 1 | Sequence Number (1 st Octet) | | | | | | | |
| 2 | Sequence Number (2 nd Octet) | | | | | | | |

図 6.1-3 Sequence Number の構成

(10) N-PDU Number

N-PDU Number フィールドは、使用しない為“0”を設定する。Sequence Number が設定されていない場合は、本フィールド自体が存在しない。

(11) Next Extension Header Type

Next Extension Header Type フィールドは、Extension フィールドを設定しない為、“0”を設定する。Sequence Number が設定されていない場合は、本フィールド自体が存在しない。

6. 2 GTPv1-U パケット Payload

GTPv1-U の Payload に設定されるパラメータを以下に示す表 6.2-1 の形式で表現する。

表 6.2-1 GTPv1-U の Payload に設定されるパラメータの説明

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|-----------|---|---|----------------------|----|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| パラメータ名を記載 | 以下の何れかを記載する M:(Mandatory) C:(Conditional) O:(Optional) | 以下の何れかを記載する。 F:固定長(Fixed) V:可変長(Variable) | パラメータ情報長をオクテット数で記載する | |

(1) Echo Request

Echo Request は、直取パケット交換機と 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備間でヘルスチェックを行う為に双方から送信される。Echo Request のパラメータを表 6.2-2 及び表 6.2-3 に示す。

表 6.2-2 Echo Request のパラメータ

方向:直取パケット交換機→5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|-------------------|------|-------|--------|-----|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| Private Extension | 0 | V | | 未設定 |

表 6.2-3 Echo Request のパラメータ

方向: 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備→直取パケット交換機

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|-------------------|------|-------|--------|------------|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| Private Extension | 0 | V | | Don't Care |

(2) Echo Response

Echo Response は、直取パケット交換機と 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備間でヘルスチェックを行う為に双方から送信される Echo Request の応答メッセージである。Echo Response のパラメータを表 6.2-4 及び表 6.2-5 に示す。

表 6.2-4 Echo Response のパラメータ

方向:直取パケット交換機→5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|-------------------|------|-------|--------|----------|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| Recovery | M | F | 1 | 0 が設定される |
| Private Extension | 0 | V | | 未設定 |

表 6.2-5 Echo Response のパラメータ

方向: 5G(NSA 方式)直取パケット接続事業者設備→直取パケット交換機

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|-------------------|------|-------|--------|------------|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| Recovery | M | F | 1 | Don't Care |
| Private Extension | O | V | | Don't Care |

(3) Supported Extension Headers Notification

Supported Extension Headers Notification は、サポートする Extension ヘッダのリストを通知する為に使用される。Supported Extension Headers Notification のパラメータを表 6.2-6 に示す。

表 6.2-6 Supported Extension Headers Notification のパラメータ
方向:直収パケット交換機⇄5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|--|------|-------|--------|-----------------------------|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| Supported Extension Headers Notification | M | V | | Extension ヘッダタイプのリストが設定される。 |

(4) Error indication

Error indication は、回線接続時に記憶した接続先ノードの IP アドレスと TEID の組合せと異なる G-PDU メッセージを受信した場合に G-PDU 送信ノードに対して送信される。Error indication のパラメータを表 6.2-7 に示す。

表 6.2-7 Error indication のパラメータ
方向:直収パケット交換機⇄5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|-----------------------------------|------|-------|--------|-----------------------------------|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| Tunnel Endpoint Identifier Data I | M | F | 4 | G-PDU 受信時に設定されていた TEID が設定される |
| GTP-U Peer Address | M | F | 4 | G-PDU 受信時に設定されていた宛先 IP アドレスが設定される |
| Private Extension | O | V | | 未設定 |

(5) G-PDU

G-PDU は、接続した回線でユーザデータをカプセル化して転送する為に使用される。G-PDU のパラメータを表 6.2-8 に示す。

表 6.2-8 G-PDU のパラメータ
方向:直収パケット交換機⇄5G(NSA 方式)直収パケット接続事業者設備

| パラメータ名 | 設定種別 | 情報長 | | 備考 |
|--------|------|-------|--------|-----------------|
| | | 固定/可変 | Octets | |
| ユーザデータ | M | V | | 移動無線装置が送受信する IP |

| | | | | |
|--|--|--|--|--------------------|
| | | | | パケットがカプセル化されて設定される |
|--|--|--|--|--------------------|